

# 令和6年度

## 各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 令和7年9月17日 開会 10時00分 散会 16時54分

2 場 所 幕別町役場3階議場

3 出 席 者

① 委 員 (16名)

島山美和	塚本逸彦	山端隆治	内山美穂子	長谷陽子	酒井はやみ
荒 貴賀	野原恵子	石川康弘	岡本眞利子	小島智恵	田口廣之
谷口和弥	藤原 孟	中橋友子			

② 委 員 長 小田新紀

③ 委員外議員 議長 寺林俊幸

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	伊藤博明
教 育 長	笹原敏文	代 表 監 査 委 員	八重柏新治
監 査 委 員	藤谷謙至	企 画 総 務 部 長	山端広和 (選挙管理委員会事務局長)
住 民 生 活 部 長	寺田 治	保 健 福 祉 部 長	亀田貴仁
経 済 部 長	高橋修二	建 設 部 長	河村伸二
会 計 管 理 者	武田健吾	忠 類 総 合 支 所 長	鯨岡 健
札 内 支 所 長	白坂博司	教 育 部 長	石田晋一
政 策 推 進 課 長	宇野和哉	総 務 課 長	西田建司 (選挙管理委員会書記長)
地 域 振 興 課 長	安田奈緒	糠 内 出 張 所 長	古山悌士
住 民 課 長	佐々木一成	防 災 環 境 課 長	半田 健
防 災 環 境 課 参 事	山岸伸雄	税 務 課 長	田村真由美
福 祉 課 長	広田瑞恵	こ ど も 課 長	山本 充
保 健 課 長	西嶋 慎	農 林 課 長	遠藤寛士
農 林 課 参 事	廣瀬康友	農 業 振 興 担 当 参 事	平井幸彦
商 工 観 光 課 長	本間 淳	土 木 課 長	香田裕一
保 健 福 祉 課 長	北原正喜	経 済 建 設 課 長	吉仲有希
経 済 建 設 課 場 長	児玉隆良	札 内 支 所 住 民 課 長	宮田 哲
会 計 課 長	勝又 淳	監 査 委 員 事 務 局 局 長	林 伸顕
農 業 委 員 会 事 務 局 局 長	木村純一		

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 佐藤勝博 課長 岩岡夢貴 係長 渡辺 優

4 審査事件 令和6年度幕別町一般会計ほか5会計決算認定

5 審査結果 一般会計ほか質疑

6 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員会委員長 小田新紀

# 議 事 の 経 過

(令和7年9月17日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

○委員長（小田新紀） ただ今より、令和6年度幕別町各会計決算審査特別委員会を開会いたします。

審査に入ります前に、一言ご挨拶を申し上げます。

さきの本会議において設置されました本特別委員会の委員長として、私が大任を仰せつかることとなりました。

議会における決算審査は、議決した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、その行政効果を確認し、評価をするという極めて重要な意味を持っております。

来年度の予算編成や行政執行に生かされるよう、慎重かつ効率的に審査を進めたいと思いますので、皆様の格段のご協力をいただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

なお、委員会の効率的な運営が図られますよう、各委員の質問及び説明者の答弁につきましては、簡単かつ明瞭に行っていただきますようお願い申し上げます。

初めに、9月3日の本委員会で、酒井委員から、1、令和6年度町内会の加入者数と加入率（町内会ごと）、2、令和6年度マイナンバーカード、（1）国民健康保険被保険者証としての利用登録数、（2）国民健康保険資格確認書発行数、3、令和6年度保育所待機児童数（施設別・年齢別）、4、令和6年度特別養護老人ホームの待機者数と待機期間について、4件の資料請求がありました。

執行部からは、このうち、「1 令和6年度町内会の加入者数と加入率（町内会ごと）」の資料については、各町内会長から、町内会の加入者数と加入率に係る公表の同意を得ていないため、提出することができない旨、この資料を除く3件の資料の提出があり、あらかじめ配布しておりますので、ご報告いたします。

次に、「令和6年度幕別町一般会計・特別会計決算資料」に係る正誤表及び訂正後の決算資料の提出があり、あらかじめ配布しておりますので、ご報告いたします。

ここで、審査の進め方について確認いたします。

初めに、決算に関わります幕別町一般会計、特別会計の資料及び総括的説明を理事者に求めます。

説明が終わりましたら、一般会計の歳出、1款議会費から13款予備費まで、款ごとに審査してまいります。

質疑に当たりましては一括し、必ずページ番号と目・節を言ってから発言していただくこととし、関連する質疑は、第1発言者の発言が終わった後、「関連」と言って、挙手をお願いいたします。

ただし、質疑につきましては、あらかじめ配布しております「令和6年度決算審査の進め方（一般会計歳出決算）」における質疑区分表に基づき、34区分に区切って順番に行うこととし、各区分の質疑が終了した後、次の区分に進むものといたします。

質疑が終了した区分に戻って、再度質疑を行うことはいたしませんので、各区分において質疑漏れなどが生じないよう、十分ご留意ください。

その後、一般会計の歳入の審査を行い、審査が終わりましたら、一般会計に関わる総括的な質問をお受けいたします。

次に、特別会計及び事業会計の審査につきましては、会計ごとに歳入歳出を一括して審査してまいります。

質疑に当たりましては、会計ごと一括し、必ずページ番号と目・節を言ってから、発言していただくこととし、関連する質疑は、第1発言者の発言が終わった後、「関連」と言って、挙手をお願いいたします。

答弁に立たれます説明員の方におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました、認定第1号、令和6年度幕別町一般会計決算から認定第6号、令和6年度幕別町水道事業会計決算までの6議件を一括議題といたします。

最初に、令和6年度幕別町一般会計・特別会計決算資料の説明並びに総括的説明を受けたいと思います。

説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 初めに、決算資料の訂正につきまして、ご説明申し上げます。

あらかじめ配布しております決算資料の正誤表及び訂正後の決算資料のとおり訂正させていただくものであります。

正誤表をご覧ください。

令和6年度幕別町一般会計・特別会計決算資料の訂正で、表の左端の列に、訂正するページ、次の列が訂正前、次が訂正後、最後に訂正内容を記載しております。

訂正箇所は下線表示の部分であります。

訂正箇所は8ページで、「イ 消費的経費」のうち「c 維持補修費」の2行目、後段になりますが、下線のとおり、訂正前の「皆増」を訂正後のとおり「増」と増加要因の文言訂正をするものであります。大変申し訳ありませんでした。

それでは、決算資料に基づきまして、令和6年度の概要についてご説明いたします。

地方自治法第233条第5項に規定する主要な施策の成果を説明する書類など、決算資料として3種類、配布いたしております。

初めに、「令和6年度幕別町一般会計・特別会計決算資料」の1ページをご覧ください。

第1表、令和6年度の決算状況についてであります。

決算額は、表中、点線の囲みで示している部分になります。

初めに、歳入になりますが、一般会計の令和6年度決算額は188億8,565万8,000円で、前年比では右側の伸び率の欄に記載のとおり、2.2パーセントの減となっております。

また、特別会計の決算額は63億3,208万円で、前年比26.7パーセントの減となっておりますが、令和6年度から簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、個別排水処理特別会計及び農業集落排水特別会計は、地方公営企業法の適用により公営企業会計に移行したことから、大幅に減少したものであります。

令和6年度の一般会計と特別会計を合わせた歳入の合計は252億1,773万8,000円で、前年比27億2,980万1,000円、9.8パーセントの減となっております。

次に、表の中段の歳出になります。

一般会計の令和6年度決算額は181億3,298万8,000円、前年比で3.8パーセントの減となっております。

特別会計決算額は61億476万7,000円、前年比で26.6パーセントの減であります。

令和6年度の一般会計と特別会計を合わせた歳出の合計は242億3,775万5,000円、前年比29億3,205万7,000円、10.8パーセントの減となっております。

次に、特別会計の会計別の決算額になりますが、資料の10ページをお開きください。

第8表、令和6年度特別会計決算額であります。

国民健康保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の三つの特別会計の決算額等をそれぞれ記載しております。

合計いたしますと、C欄の支出済額の計になりますが、61億476万7,000円となります。

以下、特別会計ごとに、それぞれの決算につきまして概要を記載しております。

各会計とも、前段で歳入についての説明、後段で歳出についての説明をしておりますが、後段の歳出決算額につきまして、説明をさせていただきます。

(1) 国民健康保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと1億185万2,000円、3.5パーセントの減となっております。

主な歳出は保険給付費や国民健康保険事業費納付金などであります。

(2) 後期高齢者医療特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと4,292万円、9.1パーセントの増となっております。

主な歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金であります。

(3) 介護保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと8,317万7,000円、3.1パーセントの増であります。

主な歳出は、各種介護サービスに係る保険給付費であります。

以上が、特別会計の決算状況であります。

2ページにお戻りいただきたいと思います。

右上、第2表、令和6年度一般会計収支の状況になります。

右端が令和6年度になりますが、歳入総額188億8,565万8,000円に対し、歳出総額は181億3,298

万8,000円であり、歳入歳出差引額は7億5,267万円の歳計剰余金を生じましたが、このうち、翌年度への繰越明許費に係る繰越財源が9,102万2,000円ありますので、その額を差し引いた残り6億6,164万8,000円が令和6年度の実質収支額となります。

なお、この実質収支額につきましては、地方自治法の規定により、歳計剰余金の処分として財政調整基金に3億5,000万円、減債基金に5,000万円、合計4億円を積立ていたしておりますので、残りの2億6,164万8,000円が翌年度への繰越金となるものであります。

3ページをご覧ください。

歳入であります。第3表、一般会計歳入決算額には、1款の町税から23款の町債まで、予算現額から構成比までそれぞれの数値を記載しております。

C欄の収入済額の計の欄になりますが、188億8,565万8,000円が令和6年度一般会計の歳入の決算額であります。

なお、不納欠損額は、1款町税で262万9,000円、15款使用料及び手数料、これは公営住宅使用料になりますが、22万7,000円となっております。

また、収入未済額につきましては、合計で1億1,094万1,000円となっております。

4ページをご覧ください。

下段の「第1図 決算額の構成状況」では、歳入の構成比を円グラフで示しております。

構成比の中で大きなウエートを占めているのは、地方交付税で34.3パーセント、以下、町税が15.9パーセント、国庫支出金12.9パーセント、道支出金9.3パーセントなどといった構成になっております。

3ページになりますが、表の下に記載の①町税以下の歳入の状況について説明いたします。

①の町税では、前年比2.7パーセントの減となっております。

主な要因につきましては、定額減税の実施による個人町民税の減税額1億1,100万9,000円の影響が挙げられますが、この減税分につきましては、地方特例交付金で補填されております。

②地方交付税は、前年比1億6,833万9,000円、率にして2.7パーセントの増となっております。教育費や公債費などの基準財政需要額の増加に伴う普通交付税の増が主な要因であります。

5ページをご覧ください。

③国庫支出金は、前年比2億4,297万5,000円、11.1パーセントの増であります。

デジタル田園都市国家構想交付金の皆増やアイヌ政策推進交付金、公営住宅整備に係る社会資本整備総合交付金の増などであります。

④道支出金につきましては、前年比12億5,695万3,000円、41.8パーセントの減であります。

産地生産基盤パワーアップ事業道補助金の減などあります。

⑤町債につきましては、前年比2億3,666万7,000円、16.6パーセントの減。

小中学校長寿命化改修事業債の皆減、保健福祉センター改修事業債の減などあります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

6ページになります。

第5表、令和6年度目的別歳出決算であります。

1款議会費から13款予備費までの予算現額から不用額まで、それぞれ記載しております。

決算総額につきましては、B欄支出済額の一番下の欄になりますが、181億3,298万8,000円であります。

構成比が最も高いのは、3款民生費の22.4パーセント、40億5,897万9,000円、次いで、8款土木費の13.0パーセント、23億5,887万8,000円、2款総務費の11.8パーセント、21億4,279万5,000円の順となっております。

7ページをご覧ください。

第6表、性質別歳出決算であります。

この表につきましては、先ほど申し上げました目的別歳出を性質別に区分したものであります。

1の人件費は、右端の比較増減になりますが、前年度との比較で7,344万円、2.8パーセントの増であります。

人事院勧告に基づく初任給、若年層を中心とした俸給月額と特別給の引上げなどによるものであります。

8ページをご覧ください。

イ、消費的経費のa人件費の説明に墨つき括弧に参考としてラスパイレス指数を記載しております。

令和4年度は97.2、5年度は96.8、6年度は98.1であります。

7ページにお戻りいただきまして、第6表、4の扶助費は、前年比6,818万3,000円、2.8パーセントの増であります。

児童手当の支給対象範囲の拡充による増や障害福祉サービス給付費の増によるものであります。

5の補助費等は、前年比7億1,033万3,000円、35.0パーセントの増で、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、個別排水処理特別会計及び農業集落排水特別会計が公営企業へ移行したことに伴う補助金の皆増、ゼロカーボン推進総合補助金の皆増などによるものであります。

次に、10の投資的経費であります。前年比11億6,019万5,000円、26.0パーセントの減であります。

普通建設事業費のうち、補助事業は前年比12億5,044万4,000円の減であります。

幕別町農協が整備した馬鈴薯出荷施設に係る産地生産基盤パワーアップ事業の皆減などでありまして。

単独事業は9,024万9,000円の増で、ふれあいセンター福寿改修工事の増、札内西2条通道路整備工事の皆増などによるものであります。

以上が、一般会計歳出についての説明であります。

次に、基金の状況について申し上げます。

基金についての説明につきましては、お手数ですが、一般会計の歳入歳出決算書、最終ページの356ページをお開きください。

上段の表、3基金であります。それぞれ一番右側の額が令和6年度末の現在高となります。

この表の右下の合計欄をご覧くださいと思いますが、現金が36億2,660万7,000円、土地が1億5,756万8,000円となっております。

合算した基金総額は37億8,417万5,000円、前年度と比較いたしまして1億7,980万2,000円の減となっております。

なお、先ほど決算資料2ページの説明の中で申し上げました、令和6年度の決算剰余金からの積立金、財政調整基金へ3億5,000万円、減債基金への5,000万円につきましては、この残高には含まれておりません。

下の表4その他には、備荒資金組合への納付金の表を掲載しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

再度、資料の方にお戻りいただきたいと思っております。

11ページをご覧ください。

中段の第9表、一般会計財政状況として各種指数等を掲載しておりますが、区分欄で表の下から3行目の財政力指数、一番下の実質公債費比率についてご説明いたします。

まず、財政力指数は、財政力を判断する指標で、過去3年間の平均値をいいますが、数値が1に近く、1を超えるほど税などの一般財源が多い、いわゆる財源に余裕があるということになります。

本町につきましては、令和4年度が0.348、5年度は0.346、6年度が0.353となっております。

こども子育て費の新設や包括算定経費の増に伴う基準財政需要額の増加により、単年度では対前年比0.002ポイント下回りましたが、3年前の令和3年度と比較すると0.02ポイント上回るため、3年平均では対前年比0.007ポイントの増となったものであります。

次に、実質公債費比率は、起債制限比率に含まれない特別会計への繰出金のうち、公債費に充当される繰出金や一部事務組合への負担金のうち、公債費に充当される負担金等を加えたものをその団体の実質的な公債費負担としたものであります。

令和6年度の本町の実質公債費比率は10.0パーセントとなり、前年度より0.2ポイント上がりましたが、これは算定上、分子となる地方債の元利償還金が増加したことによるものであります。

15ページをご覧ください。

下段の第12表、地方債の状況についてですが、一般会計の地方債の残高を一覧表として記載しております。

表の一番下の計の欄で、右から3列目、差引現在高欄が地方債の令和6年度末残高になりますが、6年度末では170億9,253万円であり、5年度末と比較しますと5億9,768万9,000円減少したところであります。

16ページをご覧ください。

(2)につきましては、地方債の借入先別・利率別現在高の状況について記載した表であります。

一般会計を申し上げますと、表の右側、「利率別内訳」の欄の中に、現在高を記載しております。

一番右の欄の4パーセント超の欄につきましては、合計が1,751万1,000円で、構成比にいたしますと全体の0.1パーセントになります。したがって、残りの99.9パーセントが金利4パーセント以下の借入利率ということになります。

17ページをご覧ください。

下段の第13表、債務負担行為の状況になりますが、これも地方債と同様に、後年次に財政負担となってくるものであります。

「令和7年度以降支出予定額」の欄になりますが、5億8,616万4,000円であります。

内訳では、区分欄の1、物件の購入のうち、(2)のその他の物件4,188万1,000円は、公社貸付牛に係る債務負担であります。

なお、3のその他にあります5億4,428万3,000円は、国営土地改良事業に係る償還金や防犯灯リース料、農業関係の利子補給金等が含まれております。

18ページをご覧ください。

3、健全化判断比率及び資金不足比率の状況であります。

さきの本会議において報告したところでありますが、上の表では、一般会計における実質赤字比率など令和4年度から3年分を記載しております。

また次の表、資金不足比率についても、会計ごとに記載しておりますが、赤字がないことにより算定結果の数字は記載されておられません。

なお、表の下段に各比率などの説明を記載しておりますので、ご参照ください。

19ページをご覧ください。

第14表といたしまして、各款における節ごとの決算額を記載しております。

20ページになりますが、第15表としまして、団体等に対する各種補助金、交付金の一覧としまして、22ページまで記載しております。

23ページをご覧ください。

第16表としまして、最近5か年間における款ごとの比較を一般会計と三つの特別会計について、それぞれ27ページまで掲載をしております。

資料の28ページをご覧ください。

第17表は、平成26年度からの地方消費税の引上げに伴い、地方消費税交付金を含む引上げ分の地方消費税収は全て社会保障施策に要する経費に充て、その用途についても明確にすることとされたことから、26年度決算資料から追加した資料であります。

歳入になりますが、令和6年度の本町における地方消費税交付金の社会保障財源化分、いわゆる引上げ分については3億8,582万5,000円で、その全額を歳出の社会保障関係経費に充当したものであります。

29ページをご覧ください。

第18表、ふるさと寄附金額と件数及び充当事業一覧であります。

本町では、平成27年12月から「返礼品あり」のふるさと寄附を実施しておりますが、上の表は「ふるさと寄附に係る収入」で、ふるさと寄附条例第2条に規定する九つの事業ごとに、寄附件数、金額を令和4年度から3年分、記載しております。

合計欄になりますが、令和6年度は、寄附件数が9,181件、寄附金額2億421万926円であります。

前年度と比較しますと、件数で199件の減、金額では501万9,926円の増となったところであります。

なお、表の一番右の太線囲み(D)の欄につきましては、平成27年11月以前にも返礼品がない一般のふるさと寄附を実施していますことから、これまでの「ふるさと寄附」全体の寄附金額及び運用益の合計額を記載しており、その金額は、24億9,190万4,913円となります。

次に、下の表は「ふるさと寄附に係る支出」の一覧であり、寄附金の寄附区分ごとに、充当した事業及び金額について記載しております。

原則、当該年度に寄附されました寄附金は、翌年度以降の事業に充当されていきます。

表の右側になりますが令和6年度は、(E)の充当金額欄の下から3行目の欄に記載の1億5,210万4,000円が、各種事業に充当された金額の合計となり、こちらについては、5年度以前に寄附された寄附金を基金から繰り入れて充当しているものであります。

なお、収入の表と同様に、平成27年11月以前に充当されました寄附金を含めて表の一番右の(G)の欄に充当事業の合計額を記載しており、支出額の総計は23億6,005万3,072円となります。

以上、ご説明申し上げました「ふるさと寄附」に係る収入額と支出額のそれぞれの合計額を差引いた

令和6年度末の寄附金残高は、下段の右下の太線囲みで示しておりますが、1億3,185万1,841円であります。

30ページをご覧ください。

第19表、企業版ふるさと寄附金額と充当事業一覧であります。

企業版ふるさと納税は、地方公共団体が行う地方創生の取組に対し企業側が寄附を行い、企業側は法人関係税から税額控除等が受けられるものであり、本町は令和4年度から実施しております。

上の表は「企業版ふるさと寄附に係る収入」であります。令和6年度は合計欄に記載のとおり、寄附件数で11件、寄附金額は769万円で、前年度と比較し、件数で1件、金額で209万円それぞれ増となりました。

令和4年度からの合計収入額は、右下の収入額合計欄に記載のとおり1,579万円であります。

下の表は「企業版ふるさと寄附に係る支出」であります。

寄附をいただいた企業の意向に沿う事業に充当しており、令和6年度は4事業に670万円を充当したほか、その他の欄に記載のとおり、7年度事業充当分として99万円を基金に積み立てたものであります。

令和4年度からの合計支出額は、右下の支出額、合計欄に記載のとおり、7年度への積立基金の額も含め収入と同額の1,579万円であります。

31ページをご覧ください。

第20表、森林環境譲与税に係る充当事業一覧であります。

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため、森林環境税及び森林環境譲与税が平成31年度税制改正において創設されたところであります。

上の表は、「森林環境譲与税に係る収入」になり、3年分を記載しており、表の右側、令和6年度の譲与税額は(A)欄に記載のとおり4,278万8,000円、(B)欄の運用益と合わせると4,285万7,129円となっております。

一番右の(D)欄には、譲与税が交付された令和元年度から令和6年度までの譲与税額及び運用益の合計額を記載しており、その金額は1億6,692万520円であります。

下の表は「森林環境譲与税に係る支出」になります。

一番左の欄の区分ごとに、充当した事業及び金額について3年分を記載しており、令和6年度は、充当金額の一番下の合計欄に記載のとおり2,117万4,706円が各種事業に充当された金額の合計となっております。

なお、表の右下の(G)欄には、これまでの充当事業の合計額を記載しており、支出額の合計は、6,713万6,856円となり、「森林環境譲与税」に係る収入額と支出額のそれぞれの合計額を差引いた令和6年度末の基金残高は、右下の囲みで示しておりますが、9,978万3,664円であります。

なお、森林環境譲与税の用途については、「インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。」とされていることから、本定例会終了後にホームページで公表する予定としております。

32ページをご覧ください。

第21表、公の施設に係る施設使用料収入額一覧であります。

令和4年10月1日から公共施設使用料の見直しに合わせ、共通利用券での支払いも可能としたことから、各施設における使用料収入と、そのうち共通利用券分、現金分を明示した一覧であります。

一番下の合計欄をご覧ください。

令和6年度の使用料収入は2,519万773円、そのうち共通利用券分の収入は769万8,150円、占める割合は30.6パーセント、現金分は1,749万2,623円、69.4パーセントであります。

令和5年度と比較しますと、使用料収入は337万5,219円、率にして15.5パーセントの増となっております。

次に、33ページから38ページは、「令和6年度指定管理者施設管理評価シート」で、平成28年度決算から追加した資料であります。

現在、本町において指定管理者制度を導入している施設について、「幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」及び「各指定管理の基本協定書」に基づき、毎年度、施設の管理業務、経理の状況等に関し、実地調査と報告書等により、評価を行っているものであります。

指定管理者制度を導入している7施設について評価を行い、その評価概要について「評価シート」と

して 34 ページから 38 ページに記載しております。

34 ページをご覧ください。

シートの内容等について、ご説明いたします。

上段に、指定管理している施設の名称、次に、指定管理者の名称、右側は、指定期間として、本施設が指定管理されている期間について記載しております。

次に、「1 予算決算の推移」として、3 か年分の予算と決算状況について記載、次に、「2 評価項目」として、(1) から (3) のとおり「事業運営」に関すること、「施設の維持管理」に関すること、「会計処理」に関することの 3 項目についてそれぞれ評価を行い、その評価については、その下段、「3 評価」に記載の 4 段階の評価基準に基づき実施したところであります。

評価の結果につきましては、その下に記載しております。

本表「忠類診療所」につきましては、令和 6 年度から指定管理者による運営を開始しましたが、33 年間に渡って地域医療を支えてきた医師の交代もあり、一時的に受診者数が減少したことから、(1) 事業の運営に関する評価は「B」一部課題あり、このほか、(2) 施設の維持管理に関する評価は「S」水準以上、(3) 会計処理に関する評価は「S」水準以上と評価しております。

次に、「4 総合評価」では、一番下の表に基づき評価をしており、本施設は総合評価を「妥当」としたところであります。

以上が、評価シートの内容であります。

35 ページをご覧ください。

同様の評価方法をもって、「忠類歯科診療所」について評価しており、総合評価を「良好」としております。

36 ページは「アルコ 236 及び道の駅・忠類」について、総合評価を「妥当」としております。

37 ページをご覧ください。「幕別町百年記念ホール」についての総合評価は、「良好」としております。

38 ページは、「幕別町札内スポーツセンター・幕別町農業者トレーニングセンター」で、総合評価は「妥当」としております。

以上が、令和 6 年度決算の概要であります。

次に、別途配布の資料になりますが、「令和 6 年度の主要な施策の成果」につきましてでございますが、1 ページの議会活動の項目以降、各項目にわたる主要な施策につきまして、事業ごとの事業費や事業概要、実施結果を記載し、シートの下段や裏面に備考として活動指標や成果指標の項目で記載し切れなかった数値等を掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、同じく別途配布の「令和 6 年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当事業決算状況調」をご覧ください。

表紙の次に、目次として、交付金を充当した事業の一覧と事業費及びその財源等を示しております。

また、1 ページからは、それぞれの事業ごとに事業概要、事業費、財源、決算額の内訳、事業効果を記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

なお、各事業の内容につきましては、総務費の説明の際、主な事業のみでありますので、ご説明いたしますので、ここでの説明は省略させていただきます。

以上で、決算概要の説明を終わらせていただきます。

○委員長（小田新紀） 総括的な説明が終わりましたので、これに対する質疑がありましたら、お受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 質疑がないようですので、以上をもって終了いたします。

これより認定第 1 号、令和 6 年度幕別町一般会計歳出決算の審査を行います。

1 款議会費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 88 ページをお開きください。

歳出は、各款共通して、備考欄に事業ごとの総額を記載し、その内訳を節ごとに記載しております。説明につきましては、主な事業と費用についてご説明いたします。

それでは、1 款議会費につきまして、ご説明申し上げます。

1 款 1 項議会費、予算現額 9,543 万 5,000 円に対しまして、支出済額 9,415 万 7,421 円であります。

議会事務局運営事業ほか 2 事業でありますので、議員報酬、議員共済費のほか、議会だより印刷費や会

議録反訳委託料、タブレット端末等レンタル料など、各種議会運営に係る経費であります。

以上で、議会費の説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりましたので、あらかじめ配布しております質疑区分表に基づき、質疑を行います。

決算書の 88 ページから 91 ページ、区分 1 について質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 質疑がないようですので、1 款議会費につきましては、以上をもって、終了いたします。

次に、2 款総務費の審査を行います。

2 款総務費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 2 款総務費につきまして、ご説明申し上げます。

92 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 23 億 2,879 万 6,000 円に対しまして、支出済額 20 億 6,731 万 275 円であります。

なお、翌年度繰越額の欄の繰越明許費 1,418 万 3,000 円は、非課税世帯応援給付金給付事業で、未支給分の給付金と給付に係る事務費であります。

1 目一般管理費、総務一般管理事務事業は、一般行政事務を行う上での費用で、11 節役務費の郵便料や電話料、12 節委託料の広報配送委託料や顧問弁護士委託料などです。

12 節委託料のうち、細節 9 会計年度任用職員庶務管理システム委託料は、会計年度任用職員の勤怠管理や給与計算を行うシステムの導入に係る経費です。

95 ページになります。

二つ目の事業、会計年度任用職員給料等支払事務事業（教育以外）は、令和 2 年度から始まりました会計年度任用職員制度による報酬や給料等を支出したものであります。

1 節報酬につきましては、会計年度任用職員のうち、パートタイムの職員 14 人分の報酬です。

2 節給料は、フルタイム 1 人分の給料、3 節職員手当等は、会計年度任用職員に支給しました期末手当など、4 節共済費は、市町村共済組合負担金や社会保険料などです。

97 ページをお開きください。

二つ目の庁舎維持管理事業は、庁舎の維持管理に要する費用であり、10 節需用費は、光熱水費などです。

12 節委託料のうち、細節 1 管理委託料は、役場庁舎の平日の夜間や土・日などの日直業務を、細節 2 清掃委託料は、役場庁舎内の清掃業務であり、それぞれ民間事業者へ委託したものであり、14 節工事請負費の細節 1 議場内コンセント増設工事は、議会の ICT 化とともに議案等のペーパーレス化に向けて、議場内におけるパソコン等の使用に必要なコンセントを増設した費用です。

次のページをお開きください。

2 目広報広聴費、広報事務事業は、月 1 回発行の広報まくべつの印刷製本費のほか、ホームページリニューアルに要した経費などです。

広聴事務事業は、ホームページにおける個人情報及びページ改ざん防止のための認証手数料です。

3 目財政管理費は、決算書の印刷製本費と地方公会計における統一的な基準による財務書類の作成に係る委託料などの経費です。

4 目会計管理費は、101 ページになりますが、決算書の印刷製本費のほか、令和 6 年 10 月から公金振込に適用された内国為替制度運営費に伴い発生した、口座振込手数料及び振込データの伝送に関わる手数料などです。

5 目一般財産管理費は、公益社団法人日本パークゴルフ協会などが入居している共同事務所や職員住宅等の管理費用であり、10 節需用費は電気料などの光熱水費、12 節委託料は、各種保守点検や町有地の草刈などに要する費用などです。

次のページになります。

6 目札内コミュニティプラザ管理費は、10 節需用費の電気料や 12 節委託料の細節 1 管理委託料などです。

7 目近隣センター管理費は、46 か所の近隣センターと 5 か所のコミュニティセンターの管理運営に係

る経費で、10 節需用費は 105 ページにわたりますが、光熱水費及び維持管理に要した経費、12 節委託料は、コミュニティセンターに係る管理、清掃及び警備などの委託料、18 節負担金補助及び交付金は、管理運営を担う近隣センター運営委員会への運営交付金であります。

8 目庁用車両管理費は、集中管理による公用車両 28 台及び町長公用車に係る車両維持管理費用であります。

10 節需用費は、燃料費や修繕料などであり、107 ページになりますが、17 節備品購入費の細節 1 庁用車両は、プラグインハイブリット車 5 台の購入に要した費用であります。

9 目企画費、企画事務事業は、18 節負担金補助及び交付金の十勝圏活性化推進期成会負担金や十勝圏複合事務組合負担金など、広域行政に関連する経費であります。

一番下の創生総合戦略審議会運営事業と、109 ページになりますが、一つ目の行政改革推進委員会運営事業は、いずれも会議の開催に係る経費であります。

10 目協働のまちづくり支援費、町内会等活動支援事業は、町内会の活動支援に係る費用で、18 節負担金補助及び交付金、細節 5 は、各町内会への活動支援に要する交付金であります。

協働のまちづくり支援事業は、地域住民自らが行政と協働し、まちづくりに参加する各種事業に対し交付金を交付するもので、交付実績は 242 件であります。

111 ページになります。

男女共同参画審議会運営事業は、「幕別町男女共同参画計画」策定に向けて開催した会議 5 回分に要した経費であります。

三つ目のマイホーム応援事業は、移住促進と町内居住者の定住に資するため、町内に住宅を新築または購入する場合に補助金を交付するもので、交付実績は 69 件であります。

結婚新生活支援事業は、新婚世帯を対象として、新生活を始めるための家賃や引越し費用等のスタートアップ費用の一部を補助するもので、交付実績は 5 件であります。

11 目支所出張所費は、札内支所及び糠内、駒島各出張所に係る事務経費などであります。

12 目総合支所費、地域住民会議運営事業は、地域住民会議の運営に係る経費で、113 ページになりますが、1 節報酬は委員 15 人分の報酬であります。

忠類地域魅力発信事業は、忠類地域魅力発信事業実行委員会に対する補助金で、忠類地区の魅力を発信する事業として「道の駅花壇整備」「スキー場と飲食店の連携によるキャンペーン事業」などに係る補助金であります。

次のページになります。

13 目防災諸費、地域防災対策事業は、防災対策事務全般に係る費用で、1 節報酬は、防災会議委員 17 人に係る報酬、2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費は、いずれも防災マネジャーの雇用に係る経費であります。

災害用備蓄品整備事業は、災害用備蓄品の整備に要する費用で、10 節需用費は、非常食等の備蓄品の更新に要した費用などであります。

防災情報機器管理事業は、防災情報機器の維持管理に要した費用で、117 ページになりますが、12 節委託料は、防災行政無線のほか全国瞬時警報システム及び防災情報システムの維持管理に要した費用であります。

14 目交通防犯費、交通安全対策事業は、交通安全対策に係る費用で、2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費は、いずれも交通安全推進員の雇用に係る経費であります。

119 ページになります。

12 節委託料は、交通安全指導員 32 人に委託した交通安全指導に係る費用であります。

防犯対策事業は、防犯対策全般に係る費用で、10 節需用費、細節 21 は防犯灯の電気料のほか、13 節使用料及び賃借料は防犯灯のリースに要した費用などあります。

地域公共交通活性化事業は、地域公共交通活性化協議会の運営に係る補助金で、地域公共交通計画に基づく施策の実施状況などを審議した協議会の開催に要した費用であります。

コミュニティバス運行事業は、コミュニティバス 3 台の運行補助金、次の予約型乗合タクシー運行事業は、駒島線、古舞線の予約型の乗合タクシー運行に係る補助金であります。

121 ページになります。

地方バス路線維持対策事業は、幕別線ほか 3 路線に係る地方バス路線の運行維持に係る補助金であります。

15 目職員厚生費、職員健康管理事業は、職員の福利厚生に係るもので、11 節役務費のうち、細節 15

の人間ドック手数料や細節 16 の職員健康診断手数料などであります。

職員研修事業は、職員の研修に要した経費で、8 節旅費は、職員研修計画に基づく各種研修旅費で、自治大学校や市町村職員研修センター等が開催する研修への参加に係るものであります。

なお、令和 6 年度は職場内研修を含め、延べ 701 人が研修に参加したところであります。

12 節委託料、細節 5 職員研修委託料は、専門的研修を開催するため、外部に研修を委託し開催した研修費用で、6 年度は、「コンプライアンス・ハラスメント研修」を実施いたしました。

16 目公平委員会費は、公平委員会の開催に係る経費であり、公平委員 3 人の報酬及び費用弁償であります。

17 目諸費、諸費事務事業は、他の科目に属さない経費の支出科目であります。

123 ページになります。

表彰事務事業は、表彰者選考委員会の開催や表彰記念品に要する経費であります。

1 節報酬は、表彰者選考委員会委員 10 人の報酬、7 節報償費のうち、細節 2 功労者表彰記念品は、社会功労 2 人、産業功労 1 人の計 3 人の表彰者への記念品であります。

上から三つ目、ふるさと寄附返礼品贈呈事業は、ふるさと寄附に対する返礼品の贈呈に係る経費で、ふるさと寄附の令和 6 年度実績は 9,181 件、2 億 421 万 926 円であります。

18 目基金管理費は、各種基金から生じる利息や寄附金等をそれぞれの基金へ積み立てたものであります。

24 節積立金の細節 2 減債基金積立金は、臨時財政対策債を償還するための経費が普通交付税で追加交付された分を積み立てたもの、125 ページになりますが、細節 3 まちづくり基金積立金は、ふるさと寄附金のほか、十勝圏複合事務組合ごみ処理施設整備費用として拠出していた積立金が、新たな施設の建設に伴い返還されたことから、まちづくり基金に積み立てたもの、細節 4 は、森林環境譲与税を森林環境譲与税基金に積み立てたものであります。

また、各種基金の年度末残高は先ほどご説明いたしましたとおり、本決算書の 356 ページに記載しているとおりであります。

19 目電算管理費、電算機器管理事業は、電算処理業務に係る経費であります。

10 節需用費は、納付書等各種電算関係用紙の印刷製本費などであります。

12 節の委託料のうち、細節 5 は電算機器等保守点検委託料、細節 6 は業務用ソフト保守点検委託料、細節 9 電算システム運用委託料は、パソコンネットワークの運用を民間事業者に委託したものであります。

細節 12 地方公共団体情報システム標準・共通化対応委託料は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の定めるところにより、令和 7 年度までにシステムを適合させるもので、6 年度は外字の統一などの文字同定業務に要した経費であります。

13 節使用料及び賃借料のうち、細節 21 議事録作成システム利用料と細節 22 チャットツール利用料は、業務効率化を目的とした DX 推進に要した経費であります。

17 節備品購入費は、備荒資金により導入した事務用パソコン端末及び各種システム等の償還金であり、細節 6 情報セキュリティ強化対策機器は、情報系、基幹系、インターネット系の三層を分離して、セキュリティ対策全般を包括するためのシステム、細節 7 庁内無線アクセスポイント機器は、本庁舎、町民会館講堂、幕別消防署に設置する庁内無線用の無線アクセスポイント機器 17 台と制御装置 2 台であります。

18 節負担金補助及び交付金のうち、127 ページになりますが、細節 5 中間サーバー利用負担金は、マイナンバー制度の情報連携に当たって、国と地方公共団体の情報伝達の仲介の役割を担う、中間サーバーの運用及び次期システム構築に係る共同利用負担金であります。

20 目地域おこし協力隊推進事業費は、地域おこし協力隊の募集及び活動に係る経費であります。

令和 6 年度は、隊員 4 名とインターン 1 名分であります。

次のページになります。

21 目地方創生推進事業費は、東京圏からの UIJ ターンによる移住及び就業を促進するため、幕別町に移住し、就業または起業等をした場合に移住支援金を交付するもので、交付実績は 2 件であります。

22 目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費は、令和 2 年度から感染症拡大防止等に対応すべく実施した事業に活用した交付金であります。

非課税世帯応援給付金給付事業は、エネルギーや食料品などの物価高騰に直面し、特に家計への影響が大きい低所得世帯への生活支援として、生活費の一部を支援したものであります。

給付実績は、令和5年度に行った非課税世帯応援給付金で6年度へ繰り越して給付した、23世帯に1世帯当たり7万円と子ども加算1人当たり5万円を1人分該当世帯へ給付しております。

また令和6年度に新たに住民税非課税世帯になった268世帯に1世帯当たり10万円と、子ども加算1人当たり5万円を35人分、該当世帯へ給付したものであります。

131ページになります。

水道料金負担軽減対策支援事業は、物価高騰等により経済的負担が増大している事業者を含めた町と水道契約者等を対象に、水道料金のうち令和6年4月分から令和7年2月分の合わせて11か月分、基本料金を徴収しないこととし負担軽減を図ったものであります。

生活応援給付金給付事業は、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税均等割のみ課税世帯に対し生活費の一部として支援したものであります。

給付実績は、令和5年度に行った生活応援給付金として6年度へ繰り越して給付した39世帯に1世帯当たり10万円と子ども加算1人当たり5万円を7人分、該当世帯へ給付しております。

また令和6年度に新たに均等割のみ課税世帯になった186世帯に1世帯当たり10万円と子ども加算1人当たり5万円を24人分、該当世帯へ給付したものであります。

定額減税調整給付金給付事業は、デフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえ、定額減税をし切れないと見込まれる方に対し給付金を給付したもので、対象者4,763人に対して給付したものであります。

133ページになります。

まく Pay ポイント還元事業は、幕別町商工会が実施する電子地域通貨（まく Pay）のポイント還元キャンペーンを実施することで、物価高騰による住民の生活支援と地域内の消費喚起を図るため行ったもので、キャンペーン還元額は、夏季が1,200万円、冬季が1,300万円であります。

23目DX推進事業費は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用して実施した事業であります。

窓口DX推進事業、12節委託料、細節5コンビニ交付サービスシステム連携委託料は、住民票や印鑑登録証明書などが全国のコンビニで取得できるよう、システム連携に要した経費であります。

細節6申請書作成支援システム構築委託料は、窓口での申請書作成において、マイナンバーカードなどから申請に必要な情報を読み取る、いわゆる「書かない窓口」のシステム構築に要した経費であります。

細節7キャッシュレス決済システム構築委託料は、本庁、支所、出張所窓口での各種手数料の支払いにおいて、キャッシュレス決済サービスを提供するためのシステム構築に要した経費であります。

公式LINE構築事業は、135ページになりますが、12節委託料、細節5LINEシステム構築委託料は、従前の「防災LINE公式アカウント」を統合する形で「幕別町LINE公式アカウント」へ刷新し、利用者の属性に応じたプッシュ型の情報発信、諸証明の申請機能やGPS位置情報を活用した通報機能等の各種サービス利用に係るシステム構築に要した経費であります。

行政手続オンライン化推進事業、12節委託料、細節5、AI-OCR、RPA対応システム構築委託料は、手書きの申請書等を読み取りデジタルデータ化する、人工知能による光学文字認識、いわゆるAI-OCRと各種行政システムへの登録作業を自動化して行う、RPAシステムの構築に要した経費であります。

13節使用料及び賃借料、細節20オンライン申請システム利用料は、窓口で行っている行政手続について、パソコンやスマートフォンからの手続を可能にするため導入したオンラインフォーム作成システム（LoGoフォーム）を利用するための経費であります。

除雪管理システム整備事業、12節委託料、細節5除雪管理システム整備委託料は、除雪車両等に設置した衛星測位システム受信機から位置情報を取得し、稼働状況の一般公開、予算管理の自動化、除雪情報の一元管理などを行うためのシステム整備に要した経費であります。

公開型地理情報システム整備事業、12節委託料、細節5公開型地理情報システム整備委託料は、最新のデジタル測量技術により道路台帳を電子化するとともに、窓口閲覧や電話による問合せなどの住民負担を軽減するため、道路台帳図や都市計画図、防災情報など住民が必要とする地図情報をオープンデータとして公開する地理情報システムの整備に要した経費であります。

24目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費は、令和5年度までは「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」として実施していたものを、物価高騰対策のため事業などを整理して創設された交付金を活用した事業であります。

非課税世帯応援給付金給付事業は、物価高騰に直面し、特に家計への影響が大きい低所得世帯への生活支援として、令和6年度の住民税非課税世帯に対し、生活費の一部として1世帯あたり3万円を2,991

世帯に、子ども加算1人当たり2万円を312人分、該当世帯へ給付したものであります。

137ページになります。

畜産経営基盤緊急サポート事業は、飼料価格等の高止まりに加え、光熱費の上昇により農業経営が圧迫され、営農の継続が危ぶまれる状況となっていたことから、農業者が意欲を持って営農に取り組めるよう、助成金を交付したものであります。

助成実績は、肉用牛1頭当たり2,500円を8,257頭分、24か月齢以上の乳用牛1頭当たり1,500円を1万867頭分助成したものであります。

水道料金負担軽減対策支援事業は、物価高騰等により経済的負担が増大している事業者を含めた町との水道契約者等を対象に、令和7年3月の1か月分の基本料金を徴収しないこととして負担軽減を図ったものであります。

22目でご説明した令和6年4月から令和7年2月の11か月分を加えると、令和6年度は1年間を通じて助成したものであります。

2項徴税费、予算現額3,230万5,000円に対しまして、支出済額2,695万4,554円であります。

1目税務総務費、税務総務事務事業は、税務一般事務を行う上での費用で、10節需用費の細節1法令等追録代のほか、18節負担金補助及び交付金、細節4十勝圏複合事務組合負担金につきましては、滞納整理機構への負担金、細節9地方税共同機構運用関係費負担金が主なものであります。

次のページをお開きください。

2目賦課徴收费は、町民税等の賦課徴収事務を行う上での費用で、11節役務費の細節19コンビニ等収納手数料は、利用実績2万9,364件に係る収納手数料であります。

13節使用料及び賃借料、細節22電子申告審査システム利用料は、税金の申告を電子データで受け付けるシステム利用料の負担金で、給与支払報告書など合計1万391件に係る利用料であります。

22節償還金利子及び割引料は、過誤納還付金などであります。

3項戸籍住民登録費、予算現額3,361万2,000円に対しまして、支出済額2,965万9,801円であります。

1目戸籍住民登録費は、戸籍及び住民登録事務に係る経費で、141ページになりますが、12節委託料、細節8は、戸籍法の改正に伴う戸籍システム改修等に要した費用、細節9は、住基システムと戸籍システムの連携機能及び帳票に係る住基システムの改修に要した費用であります。

13節使用料及び賃借料、細節21は、戸籍情報システムに係るクラウドサービス利用料、細節23は、コンビニ交付サービスに係るコンビニ事業者への手数料、細節24は、コンビニ交付サービスを運営する地方公共団体情報システム機構への利用料であります。

17節備品購入費は、令和6年度に更新した戸籍電算システム及び5年度に更新した住民基本台帳ネットワーク機器の備荒資金組合への支払い費用であります。

18節負担金補助及び交付金は、転入者1人当たり1,000ポイントを付与した行政ポイントであり、847人の転入者に交付したものであります。

4項選挙費、予算現額1,564万7,000円に対しまして、支出済額1,376万4,593円であります。

1目選挙管理委員会費は、選挙管理委員会委員4人の報酬ほか選挙管理委員会の開催に係る費用であります。

次のページになります。

2目衆議院議員選挙費は、令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る費用であります。

1節報酬は、選挙管理委員会委員をはじめ、投票立会人や事務補助員に対する報酬など、14節工事請負費は、町内95か所のポスター掲示場の設置等工事費で、17節備品購入費は、投票用紙分類機に係る増設スタッカーやノートパソコンの購入費用であります。

5項統計調査費、予算現額331万2,000円に対しまして、支出済額251万8,684円であります。

1目統計調査費は、農林業センサスと全国家計構造調査の実施に伴う調査員等報酬のほか、統計調査業務に要した経費であります。

次のページをお開きください。

6項監査委員費、予算現額274万3,000円に対しまして、支出済額258万6,590円あります。

1目監査委員費は監査委員2人の報酬及び監査業務に係る経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わったところですが、この際、11時10分まで休憩いたします。

11:00 休憩

11:10 再開

○委員長（小田新紀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2款総務費の説明が終わりましたので、質疑を行います。

初めに、92 ページから 99 ページ、区分 2 について質疑をお受けいたします。

畠山委員。

○委員（畠山美和） 2 目の広報広聴費の、ページで言うと 99 ページで、12 節委託料の中のホームページリニューアル業務委託料について、質問します。

町のホームページは、住民にとって行政の入り口だと思います。情報の入り口だと思うのですが、そのため見やすさとか使いやすさは大変重要だと思います。今回、約 1,000 万円を投じてリニューアルされましたが、まだ一部の町民からは、情報が探しにくいとか伺っております。今回、どの辺をどのように改善されたのかと、町としては、このリニューアルの効果をどのように評価しているのかをお聞きします。

○委員長（小田新紀） 政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉） ご質問いただきましたホームページのリニューアルについてでありますけれども、令和 7 年 3 月 3 日にホームページのほうはリニューアルいたしました。リニューアルに当たりましては、プロポーザルを昨年 7 月に行いまして、業者にこちらから、こういった仕様でというようなことで改善点を伝えて、ホームページをリニューアルさせていただきました。

主な改善点といたしましては、まずアクセシビリティと言いまして、見ている方、どなたが見ても見やすいというような環境にするということ、それから外国の方も増えていらっしゃいますので、優しい日本語という機能、それから読み上げ機能というものも追加させていただいています。それから改善前のホームページに比べて、検索機能を充実させておりまして、常にどのページを開いていても、検索の囲みが出ているというようなこともしています。あと、特に力を入れている子育てサイトですとか、移住・定住に係るサイトを、これを特設サイトとしてトップページから、すぐにジャンプできるようなところに置いています。それから、最近はパソコンの端末だけではなくて、スマートフォンですとかその他の端末で見られる方もいらっしゃいますので、全てのデバイスに合わせたレスポンシブルなデザインということで、こちらも対応させていただいています。

効果なのですけれども、令和 6 年度で言いますと 896 件ぐらいが 1 日の閲覧数のアベレージでしたけれども、これは令和 7 年の話になってしまうのですけれども、半年平均見ますと、1,300 から 1,400 ぐらいというようなところまでアクセス数は伸びていますので、それなりに新しくしたという効果もありながら、見ていただいているのかということもある一方で、先ほど、畠山委員がおっしゃられましたように、探したいものを探せるですとか、見たいものを見やすく見られるというようなところは、やはり作成する担当者のこれからの力量とか、いろいろなものとか関わってくると思いますので、まだ半年ということもありまして、運用面をこれからじっくりレベルアップできるようにしていきたいと考えています。

○委員長（小田新紀） ほかに。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 同じくホームページについて質問させていただきたいと思います。

大きな改定があって、町の情報がより多くの人に見てもらいやすくなる、それから正しい発信がされる、そのことを大変期待しているところです。その立場に立って、ちょっと気になっているところがあって質問をさせていただきます。

外部団体へのリンクについてです。幕別町のホームページによると、こういうことが書かれています。「外部団体のホームページへのリンクは、利用者の利便性を考えて「公共的な性格をもった団体」を設置していますが、幕別町がそのホームページを推奨しているわけではありません」。要するに推奨はしていなくても、リンクがされるということが、ここには書かれているわけです。それから免責事項。「ホームページからリンク（バナー広告を含む）している幕別町以外の外部団体のホームページを利用することで利用者が被った被害と損失について、幕別町はいかなる責任も負いません」。

この文言は、どの自治体のホームページも同じような文言であって、こういったことが必要なのかと思うのだけれども、幕別町のホームページであるということで、外部団体の情報を深く信用して、そし

てこの言葉でいうと、被害を被るようなことにもなってしまうのではないかというふうに推察するわけです。

外部リンクをするときの団体の選定というか、どのような形で選定をされているのか、そのことをお尋ねしたいと思います。

○政策推進課長（宇野和哉） 外部リンクですけれども、まずホームページにおける主な外部リンクは、下部のバナー広告になると思います。令和5年で言いますと15社、令和6年で言いますと12社のバナー広告を受けておりますけれども、これら審査する段階で、こちらからバナー広告を出してくださいというようなことは、基本的には言うことはなくて、企業のほうからバナーを出したいという申込みがあって、こちらで審査させていただいて、掲載はしています。ただ、そこで安全性ですとかリスクというのは、一応審査はしておりますけれども、その先、リンクした先のこともありますので、一応免責事項というようなことで掲載はさせていただいているところです。

○委員長（小田新紀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 今、バナー広告についてということで説明があったのだけれども、バナー広告でないところの外部団体のリンク。例えば介護保険だったらガバメントにつながったりとか、そういうふうに設定がある。その設定をするに当たっては、どういう選定の仕方をしているのかということをお尋ねをしたい。バナー広告ではなくて、お願いします。

○政策推進課長（宇野和哉） 各ページから関連する公共団体、国ですとか道ですとか地方公共団体、それから谷口委員が今おっしゃられました、関係する公共的な団体、そういった選別で関連のあるものについて、こちらホームページに担当が考えていただいて、掲載しているというような状況です。

○委員長（小田新紀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 外部団体へのリンクのさせ方というものは、町民に情報発信する、より多くの情報を発信するという意味では、全然問題ないのだと思うのです。

ただ、気になるのは、今、幕別町のホームページというところでは言っているけれども、この中にはいろいろな執行機関も含めているので、幕別町ばかりではないのだけれども、やっぱりちゃんとリンク先のホームページがどうなっているのかということを確認してということだから必要なのだというふうに思うものもあったりするわけなのです。

例えば教育委員会関連なのですけれども、幕別町スポーツ連盟というものがある。外部リンクがされます。実はもう令和5年に名前も変わっているのだけれども、開けば幕別町体育連盟というものが出てきて、令和2年3月ぐらいを最後に改定がなされていない。私は、これを平成30年12月の議会で、これはずっと更新されていないから、事務局団体にお話ししたらいいということを述べて、そして替わったのです。要するに最初の二、三か月になっても、その後、止まってしまっていて、ここからの情報を町がリンクしていますというふうなやり方にするには、更新を依頼することが必要な。それから、もしそれがされない、難しいということであつたらリンクから外す、そういったことの配慮も必要な、そういうことも思うものだから、外部リンクのあり方について、ちゃんと確認をすることは必要ではないかと思いました。

それからスポーツ少年団、どんなスポーツ少年団が入っているかも分からない。事務局団体のホームページにリンクされるのだけれども、その情報が全くなくて、そこもやっぱり更新が大分遅れていて、今年度の事業とかということもあるのだけれども、古い組織図だとか事業形態などが書かれている。幕別町が幾ら責任を持つものではありませんがと言っても、正しい情報になりづらいものになっていないかなというふうに思うものだから、この辺の調整、更新の依頼だとか内容の修正だとか、それから選定のあり方についても、ちゃんと整理されたほうがいいのではないかと思うのだけれども、どうでしょうか。

○委員長（小田新紀） 政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉） 個別のというよりは、団体とかにリンクしているリンク切れですとか、そういったものはこちらでチェックさせていただいています。ただ、情報の鮮度というものは、確かに大切かと思えますし、どうなっているかというものも調査すべきだと思いますので、更新状況について、こちらから担当に依頼をかけるなどして対応していきたいと考えています。

○委員長（小田新紀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） しっかりと依頼のほうをしていって、町民に対してちゃんとした新しい情報で、正しい情報を発信する、そういったことを努めていただきたい。

それからホームページ、これからどんどんよくなってもらいたいという立場でお話をしますけれど

も、いろいろホームページも変更が、あるいは修正するところが必要だというようなことがあったりするのだと思うのですけれども、その辺はどういう仕組みの中で、ここは変更しよう、変更しなくていいという判断をするのか、組織的なことをお尋ねしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉） ページのほうの作成を担当しております原課係から、このような情報をアップしたい、修正したいというような情報が来て、公開承認者である政策推進課が公開を承認してアップするというような形を取っておりますので、基本的には情報が原課で変わった段階、あるいは新しい施策とか、そういったお知らせしたいものが出たときに、ページを作成していただく、あるいは修正していただけていただけてというような形で、更新をかけております。

○委員長（小田新紀） ほかに質疑はございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） ページ数では 95 ページ、総務管理費の一般管理費の会計年度任用職員の改善につながっているかどうかについて、お尋ねをしたいと思います。資料では 4 ページに掲載されておりました。

資料によりますと、令和 6 年度におきましても幕別町の職員の皆さんの中で、会計年度任用職員というのが全部で 341 人配属されておまして、職員費の中では 58.1 パーセントを占めております。大変大きな力を業務執行上、果たしていただいているというふうに思うのですが、この間、勤勉手当など改善に向けての努力をされてきていることを承知しております。

その上で、今回は雇用のあり方、公募がどうなっているのかという点でお伺いをしたいのですが、会計年度任用職員は原則 1 年ということがありまして、毎年毎年公募されて仕事に就いていただくということになっておりました。それで、この令和 6 年の 341 人の中で、更新といいますか、1 年雇用で途中も含めまして離職者というものは出ているのかどうか。出ているとすれば、その離職の理由です。それから、結果として再任をされて継続してお仕事をされているという人が何人だったのか、またその期間というものは、過去を含めて最長何年になっているのか、まずお伺いいたします。

○委員長（小田新紀） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 会計年度任用職員の関係になりますが、今、お話ありましたように、離職された方がいるのか、またその理由とはということなのですが、まずそちらの人数について、今のこちらのほうで正確な数字はもちろん押さえておりません。大きなお話で言わせていただくと、大半の方が、やはり継続されているのかという認識を持っております。その中でも、当然、離職される方もいらっしゃる。この離職理由についても、さまざまあるかと思っております。やはり違う職に就かれる方、家庭の事情で辞められる方、いろいろとあるかと思っておりますので、私のところで、今こういうふうに押さえているのは、今のようなお話になるのかというふうに思っております。

あと、その継続される中で最長年、長い方はもちろんいらっしゃいます。一般事務補助もそうですけれども、現場保育所だったりいろいろな部署のほうでも、長くお勤めになられている方もいらっしゃいますので、これについても何年が最長ということは、はっきりと申し上げられないのですけれども、そうですね、やはり長い方は当然長く、そして今、何歳までということの雇用の条件、例えば 60 歳までとか、そういう雇用条件はありませんので、お元気なうちはたくさん働いていただけるということだと思います。

以上です。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） お元気なうちは大いに働いていただけたらいいのだろうというふうに思います。その上で、公募のあり方なのですけれども、1 年 1 年どの職種の方についても公募をかけられて。つまり有期雇用ですから、1 年間でどんなに頑張っておられる方も、そこで雇用ということは打ち止めになりまして、また新しく公募という形で。つまり雇用のあり方がとても不安定なのです。長期にお仕事されたいという方たちにとっては、来年採用になるのかどうかという不安の中で過ごされている現実がございます。ここが何とか改善されていないのかというふうに思いまして、ずっといたのですけれども、2024 年の 6 月に、原則 1 年雇用の 3 年間、2 回まで更新してというものがあつたやに思うのですが、2024 年の 6 月から、こういった縛りも削除されまして、そして公募によらず、その方が 1 年たって公募をしなくて引き続き継続的に雇用をしていただく、保障するという流れが広がっていきまして、全国的に 6 割の自治体で、公募によらない次の継続的な仕事を保障しているという調査結果があります。こういった点について、幕別町では、大いに取り入れて安定雇用につなげるときに来ているのかと思って

おりまして、そういった取組について、令和6年を通して、どのように考えてこられたのか伺います。

○委員長（小田新紀） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 会計年度任用職員の公募のあり方ということなのですが、今、中橋委員がおっしゃいました公募によらずということなのですが、お話は聞いています。ただ、やはりこれまでも幕別町においては、制度としてやはり1年間の会計年度任用職員ということなので、1年間。やはり正職員がいる中で、会計年度任用職員に担っていただけるもの、もちろんフルタイム、パートタイムとありますので、ある程度正規なものと補助的なものという役割が、それぞれあるのかと思っはいるのですけれども、そんな中ですので、やはりいろんな社会情勢だったり社会変化ありますので、必ずしも来年度雇用するというような、そういったお約束というものは、やはりちょっとできないものであるのかと。大半は先ほどお話ししますように、継続になっていますので、大半は事業、事務事業を継続していくので、大きな変化はないものと思っはいるのですけれども、やはり細かくは変わっていく部分というものはあるのかと思っはいますので、そういったお約束はできないというところで考えて、今、募集を行っておりますけれども、今、中橋委員のほうから、公募によらずという他の町、自治体というところがありますので、こういった部分は、また研究していきたいというふうに考えております。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） やっぱり実態が大事だと思うのです。結果として、1年雇用であったけれども、数字はいただけませんでしたけれども、多くの会計年度任用職員の方たちが、引き続き翌年も、また翌々年もということで、お仕事に就いてくださっている方が多いのだと思うのです。ここで、そういうふうに継続はされているのですけれども、募集の手続としては、幕別町は1年1年ということで、その職種にいる、恐らく次も来てくださるだろうなと思っても、公募をかけてその上で対等ですよという形で、新しい方と今までいらっしやった方と一緒に試験を受けていただいて、採用になると。そのときの、採用のあり方にもよってくるのだと思うのですけれども、今までの職務状況などを評価、考慮、当然あつてしかるべきだと思うのです。そうなつてくると、やはり新たな方、今までの継続されていた方たちの仕事ぶりといったことは評価できるわけですから、そういった点では、業務を遂行していく上での大きな障害はないと思うのです、継続することによって。

もう一つ、毎回毎回継続して働いている方たちも、毎回毎回履歴書を出されて、毎回毎回その試験をクリアして、試験というものは面接も含めましてクリアされると、この負担も軽減すべきではないかと思っはいます。

もう一つ、事務方にしても、こういった採用においては、全部を公募をかけて新たに面接も行ってということで、かなりの事務的労力というのも大きいではないかと思っはいます。そういうことがあるものですから、そこで全国的には、今や半分以上6割の自治体が、公募によらないで採用を行っている、継続して勤務をしていただいているというデータがきちつと出てきているわけですから、今、お答えの中で、いろいろなところを勘案しながら、検討もあり得るというようなお答えもありましたので、ぜひ検討していただいて、雇い止め、雇用の不安ということが解消される道につながっていく雇用のあり方を検討していただきたい、このように思っはいます。再度お答えありましたらいただきたいと思っはいます。

○委員長（小田新紀） 企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 会計年度任用職員といいましても、いろいろと職種もあります。一概にその評価というもの、一律的にずっと継続的してオーケーだということは、なかなかちょっと今、現状ではできない。

もう一つ、1年を振り返つて面接とかそういった中で、いろいろとその方の働き方の内容を、いろいろと聞き取るという機会にもつながっているのかというのは思っはっております。ただ、今言いました、ほかの自治体もというお話もありました。それは今後研究しつつも、今、現状としては一定程度履歴書といつても、一々手書きで書くというよりも、データで大体つくれるような形になっていますので、大分その辺は、昔の手書きで写真をつけてどうのというよりも、画像を添付してとか簡略化していますので、その辺の出す側の負担は、そんなにはないと思っはいます。我々もいろいろな職種、全部をこちらの総務部のほうで面接しているわけではありませぬ。全て担当課のほうでやつたり分けていますので、その辺の状況は全ては把握しておりませぬ。ただ、必要性としては、私としては年1度、継続して続けられるかどうかも含めて、新たな人もも含めて、その中で採用しているという経過があります。ほかの町村も含めて、自治体の取組も研究しつつ、今後のあり方については、また研究してまいりたいというふうに考えています。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 当分は今の現状というようなお答えでありましたから、さらに質問をさせていただきますが、この会計年度任用職員の方たちの実態調査は、いろいろな形で自治労連であるとか、あるいはNPOの方たちとか、いろいろな報告がある中で、一番の不安というものは、やはり賃金が高くないということと、雇用の不安。次年度から採用されるのかどうかというところの不安。だから3年続いた、4年続いた、だけど来年からどうなのだというのは、やっぱり保障されないということが大きいわけです。同じこの職場の中で、お仕事をするわけですから、取り除ける不安があれば、その手法があるのだったら、やはりそれは取り入れるべきだと思うのです。

それで、一番先にお伺いをしましたけれども、結局そういう手続を踏みながらも、何年も、恐らく10年超えてということもあるのだと思うのです。そういう雇用をしていたら、働いていただいている方がいるわけですから、そういう実態から見ても、やはり今改めて短期雇用、公募のあり方というものを検討する時期に私は来ているものだと思うのです。

先ほどの説明の中では、さらにその人を評価する1年ごとに必要だという部長のお答えでしたけれども、それは十分職員の方でも同じだと思うのです。職員が勤務に対してどういう姿勢で臨んでいるかも含めて、評価は常にあるのだと思うのですけれども、総じて安定した雇用につなげるというふう考えたときに、その辺の判断というものは、もう一緒に働いているわけですから、わざわざ履歴書を出すまでもなくやっていける状況まで来ていると。実績はそこまで積まれているというふうに思いますので、改めてこの雇用のあり方、公募の廃止、検討していただきたいと思います。

○委員長（小田新紀） 副町長。

○副町長（伊藤博明） 基本はやはり会計年度任用職員ですので、年度間の任用なわけです。そこで我々も、採用に当たってとても悩ましいのは、もちろん能力もお持ちになっていて、引き続きというのもあります。ただ、会計年度任用職員として必要な人数というものは、毎年毎年変わります。さらには、最近本当に働く方がすごく少なくなってきましたから、状況は5年前、10年前とは異なりますけれども、新たにやはり職を求めて、幕別町の会計年度任用職員に手を挙げて来てくださる方もいますので、そういう方との公平性も確保していかななくてはならないという難しさがありまして、実際にはとは言いながらも、中橋委員がおっしゃるように、いつまでも不安定な状態に置きたくはありませんので、1月の時点で募集をかけて、2月に面接を行って、なるべく早くに結果をお知らせする。もちろん引き続き、その量によっては、引き続き4月から働いていただけないケースもありますので、そこはなるべく早くお伝えをするようにして、心がけていますけれども、やはり繰り返しになりますけれども、新規の方との公平性を確保するという点を、今の時点においては、重要視していると言いましょか、そこはあります。

○委員長（小田新紀） ほかに質疑はございますか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 質疑はないようですので、次に98ページから107ページ、区分3について質疑をお受けいたします。

塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 101ページです。5目一般財産管理費でございます。

ここにちょっと具体的な項目がないので、妥当かどうか確信が私もないのですが、古舞小学校の件でございませう。古舞小学校を廃校して久しくなりますが、現状、今どのような状態になっているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 閉校いたしました古舞小学校跡、今のところ利用、使用されている方はおりませんので、空いているそのままというような状態でございます。

○委員長（小田新紀） 塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 結構草も伸びたりして、景観も悪くなってきているのかなという部分があります。一方で、住民の方には、廃校当時、体育館は使えるというような、そういう認識の方もいらっしやったようで、いまだに住民の方は、せめて体育館ぐらいは使えないのかという要望の声も聞いておりますが、その辺はなかなか難しいものなのでしょうか。

○委員長（小田新紀） 総務課長。

○総務課長（西田建司） まず草刈りのことで、先にお話がありましたけれども、伸びているのではないかとこの予想でということなのですけれども、今年も3回自前で刈ったり、就労センターにお願いしながら、学校がある当時と同じような景観を保つことは非常に難しいですが、可能な限り維持管理に努め

てきれいにさせていただいているところをまず申し上げて、次への質問ということでの体育館利用でございますが、そちらのほうについても、当初、確かに塚本委員おっしゃったように、地元の方から、冬場の例えばミニバレーだとか、そういった利用でというお声もありましたけれども、今、実際は、それこそ途別小学校の学校開放をご利用されているというようなお話も聞いております。やはりなかなか使っている間というのは、利用しやすく、いつでも利用できるようにとあるのでしょうかけれども、今、ちょっと利用をされていないような状態の中で、ぽんと体育館を利用するというのは、恐らく地元の方もその辺は、逆に今はご理解いただいているというふうに思っているところでございます。

○委員長（小田新紀） 塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 現実的には、なかなか器も大きいですし、維持管理が大変だと思いますけれども、やはり再利用にかけては、町のほうでもいろいろと努力をなさっていると思いますので、地元の方と話し合っ、いい再利用がされるよう提案いたしまして、終わります。

○委員長（小田新紀） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 質疑がないようですので、次に 106 ページから 113 ページ、区分 4 について、質疑をお受けいたします。

小島委員。

○委員（小島智恵） 107 ページですが、9 目企画費の企画事務事業の中の中盤、細節 7 とから航空宇宙産業基地誘致期成会負担金に関してなのですが、これはご存じのとおり大樹町の宇宙産業に関するものでありますけれども、期成会の会議には出席されていると思うのですが、これはどこまで話合いというものが進められているのか、お伺いしたいのと、忠類地域の方との意見交換会の中で、忠類地域の活性化、発展に寄与するものであるといったことで、非常に期待を持たれている方がいらっしやいまして、当然ながら大樹町は忠類に近いです。隣町ということで近いのです、期待感を持たれるということは、ごもっともだと思うのですが、本町として、どこまで考え方を持っているのか、検討されているのか。そして経済効果についてもどう捉えられているのか。

そして、町営牧場なのでありますが、特に晩成牧場が近くにあるといったことで、射場になり得るのではないかと話も聞かれているのですが、そういった点もどうお考えになっているか、お伺いしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉） 私からは、最初の 2 点について回答させていただきますけれども、まずは期成会ですけれども、昨年、この宇宙産業といいますか、航空関連の事業が進んできたということで、十勝管内の大樹町をはじめ、管内の市町村の政策企画担当の担当者が一堂に会しまして、一度は対面で、それからもう一度はオンラインで会議をさせていただきましたが、内容としましては、この宇宙関連産業のまずは情報共有、それからその中で出た事業者などの立地、誘致に関する候補地のリスト作成、それから掲載についてというような段階でございますので、あまり具体的な話はまだこの中では挙げてはいません。

それから 2 つ目の、忠類地域の今後についてですけれども、今申し上げました候補地に挙げているリストの中の幕別町の 4 か所というのは、忠類の町有地でございます。事業用地ですとかオフィス用地ですとか、そういった実際に事業者が来られる段階にあって、その用地になる、あるいは大樹のほうで働かれる方の居住地、住宅とかになる、そういったことが見込まれるのかと思いますけれども、まだ具体的にどの企業が来られるとか、どのぐらい来られるというのが見えていませんので、経済効果等については、これからのものになるのかと考えています。

○委員長（小田新紀） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（鯨岡 健） 最後の晩成牧場の射場の件につきましては、厳密に大樹町のほうから射場というところでの話ということでは、進んでいないような状況でございます。

○委員長（小田新紀） 小島委員。

○委員（小島智恵） まだ具体的な話は進んでいないという話ではあったのですが、既に国が後押しして、大きな財源が入ってきたり、大手企業もバックアップして投資がそこにされているような状況になってきておまして、これから関連企業が張りついたり、そこに雇用が生まれたり、定住する方が増えたりということで、忠類地域はもろんなのですけれども、さらなる周囲への、地域への経済波及効果、これは私はあると思いますし、大きなチャンスだと思っておりますので、その辺は申し上げておきたいと思っております。

ただ、やっぱり動きが急に出てくるといったことも考えられますので、そういった誘致の話もあったのですけれども、誘致の話だとか住む場所とか、やはり急に来たときのために、今からいろいろと想定しながら、考えを持っておいたほうがいいというふうには思います。

町有地とかの話はあったのですけれども、報道によりますと、十勝管内の企業が携わってきているような自治体も出てきているということでありまして、しかしながら、幕別はそういったものはあまりないようでして、民間レベルですので、町はどうこう言えないこともあるのですけれども、町内企業は少しでも携わっていただけるように、情報提供、情報共有、それも大事だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それと町営牧場、射場の話、今はないということなのですけれども、そもそも牧場をそういった射場とかに転用するといったことは可能なのでしょうか。また、牛の預託についてなののですけれども、忠類には晩成牧場以外に3つ牧場があるかと思うのですけれども、そちらで対応もできるものなのか、そこまで考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 小島委員、3点目、晩成牧場の件ですが、牧場の項目が別でございまして、そちらのほうでの質問ということでいかがでしょうか。

○委員（小島智恵） はい。

○委員長（小田新紀） では、忠類地域の2点目の件ですが。

政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉） 忠類地域ということだけではなくて、航空関連産業に関しては、先ほど申し上げました担当者の会議で、いち早く有利な情報をキャッチするために、担当者が集まって情報共有しているということもありますので、そういう情報をつかみましたら、担当者の中できっちり共有して、次の対策というものは考えていきたいと思います。ただ、航空関連産業が、どのようなものがあって、町内の企業がどういうふうに関わっていくかということは、今のところ、町としてできることは少ないのかと思っておりまして、北海道ですとか、もっと大きな国ですとか、そういったところからの情報を見極めていかなければいけないというふうに考えております。

○委員長（小田新紀） ほかに質疑はございますか。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 109 ページです。

10 目協働のまちづくり支援事費、町内会等活動支援事業について、お聞きします。

町内会の加入率のほうは、データではお示しいただけなかったところではあるのですが、令和5年4月から公区制度が町内会制度になって、令和6年度末で2年を迎えたところでもあります。この間、町内会の活動支援交付金ですとか、町が直接支援をするという形で、変化が見られて、町内会活動を応援するというところで取り組んできたところは、重々承知しているところでありますが、やはり町内会長や役員の中から、やはり役員の成り手不足が心配だと。現在の町内会を継続することに、大変将来に不安を持っているという声を大変多く聞いたところでもあります。やはり町としても、町内会活動、役員の課題など、令和6年度に取り組んだ町内会の継続に向けて取り組んだ内容等があれば、お示しいただけますか。

○委員長（小田新紀） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 町内会の継続に向けた取組でございまして、町内会につきましても、多様な住民ニーズや近所付き合いの希薄化、さらには地域活動、今言われた担い手不足など、住民意識の変化ですとか、それぞれの地域におけるさまざまな課題が複合的に絡み合っていて、今、結果として全てではないのですけれども、町内会活動が停滞または衰退して、結果として町内会加入率が低下しているという状況にあるというふうに、分析をしております。

こちらの地域特性や抱える問題がそれぞれの町内会で異なるものですから、町といたしましては、基本的には個別に対応することになろうかというふうに考えておりますが、そういった相談があった際には、今までもそうですが、職員自ら地域に入って、現在の状況や課題を丁寧に聞き取りまして、課題の解決や改善に資する助言ですとか、活動の支援のほうを今までも行ってきましたが、今後もそれは積極的に地域に関わって、実行していきたいというふうに考えてございます。

○委員長（小田新紀） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 町としても取り組んでこられたということは、理解したいと思います。そうした上でも、一部の町内会から、町内会を解散したいという声が出ているのです。しかし、いろいろ役員会や総会の中で話をした中で、やはり自分たちの代で町内会を解散することはできないと、だか

からこそ、何とか今、自分たちができることを、何とかやりくりして、今現状あるのですという声もお聞きしているところなのです。取り組んでいるということは、理解しているのですが、やはりもっと相談できる体制、声があったときだけではなく、町によってはアドバイザー的な支援を置いて、町内会活動を応援するというところもあります。札幌市では、条例をつくってまで町内会の希薄化を解消して、元気なまちづくりをつくっていかうということもやっているところもあるものですから、そういったところ、お話があったら取り組むということは大切だと思うのですが、町として積極的に町内会を応援するというアドバイザー的なものを置いて、一緒に取り組んでいるというお話はありましたけれども、一緒に取り組むというこの姿勢を、ぜひ見せていただきたいということを要望したいと思います。その辺はどうでしょうか。

○委員長（小田新紀） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） アドバイザーの設置ということでございますが、こちらにつきましては、今、職員、限られた人数で対応しております。今後も住民課、住民活動支援係のほうで総合窓口となって、相談があったらということではなく、地域に積極的に入って行って、潜在的な問題等も含めて、解決に向けた支援を行っていきたくて考えてございますので、アドバイザーの設置というのは、すみません、ちょっと今のところは考えてございません。

○委員長（小田新紀） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 町内会の町内会長さん、役員の悩み、いろいろ私どものほうに相談が寄せられます。今、荒委員おっしゃった内容の、全く同じ件もございまして、どこの町内会かは言いませんけれども、町内会長さんの成り手がいないと。自分はもう引退したいのだけれども、後任が見つからないというところで相談を受けて、私と課長と、何回か町内会長さんのところにお邪魔して、現状、どういう活動をしているのかですとか、いろいろと聞き取って、町内会のアンケートも一緒に考えて作って、解散するのか合併するのか、そういったことも考えながら、結論としては後任の会長さんが見つかったというか、立候補してやってくれるような、そういう町内会もございまして、アドバイザーというよりも、私たちが町内会長さんと膝を突き合わせてお話をし、そういった解決も事例としてはありますので、今後もそういった相談に乗って、なるべく解散しないように続けていきたいというふうに思っております。

○委員長（小田新紀） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

私のところの話では、まだその方が継続して町内会長を引き受けているというような状態でありましたので、やっぱりなかなか話しにくいということもあったのかということで、お話も聞いたところでありますので、いろいろなお話を聞いて取り組むということでしたので、ぜひこちらとしては一緒にやりますよという姿勢も大切かと思って、アドバイザーの設置ということで提案させていただきましたので、そういったところも積極的に取り組んで、この間、長く制度として、町内会としてこれからも取り組んでいっていただきたいところもありますので、特に新聞報道では、帯広市の成り手の問題が不安だというネガティブな問題がすごく出ている中でも、より町内会の大切さというものを理解してもらって、みんなで協力をというところが重要になってきますので、そういったところも、共に考えて取り組んでいただければと思いますので、お願いします。

以上です。

○委員長（小田新紀） ほかに。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 同じ協働のまちづくり支援事業の中の、マイホーム応援事業補助金のことについて、質問をさせていただきたいと思います。

ページ数は110、111。資料で言うと15ページ。

先ほどの説明の中で、令和6年度は、69件の申請があったというふうに、企画総務部長からの説明があったところであります。この3年間で言うと、令和4年からの3年間で言うと、数は減っている。金額も減っている。けれども、移住転入者は、この令和6年度が最高に増えて、104人という数字になっている。私はこの政策は大変成果が上がった、上がっている事業だというふうに理解をしているところであります。

それで、こんなふうなことで要望があったりもするものですから、私なりに精査してもらって言いますけれども、まずこの事業の対象者が、申請者本人と配偶者が40歳未満でないとならないという枠がありました。いろいろ問合せがあるのだと思うのですが、この枠に入らない、この対象でない方

の問合せというのはどうなのでしょう。町のほうにあたりするのですか。

○委員長（小田新紀） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 年齢要件の関係でございますが、40歳未満での申請で、要件を設定してございますが、それに対して年齢をオーバーしているという相談は、年に数件はございますが、今のところ町といたしましては、年齢構造の若返りというところで、子育て世代を基準に、メインターゲットとして、本事業の年齢要件を設定しておりますので、こちらについては、説明した上で、ご理解をいただいているというところでございます。

○委員長（小田新紀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） そういう決まりだから駄目だと言われれば、分かりましたということになってしまうものなのだというふうに思うのだけれども、やっぱり私が思うのは、近年、晩婚化がやっぱり進んでいて、どの辺で住宅を建てるかというようなことは、さまざまな節目があるのだと思うのだけれども、子どもが小学校に上がる前に住宅を決めてしまって、一つの小学校中学校に一貫して行けるような、そんなことになるというような希望、その辺の時期のことが多いのではないかとというふうに推察します。

そういう中では、やっぱり夫婦そろって40歳未満というのは、昔で言ったらないのかもしれないけれども、あまり少ないのかもしれないけれども、結構あるのではないかとと思うのです。子どもが今度小学校に上がる、旦那さんの年齢が、または配偶者の年齢が40歳になる、そういうケースはあると思う。80件の目標に対しての69件です。ですから、この年齢の枠を上げるということは、対象年齢を上げるということは、実は問合せもあるということだから、今後、検討していく中身になってくるのではないかとと思うのだけれども、町の姿勢としては、どうでしょうか。

○委員長（小田新紀） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 年齢要件の関係でございますが、町といたしましては、もともとの制度が70歳未満からスタートしたところではあるのですけれども、令和2年に世帯主の年齢要件を40歳に設定したところでございますが、このときの申請件数の7割程度が40歳未満ということと、あと、先ほども言いましたが、町の年齢構造の若返りを図って、子育て世代を応援していこうというところで、40歳未満という形で年齢要件を明確化したところでございまして、この考えは、今のところ変える予定はございません。

以上です。

○委員長（小田新紀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 考える余地はないということの答弁はありました。これから考えたらいい。四角張ったことを言わないで、町のために発展するもの、過去の経過は分かりました。昔は70歳から始まった。39歳以下としたのは、根拠がある数字なのだと思うのだけれども、目標のことも先ほど申し上げました、まだ余地がある。そういうことの中では、この政策が、もっともっと生きるのではないかとと思うから、そうやって決めたら動かないというような答弁ではなくて、今後に向けて、考える余地をつくと、そういうことの答弁としていただきたい、そう思うのですけれども、それは私の勝手な希望だろうか、どうでしょうか。

○委員長（小田新紀） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 課長が答弁をされましたけれども、子育て世代にターゲットを当てているというところで、過去には70歳までの年代からスタートしたわけなのですけれども、では何歳で線を引きかという問題がまた出てきますので、現在のところは、今、基準で言うと40歳で仕切りをしておりますので、今後の申請件数も見ながら、その辺は今後また検討していきたいと思っておりますけれども、今の段階ではまだ40歳、このラインというものは変える考えはございません。

以上です。

○委員長（小田新紀） ほかに質疑ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） それでは、区分4については、これで終了いたします。

審査の途中ですが、この際、13時まで休憩いたします。

12:03 休憩

13:00 再開

○委員長（小田新紀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、区分5、114ページから121ページの質疑をお受けいたします。

酒井委員。

- 委員（酒井はやみ） 119ページの、14目交通防犯費、コミバス運行事業について伺います。

コミバスの運行中に故障や事故などで、急に大幅な遅れや減便になったというケースはどのくらいあったでしょうか。また、その際バス停で待っている利用者には、どのようにその情報が届くようになっていますか。それと、バス停にベンチを置いてほしいという声がありますが、全てのバス停は難しいとしても、設置できるところにベンチを置いていくということを検討するお考えはあるでしょうか、伺います。

- 委員長（小田新紀） 防災環境課長。

- 防災環境課長（半田 健） コミバスの故障等により遅れた場合ということのご質問でございますけれども、昨年の冬に1件ありました。札内で、夕方に車が突如エンジンがかからなくなったという故障が起きまして、1時間程度遅れたというような状況がございました。その際の対応といたしましては、バスの運行会社のほうから防災環境課のほうに連絡がありまして、故障したので代替りの車を向かわせているというような報告がありました。それを、その代車が届いた時点で運行を再開して、時間的には1時間程度遅れたというような状況がございました。

その際なのですけれども、対応といたしましては、町のほうとしては、もう既に運行されている便なものですから、乗車を待たれている方については直接連絡することはできませんので、問合せがあった際には、十勝バスのほうでインターネットを通じて運行状況等を見られるシステムがございますので、そちらのほうで、担当で今そのバスはどの場所のどの付近にあって、どちらのほうに向かっていますというような情報をお伝えして、対応させていただいたというところがございました。

2点目のベンチの関係でございますけれども、商業施設に乗り入れているところについては、ベンチを置かせていただいて、待合の場所ということで用意はさせていただいておりますけれども、そのほかの歩道とかの場所については、設置しておりません。冬場の関係ですとか、道路を占有するというようなこともございまして、なかなかそこまでは至っていないというような状況でございます。

利用されている方の要望としては、今、多くは、担当のほうにはそのような要望等はいただいておりますけれども、直接、職員がバスの中に乗車して、利用状況の確認をさせていただいている際には、数名の方からベンチを配置してほしいというような声は聞いておりますので、それらのことも含めまして、この後どのような快適な環境をつくっていくかということも含めて、検討させていただきたいというふうに考えております。

- 委員長（小田新紀） 酒井委員。

- 委員（酒井はやみ） コミバスを利用されている方は高齢者の方も多くて、足が不自由な方もいらっしゃると思います。私が伺ったのは、何とかバス停にたどり着くぐらいの大変な状況の方なのですけれども、ずっと待っていても来なくて大変困ったというお話でした。インターネットで見られるということは、利用者にはもう周知されていることなのですか。それと、緊急にそういったことがあったときに、例えばバス停に貼り紙をすぐしに行くだとか、そういったことまでは難しいのでしょうか。

あと、ベンチについてですけれども、商業施設で置いているところがあるということなのですが、公共施設だとか、指定管理者がいる施設に隣接した停留所などでの検討ということではできないかなというふうにちょっと思ったのですが、その点はどうでしょうか。

- 委員長（小田新紀） 防災環境課長。

- 防災環境課長（半田 健） インターネットの運行状況につきましては、高齢の方ですと、スマートフォンを利用してそのサイトまでたどり着くというのはなかなか難しいような状況もあると思いますので、改めてどのようなことになれば運行状況確認できるのかということも、改めてお知らせをさせていただきたいというふうに思います。

あと、ベンチの関係でございますけれども、商業施設のほかに、公共施設、コミュニティプラザなどにもベンチ等は配置をさせていただいております。できる限り町で管理しているある程度のスペースがある部分については、そういう対応は可能だと思いますが、道路上に設置する部分については、手続等さまざまな問題がありますので、どのようなことがあれば、条件を整えば対応できるのかということも含めて、検討させていただきたいというふうに思います。

- 委員長（小田新紀） ほかに質疑はございますか。

（「関連」の声あり）

- 委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） コミバスの件なのですけれども、資料の 28 ページですけれども、免許を返納した方は、65 歳から 74 歳まで無料としてコミバス利用できます。もともと免許のない方ですとか、これ以前に免許返納された方も無料にしてほしいという声が出ているのですけれども、その点はいかがでしょう。

それと、関連なのですが、これ違うところで質問すべきということであれば、ちょっと違うところで質問したいと思うのですけれども、民間のバスも、免許返納した場合、5 年間バス代が半額になります。同じように、以前に返納された方ですとか、免許を持っていなかった方もそういう対象にしてほしい、そういう民間の会社に町からも申入れしてほしいというそういう声も届いているのですが、2 点お伺いいたします。

○委員長（小田新紀） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 免許返納された方へのコミュニティバスの関係でございますけれども、委員おっしゃいますように、65 歳未満の免許返納された方、それから 75 歳以上の方については、申請をしていただいて、コミュニティバス無料ということにさせていただいて、乗車していただいております。特にこの制度、令和 5 年度から始めた制度でございます、75 歳以上の方につきましては、令和 5 年からスタートしたということございまして、今現在 75 歳以上の方で、免許返納されて無料の交付券を発行させていただいておりますけれども、延べで、75 歳以上と免許返納の方合わせまして、今時点で 277 名の方に無料乗車券を発行させていただいているというような状況でございます。

民間バスの関係でございますけれども、民間バスの関係については、十勝バスさんのほうで免許返納された方については、乗車料金を割引するという制度がございまして、既にもうされております。一部のタクシー会社においても、免許返納等の場合については、割引制度を設けているというようなこともございますけれども、それぞれ各事業所さんにおかれまして独自の乗車利用促進のことも含めて、利用促進と高齢者の方々に対する足の確保ということで、独自に実施されているというものもございまして、町のほうとしても取組を進めることによって、相互の利用の促進が図られるようなこともあろうかと思っておりますので、公共交通の会議、十勝管内で開催をされる部分もございまして、そういうことも含めて、同じような取組ができないのかということも一緒に協議させていただける場で意見として述べさせていただければなというふうに考えております。

○委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） やはり高齢者の方、病院とかそういうところに行くときに、コミバスも利用して、そしてバスを利用して、交通費が本当に負担だという声がありまして、ぜひ返納した方と同じような条件で利用できないかということが高齢者の方から届いていますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

あわせまして、115 ページの防災諸費のところ質問したいのですがよろしいでしょうか。

○委員長（小田新紀） 関連ではない。

○委員（野原恵子） 関連ではなくて。

○委員長（小田新紀） そしたら、改めてお願いします。

○委員（野原恵子） 改めて、分かりました。

○委員長（小田新紀） では、関連よろしいですね。その他。

野原委員。

○委員（野原恵子） 115 ページ、13 目防災諸費のところ質問をいたします。

地域防災対策の事業に関わりまして、今、温暖化の影響でこの一、二年洪水が非常に多発しております。そういう中で、防災時に助けを必要とする要保護支援者の個別避難計画の策定の進捗状況についてお聞きしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 個別支援計画の関係でございますけれども、町のほうでは、昨年から要保護者の個別避難計画の策定に、関連する防災環境課、保健課、福祉課等を含めて関係職員で、関係三課で取り組んでおりまして、現在のところ昨年作成を予定しておりました対象者 90 人おりまして、そのうち施設等に入所されている方等を除くと、実際に個別避難計画の作成の対象者になるという方が 39 人いらっしゃいまして、令和 6 年度予定しておりました 39 名につきましては、もう既に作成を終えております。そのほか緊急度の区分で、当初 90 名の中で予定しておりましたのは、障がいをお持ちである方、それから独居の方等を含めて、その中で浸水エリア、50 センチ以上の浸水のある方ということを対象にして実施した方が 39 名ということでございます。そのほか、個別避難計画の作成に同意を

された方に対しましても随時作成をしております、その39名の方を含めまして今現在85名の方の個別避難計画の作成が完了しているというようなことでございます。

ちなみに、個別避難計画を作成しなければいけない方といいますのは、要支援者の中で、要援護の対象となる方で個別避難計画の作成に同意をいただいている方、さらにその中でも、要介護者だとかの緊急度の高い支援を必要とする方が8月末現在で453名いらっしゃいます。453名のうち、今現在85名が作成を完了しているということで、作成率としては18.8パーセントの作成状況ということでございます。

この後、令和7年度におきましても、昨年と同様、防災環境課、保健課、福祉課それぞれが協力し合って、対象となる方のお宅にご訪問して、個別避難計画の作成を随時進めているというような状況でございます。

○委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） 今それぞれ数字挙げられましたけれども、この方々は、やはり同意を得ている方の人数ということですね。そうしますと、8月末で453名、それで85名、18.8パーセントの作成が進んでいるということでしたけれども、これかなりの方の作成はこれから進めていかなければならないということなのですが、その計画はどのような状況になっているのでしょうか。

○委員長（小田新紀） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 今後の作成の進め方ということでございますけれども、その453名の方のうち、それぞれ優先度の高い方々を区分分けをさせていただいて、作成を進めていくということで考えております。三つの区分を作成しておりますけれども、まず一番重要度、優先しなければいけないという方につきましては、要介護5の方、それから身体障がい者手帳1級をお持ちの方、そのうち視覚ですとか、聴覚障がいの方の3級までの方を対象とします。それから、在宅の難病の方などにおきまして、自宅で酸素を使用されているような方々を対象として、まずは第1段階として、その方が同意いただいている方、名簿の対象の方の中で同意いただいている方で、今現在41名いらっしゃいます。ただ、そのうち個別避難計画の作成の同意をいただいている方が20名いらっしゃいますので、まずその方々を第一優先として、令和7年度に計画の作成を進めていくということになります。

その次に、第2段階として、二つ目の区分としておりまして、要介護4の方、身障手帳2級の方、精神障がい者福祉手帳1級の方と、療育A判定を受けている方を二つ目の区分といたしまして、今現在17名の方が対象者としていらっしゃいますけれども、その方々に確認をさせていただいて、その方々の計画の作成を進めると。

第3段階としては、3番目の区分としては要介護3の方を対象として、11名の方いらっしゃいますので、第一優先、最初の第1区分の方、第2区分の方、第3区分の方ということで、これらの方々について、令和7年度については作成を進めていくということで、今現在3課で調整をして動き始めているということでございます。

○委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） 今ちょっと計算できないのですが、453名から85名が作成終わっていて、そのうち第1、第2、第3、この作成を段階的に進めていくとすると49名。そうしますと、その残った方々の作成は、かなり時間かかるのではないですか。そういう方たちは、もちろんこれ同意を得ているというのですけれども、今年中に終わるのでしょうか。もうこれはかなり時間かかると思うのですけれども、その対策をどのように考えているのでしょうか。

○委員長（小田新紀） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） この後、今、委員おっしゃいますように、まだ人数的には多くの方がいらっしゃいます。第1段階として四百五十何名というふうにお答えさせていただきましたのは、第1段階として名簿提供に同意をされていて、なおかつ個別避難計画の作成を希望している方でございまして、実際にはその方々のうちにおきましても、施設入所されている方ですとか、入院されている方につきましては、名簿作成の、計画書作成の対象者とはならないという方もいらっしゃいます。

昨年の例で申し上げますと、先ほど90名対象者がいて、実際には39名の作成を100パーセント終えましたよというようなお話をさせていただきましたけれども、90名のうち40名弱の方が施設入所とかされているという方もありますので、実際には、数字的には四百五十数名というお話をさせていただいておりますけれども、実際に作成に当たりましては、最終的にはそれぞれの方の今実際の生活実態などをお聞きした上で、名簿を作成するかしないかというような話として進んでいきますので、それよりは半分程度まで、昨年の状況を見ますと減っていく可能性があるということがありますので、まずは、今、

先ほど答弁の中でお話しさせていただきましたことを第一優先に進めさせていただいて、その後、残りの方々につきましても、個別に現在の生活の状況をお伺いして、順次計画の作成を進めていくということで考えております。

○委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） 数字の押さえ方なのですけども、個別避難計画、この中で本人の同意を得ている、そういう方とか、施設に入所されていて、そういうもの必要のない方ですとか、そういうものきっちり分けて押さえおく必要があるのではないかと思うのです。本人の同意を得ている方は、そういう災害に遭ったときには、いち早く対応しなければなりませんよね。そういうところをきっちり押さええて、素早く対応するためには、そういうすみ分け、対象者をどういう状況にいるのか、施設に入っているのか、同意を得ていないのか、同意を得ているのか、そういうものきっちり整理して素早く対処する、そういう対策をもって対処していくということが必要だと思うのですが、その辺が何か整理されていないような気がするのですけれども、その点はどのようなのでしょうか。

○委員長（小田新紀） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 人数の捉え方なのですけども、まずは町のほうで持ち合わせております介護の情報ですとかさまざまな情報から、要支援者となる方の対象リスト、データでリスト化させていただきまして、その方々に対して、要支援者の名簿の提供に同意されるかどうかということのを第1段階で確認をさせていただきます。その後個別避難計画の作成についても同意しますかしませんかということで確認をさせていただいている数字が、先ほどお話をさせていただきました四百五十数名ということで、まずは書面で確認をさせていただいている方がその数字だということでございます。その数字を基に、実際、現在の生活状況などを改めて個別に調査というか、確認をさせていただいて、個別避難計画の作成に移っておりますので、まずは文書のやり取りの中で同意をいただいた方のリスト化をさせていただいて、そのリストの中で対象となる方に対して個別に確認をさせていただいて、現在の生活の状況をお聞きした上で、作成に当たるというような段階を踏んだことになっておりますので、調査時点と実際の作成の時点においては、差が出てくるというような状況となっております。あくまでも段階を踏んで整理をさせていただいて、実際本当に作成をしなければいけない方々について、作成をさせていただいているというような状況でございます。

○委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） 流れとしては分かりました。

それでは、その作成を、今、段階を踏んで、第1、第2、第3と分けて報告されましたけれども、そういう方の作成は終わっていて、これから段階を踏んで進めていくということで今いるという状況ですね。そうすると、実際に住んでいる人数は何人か。1番目、2番目、3番目の中で、実際に調査が進んでいる、作成されている人数というのは、先ほど報告された人数でよろしいということですか。

○委員長（小田新紀） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 先ほど令和7年度に取り組みさせていただくということで、三つの区分でやらせていただくということを話しましたが、この方々につきましては、今現在、動き出したばかりということでございますので、最初の動き出すデータということの数字で、この数字の方々のリスト化された方々について実態の状況を確認させていただいて、それぞれのご家庭を訪問させていただいて、作成を進めていくということでございます。

○委員長（小田新紀） ほかにございますか。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 決算書のページは117ページ、資料が24ページです。

交通安全対策事業の中で、通学路なんかには交通安全ののぼり旗が掲げられているのですけれども、これは設置とか更新については、どこがどのように行っているのか伺います。また、設置場所につきましては、固定なのか随時更新しているのかも併せてお聞きします。

○委員長（小田新紀） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 交通安全旗のお話だと思います。交通安全旗につきましては、それぞれの町内会と交通安全推進員さんになられている方、生活安全推進協議会の推進員さんになられている町内会長さん、町内から出されている役員さんを通じて、各町内会に掲示をさせていただいているほか、町の交通安全推進員がそれぞれパトロールの中で必要と思われる箇所に掲示をさせていただいて、毎年風とかで傷んでいる部分がありますので、交換をさせていただいているというようなことでございます。毎年500枚から600枚程度での破損があるということで、それぞれの町内会などにおきまして、春です

とかの交通量の多くなる時期を目がけて、各町内会の役員さん等がお見えになって交換をするというようなことでさせていただいております。各町内会によっては、それぞれ固定されているというような場所もあると思いますけれども、町の交通安全推進員がパトロールしている中で、必要と思われる箇所については、固定することなく新たに設置するなど、変更するなどして対応させていただいているという状況でございます。

○委員長（小田新紀） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 推進員とか町内会のほうで現地を回って更新しているということなのですが、この質問をしたのは、実は本当にぼろぼろの、交通安全旗か子ども 110 番の家かも分からないぐらい、もうきっと恐らく 10 年以上もたっているようなぼろぼろの旗がもう複数見受けられて、景観上大変よくないのではないかなと思いました。それで、やはり全ての場所において、その町内会とかが点検できているわけではないと思いますので、町のほうの対応も必要になってくるのではないかなと思います。いかがですか。

○委員長（小田新紀） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 委員おっしゃいますとおり、実は昨年度、配布をさせて掲示をいただいた防犯旗なのですが、素材が非常に薄くてすぐ駄目になるというようなお話をお聞きいたしました。それで、もう年数たっていないのにぼろぼろになって、駄目になったから交換をしたいというようなお話がございまして、対応させていただいたというような状況でございます。そのような話を年度の途中でいただいたものですから、今年度作製したものについては、昨年のもよりも強度の強いもので作製をさせていただいたということがございますので、昨年度よりは破れるものは、傾向としては減るのかなというふうに考えております。

先ほどご質問にありました町内会などで掲示、交換できない部分については、町のほうでも対応させていただきたいと思っておりますし、町内会長さんのほうから、昨年、照会いただいたときには、もう在庫がなくて交換するものがないということで、大変申し訳なかったのですが、ないのですよということでお断りをさせていただいた部分もございまして、今年度につきましては、パトロールも含めて、そういうような状況にならないように、意を用いてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（小田新紀） ほかにございますか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） ないようですので、次に、120 ページから 127 ページ、区分 6 について質疑を受けいたします。

酒井委員。

○委員（内山美穂子） 121 ページ、15 目職員厚生費の職員健康管理事業に関わるのかどうか、職員の有給休暇と生理休暇について伺いたかったのですが、こちらでよろしいでしょうか。

総務文教常任委員会にこの間出されていまして資料を見せてもらいました。昨年度の職員の有給休暇の取得日数は、平均で 13.1 日となっていました。ただ、課によっては平均より随分少ないところがあるなというふうに思いました。町としてその要因をどのように分析されているのか、また有給休暇をより取りやすくするためにどんな対応をしてくれているのか伺います。

生理休暇についてです。同じ資料によれば、令和 4 年度は 12 人の職員が合計 18 日、令和 5 年度は 13 人で 14 日間、そして昨年度は 3 人で 14 日と、年々取得の数が減っています。女性職員の数から見ても、とても少ないという印象を受けました。そして、昨年度は 3 人と大きく減っていて、取りやすくなっているということは言えないのではないかなと思いました。これまで生理休暇を取りやすくするためにどんな取組をされてきているのか、改善しようと思っていることがあれば伺います。

○委員長（小田新紀） 総務課長。

○総務課長（西田建司） まず、有給休暇についてなのですが、酒井委員おっしゃったように、総務文教常任委員会、所管事務調査で先日資料の提出をさせていただいて、ご説明も申し上げました。今お話のとおり、もちろんやはり関与はばらつきがあるというのは、これ要因と申しましても、はっきりとした要因というのは分析できてはいないのですが、先日もちょっと一般質問等でもお答えしましたように、管理職が先頭となって取得率の向上に努めていくということに尽きるのかなと思いますので、そういうふうに関心していきたいというふうに思っております。

生理休暇のことについてであります。こちらのほうの資料もお渡しをして、今、酒井委員がおっしゃったとおりであります。決して取りづらい環境になってきているという、ごめんなさい、ちょっと私自

身そういった認識はないのですけれども、結果的にはこういった数字だったということですので、取組といましようか、またその辺、当然、職員組合のほうでもそういった勉強会等もやっておりますし、総務課としてもまたそういったところを、休暇についての制度、こういったものをまた周知について努めていきたいというふうに考えております。

○委員長（小田新紀） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 有給休暇も生理休暇も職員の皆さんの心身の健康にとって、とても大切な権利だと思います。町として職員の皆さんが安心して取得できる環境を整えることが大事だと考えます。特に生理休暇については、職員の側が取得を申請する際の心理的なハードルもまだまだあるのかなと、申請しづらいというのがあるのかなというふうに全国的にも言われています。取得率がまだまだ全国的にも民間も含めて広がっていないということがありまして、生理に関する正しい理解や安心感を職場全体で広めていくということがなければ、なかなか難しいのではないかなというふうに思いますので、先ほど言われたような研修だとか、職員向けの広報での啓発、取得方法の周知や、また取りづらいというふうに思われて取れていないのかどうか分からないというようなお答えでしたけれども、女性職員にアンケートで取得しにくい理由があるのかだとか、そういうことを、職員の意識を把握するというのも併せて考えていく必要があるのかなと思いますが、そのあたり改めて伺います。

○委員長（小田新紀） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 生理休暇につきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、取りやすい環境に努めてまいりたいと思います。

○委員長（小田新紀） そのほかございますか。

畠山委員。

○委員（畠山美和） 17目諸費の決算書で123ページ、資料で36ページの、ふるさと寄附返礼品贈呈事業について伺います。

令和6年度の決算を拝見しますと、本町のふるさと納税寄附金額は約2億円で、前年と比べて大きな伸びは見られませんでした。令和6年度に関しては、登録サイトや協力事業者、登録品目も前年度より増えているようなのですが、この寄附額の推移について町としてどのように受け止めているのかと、近隣や同規模の自治体で寄附額が増えている事例もあるかと思うのですが、そこで何か参考にしている事例などがあれば、伺いたいと思います。

○委員長（小田新紀） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） 6年度のふるさと寄附の状況でありますけれども、確かに前年に比べますと、さほど大きな伸びということにはなりません。この要因といたしましては、令和5年10月に制度改正といいますか、制度の厳格化というものがございまして、そのタイミングで本町の上位10品のうち5品が、外国製の原材料を使った加工品が、ふるさと寄附の返礼品としては認められないという判断がございまして、その部分が大きく影響したものであるというふうに考えております。

ふるさと寄附の返礼品につきましては、毎年10月を起点としてその後1年間の認定の期間といいますか、そういったものがございまして、令和5年10月以降、令和6年度の9月いっぱいまで、その部分について返礼品として提供できないという状況がございました。ただ、一方その翌年、6年の10月以降につきましては、その部分の、こういった加工によって、ふるさと寄附の返礼品というのは、地元産の食材ではなくても、地元でこういった加工をすることによって付加価値が向上したかと、そういったことが認められるかどうかによって、返礼品として提供することができますので、そのあたりを事業者とも十分確認をいたしまして、改めて令和6年10月から寄附の返礼品として登録することができましたので、その後、その返礼品については順調に推移をしているという状況でございます。

また、近隣自治体、先日も新聞報道で大きく順位づけというか、そういったものが公表されましたけれども、やはりこれまでと同じことをしていても、今後の寄附という部分についてはつながりませんので、ただいま取り組んでいること、それから今後取り組むことといたしましては、これまでやってきたことの中では、検索連動型広告といいます、これは広告費用をかけますけれども、よくインターネットサイトで自分が開いているページに、右側とか左側に関連の商品が出てきますけれども、そういったところに、その人の検索の履歴に沿った内容の商品、返礼品が出るような仕組みを取り入れたりですとか、あとはなかなか新規の返礼品を開発するというのも、これはとても時間もかかりますし、事業者さんとの打合せも必要になってきますので、既存の商品の中で、例えば同じ商品であっても個数を増やしたりですとか、あとは同じ商品でも3か月ごとに返礼品が届く、そういった定期便ですとか、あとはほかの事業所との組合せのセットのようなものですとか、そういった組合せをつくって、バリエーション

をつくったりしております。

また、やはり今 SNS の時代ということで、人の目に多く触れる取組が必要だということで、先日も新千歳空港で2週間ほど事業者の紹介もあって、幕別町のふるさと納税を紹介するイベントに出展をいたしまして、SNS、フェイスブック、X、インスタグラム、それぞれありますけれども、行く前から倍増をしておりますので、そういったところをきっかけに、また寄附につながるものかなというふうに考えております。

昨年からそういった取組を進めてまいりまして、現状ですけれども、今年度入りましてから昨年度の同時期に比べますと、かなり上回っている状況でありますので、これは1年終わってみないと何とも言いえない部分でありますけれども、今年度については、順調に推移しているかなという捉えをしております。

以上です。

○委員長（小田新紀） 畠山委員。

○委員（畠山美和） 今後は返礼品そのものの魅力とか、今おっしゃっていた自治体の活動内容を重視した選択が重要になってくると思うので、いろいろ今までいろんな努力をされているのがやっとなんと上向きになってきたのかなと見受けられるのですが、寄附者に選ばれる町になれるように、今後とも頑張ってくださいと思います。

○委員長（小田新紀） ほかにございますか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） ないようですので、次に、126 ページから 137 ページ、区分 7 について質疑を受けいたします。

内山委員。

○委員（内山美穂子） この中で2点、2項目質問します。

1 項目目が、127 ページ、地域おこし協力隊活動費、資料は 39 ページです。

幕別町で協力隊の任用が始まって5年が経ちました。特に令和5年度、令和6年度におきましては、空き施設のサポートセンターに協力隊のコンシェルジュが関わるようになりまして、本当に地域の活性化に大きな成果を上げていると思っています。そこで、現在の隊員の勤務条件、受入れの形態、そして具体的な活動内容について、まずお聞きします。

二つ目が、133 ページで、資料が 43 ページの、公式 LINE 構築事業です。

本町でも公式 LINE が導入されましたが、令和6年度決算では、登録者数が 1,984 人、人口比で 7.6 パーセントと、まだ1割行っておりません。このリニューアル前の公式 LINE の登録者数から、リニューアル後はどの程度増加したのか、まず伺います。

○委員長（小田新紀） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） 地域おこし協力隊の関係でございます。

ただいま協力隊につきましては、商工観光課に4名配置しております。雇用形態といたしましては、パートタイムということで、週4日の勤務としております。4人の活動内容ですけれども、令和5年から勤務している職員につきましては、町なかの空き施設を活用した地域の活性化、令和6年10月から任用している職員につきましては、市街地に人が来てくれるきっかけづくりやにぎわいづくりをつくり出す事業案の企画、運営といったものになります。また、本年4月から2名任用しておりますが、1名はふるさと寄附や観光などのきっかけになるよう、町の取組やイベント情報を SNS 等で効果的に発信するといったもの、もう一人が既存の施設を地域交流センターとして活用して、アートですとか、絵画の展示会ですとか、あるいはワークショップや講演会など、そういったイベントを開催する、そういったことを主に活動しております。

以上です。

○委員長（小田新紀） 政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉） ご質問の2点目、公式 LINE の登録者数ですけれども、内山委員おっしゃいましたとおり、3月末時点で1,984人ございました。これが本年8月末時点で2,381人となっております。

すみません。リニューアルする前ですけれども、うちの公式 LINE はございませんでしたので、防災 LINE の公式アカウント登録者数で申し上げますと、移行前で1,681人でした。

以上です。

○委員長（小田新紀） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 一つ目から再質問させていただきます。

4人全てが週4日のパートタイムの会計年度任用職員ということで理解よろしいですね。

服務規程ではほぼ職員と同じ役場支援型で、副業は可能ではありますが、難しい形と理解しております。協力隊の任用形態はもう多様でありますし、必ずしも会計年度任用職員に限られるものではありません。前にも一般質問で質問をしましたが、まずミッションを決めて、仕様書でその内容を明確にした上で、町と委託契約を結ぶ個人事業主型も可能ですし、一方で、フリーミッションという形も可能だと思います。また、企業からの要請に応じる企業研修型、隊員自身が地域で事業を起こす企業型なども可能です。こうした取組を取り入れるためにこれまで検討されてきたのかどうか伺います。また、これまで民間事業者から要望はあったのか伺います。

2点目なのですが、1,681人から少し増えて、では今の時点で大体1割ぐらいということですね。ちなみに、中札内は18歳以上で6割行っているようです。町の公式LINEとして、リニューアル後に新たな機能が追加されました。道路の損傷箇所をスマホのカメラで撮って報告できますし、ホームページへリンクすることもできますが、令和6年度のホームページのアクセス数を見ると、それほど活用されているとは言い難いような数字であったかと思えます。新たな機能の一つが、チャットボットを使ったごみ検索システムになるのですが、利用者が分別方法を調べるときに、キーボード入力をして、ごみの名称を入力すると、それは何ごみですよと返ってくる形になります。私も利用しましたが、時々入力されたごみの名前は登録されていません、別の名前を入力してくださいと表示されることがありました。本当そういう場合は、もう調べられずに諦めてしまうこともあったのですけれども、ただ、久しぶりに再度利用してみますと、以前入力できなかった同じ名前での項目が回答されるようになっておりました。それで、伺います。こうした入力エラーや未登録の事例について、町としてどの程度把握しているのか、また改善に向けてどのような仕組みでデータを更新、追加しているのか、さらに今後どのような改善策を講じる予定なのか、伺います。

○委員長（小田新紀） 政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉） 1点目の地域おこし協力隊の雇用形態について、募集時点でどのような検討をしたのかというようなことでしたけれども、私どもも、今、会計年度任用職員として雇用するのが一般的であるということではありますけれども、もちろん委託型ですとか、そういったものも検討しております。ただ、委託型になると、先ほど内山委員がおっしゃったように、今、会計年度任用職員ですと、例えば地域活性化のために、目標のためにいろんなことをやってくださいというような仕事の仕方ができると思うのですが、委託型になると、どの業務についてどれぐらい成果が上がったかというようなことが求められる契約になりますので、そこがその地域おこし協力隊、この地域活性化という中で、どういうものに結びつけられるのか。それからこれは今、商工観光課の市街地活性化ですとか、空き店舗対策のことだけ言っていますけれども、それ以外のことになったときに、そのお仕事だけで1人工分のお仕事があるのかとか、そういったことも検討していかなければいけないのと、あと雇用形態が会計年度任用職員でなくなりますと、当然のことながら、例えば今働いている方、個人事業主になった場合には、社会保険料ですとか、そういったものが全て個人負担になるとかというデメリットもありますので、そういったところも比較検討しながら、どういう形態になればいいのかということを検討していきたいと考えています。

○委員長（小田新紀） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） 関連いたしまして、地域おこし協力隊の事業所への派遣と申しますか、その要望があったかどうかということではございますが、要望については今お聞きしている部分はございませんが、今年、商工会で実施されたヒアリング等、アンケートの結果によりますと、後継者がいないという事業所がありますし、また従業員が不足しているという事業所もございます。そういったところ、地域おこし協力隊ですので、全ての事業に当てはまるということはないと思いますので、そういった事業所のこういった業務であれば、この協力隊としての派遣がふさわしいのか、そのあたりも研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（小田新紀） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） チャットボット機能の件でございます。

ごみの分別を調べる機能として、LINEのほうでチャットボット機能が備わっておりますが、内山委員おっしゃるとおり、入力の仕方によって反応しない場合がございます。例えば、CDですと、全角でCDと打つと、半角でCDだと反応しないという現象がございましたので、その都度、町民の方から教え

ていただいて、検証して、学習させるというか、都度学習して反応するように更新している最中がございますので、ごみの出前講座や何かでもその辺をお話しして登録者数も伸びておりますので、もうまく反応しない事案がありましたら、その都度更新していきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小田新紀） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 一つ目の地域おこし協力隊なのですが、うちの町は商工に特化して大体活動していただいております。今、全国的にも地域おこし協力隊、受入れとか事業内容については、自治体の裁量に任せられているわけで、1人当たり最大で520万円の特別交付税措置が令和6年度であると思います。協力隊も伸びているのですが、実際に成り手、場所にもよるのですが、集まってこないというところもあるのも現状であります。

それで、やはり地域おこし協力隊、多様な働き方の一つなので、地域おこし協力隊になる方が何をされたいのかということもちょっと考える必要はあると思います。最終的には、交流人口ではなくて、定住人口としていてくれればいいのですが、確かに今おっしゃられたようにデメリットもたくさんあると思いますが、やはりそれは協力隊の方が、本人が納得して選ぶわけですから、やはりいろんな受入れ体制を準備できるという環境づくりというのはすごく大切だと思うので、柔軟に任用形態を検討して、地域のニーズを踏まえながら、この制度を一層有効に活用してくださることを求めます。

2点目になります。2点目のLINEのことは、せっかく導入したのですから、登録者の拡大を図るのはもちろんですが、より使いやすく利便性の高い取組になっていただければと思います

以上です。

○委員長（小田新紀） ほかにございますか。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 133ページ、23目DX推進事業になります。資料では42ページです。

幕別町では、令和6年度から行政のデジタル化ということで、DX推進事業が始まりました。資料のほうでは、コンビニ交付やキャッシュレス決済などの利用が増えているということを確認することができました。一方で、申請書作成支援、いわゆる書かない窓口について、なかなか伸び悩んでいる状況があるのかなと思っているところであります。DXの事業の目的の一つに、行政の効率化ということがありましたが、どれだけの効果が図られたのか、お聞きいたします。

○委員長（小田新紀） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 申請書作成支援システム、いわゆる書かない窓口の関係でございます。こちらにつきましては、来庁した住民の方に同じ事項を何度も書かせる煩雑さを解消することに併せて、窓口事務の効率化、混雑の緩和を実現するという導入をしたものでございます。

住民側のメリットといたしましては、こちらの利用者にアンケートを実施しましたところ、氏名、住所等、何度も同じ内容を書く必要がなく、また職員と一緒にヒアリングシートというものに基づきまして、一緒に申請書をつくり上げていくことから、書類審査時の待ち時間、こういうものが感覚的にないような状況になりますので、おおむね良好な満足度となっております。

いわゆる窓口事務の効率化の観点でいきますと、こちらにつきましては、現時点では申請書を作成する段階にとどまっております、職員側からすると、申請書を作ってそちらを総合行政システムのほうにまた入力するという、今までとそんなに効率的には変わらないような状況となっておりますので、今後につきましては、こちら今後、標準準拠システムへの移行がございまして、そちらのタイミングに合わせて、RPAなどを活用して作業のオートメーション化を図って、事務効率改善に努めていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（小田新紀） 総務課長。

○総務課長（西田建司） DXの事業全般的な効果のことということでしょうか、窓口でということだったのかな。ちょっと全般のことで申し上げますと、決算書の事業項目の三つ目、行政手続オンライン化推進事業ということで、AI-OCR、RPAだとか、LoGoフォーム、そちらの活用もあるのですが、そちらのほうについて申し上げますと、AI-OCRのほうでは、財務会計システム等でデータ化したものが1件、RPA、読込みなのでありますが、そちらが水道料金システムの閉栓、開栓、さらには財務会計システムの日計表のデータ化ということで3件ということで、6年度の実績になっております。

そして、LoGoフォームのほうなのですが、こちらのほうについては、オンライン申請だとか、作成するシステムで職員が申込書やアンケート、そちらのほうを簡単につくることができるというような仕組みになるのでありますが、そちらのほうについては、令和6年度、6か月で3課で、それこそ先ほどもお話あるような大型ごみの申込みだったり、アンケートなど6件のフォームを作成して、502件

の利用があったところでございます。

以上でございます。

○委員長（小田新紀） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 今かなりの予算がかかってこの事業がスタートされました。1年目ということで、いろいろ困難な状況がありながら取り組まれているのかなと思ったところであります。特にその目標値に対してすごく低いと、本当にこのデジタル化が業務の効率化に図られているのかということ、私も常々疑問があって今回質問させていただいて、町の状況を聞いたところであります。やはり町の行政の、やはり住民の方とコミュニケーションを取りながら、課題ですとか問題点とか話し合いながら、こういった解決策がありますよということを行うことが大切であって、必要な効率化は分かるのですが、住民との対話がその時点でどうだったのかというところで、やはりすごく懸案がありました。特にその書かない窓口については、いざ免許証やマイナンバーをやろうとしたら、うまく読み込めないとか、うまく書いたけれども、なかなかそれが反映されないというような機器的な課題があるということで、私自身もやったときに認識したところもありましたので、本当にこれがよかったのかについては、今後もっと精査して、続けていくのか改善させていくのかを考えていただきたいところであります。

先ほど課長がお話ししたとおり、標準化のお話もありました。これはまだ先のことでありますけれども、ここに乘っかってくるとなると、二重事業の問題、要は基幹産業、基幹的な問題になったときに、ではその町の特別な事業がそれに乗っかるのか、そこも懸念されます。隣町で言うと、自分たちのシステムを構築する場合は、別で料金発生しますよということもお聞きしたところであります。これからの事業になるので、ここでお話するのはあれですけども、いわゆる一度始めたものに対してどんどん更新すると、お金がどんどんかかってくるのです。それが本当に効率的で、住民の立場になるのかどうかをもう一度検証して進めるべきではないかと思うので、その辺について町の認識をお伺いしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 行政システムの標準化、共通化に向けた部分にもあろうかと思えますけれども、DX 推進ということで6年度、大きな5事業、デジ田の交付金を活用しながら取り組んできたわけなのですけれども、今、荒委員がおっしゃるように、書かない窓口でも当然住民の方はそれを利用すればマイナンバーカードだったり、免許証で書かない部分というのが増えるのかなという部分あるのですけれども、うまく窓口との、事務の効率化にはちょっとつながっていない部分もあったりだとかという検証も確かに行っております。

先ほどの事務手続のオンライン化推進事業も含めてなのですけれども、これから標準化、共通化に向けてシステムがどんどん変わっていくよということなのですけれども、決してそれは後戻りするものではないです。そういったものを書かない窓口で活用したり、AI-OCR、RPA で読み込むというような作業になってくるので、決して導入したものが後戻りするわけではないので、さらにそういった標準化、共通化したものをどんどん各窓口で使っていけるように、適用業務を増やしていけるように、今ちょっと実は担当課お任せという部分ちょっと強くあります。もう少し総務課のほうでも率先して、DX の推進というところで関わりながら、その適用業務等も増やしながら進めていければというふうに考えております。

○委員長（小田新紀） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） デジタル化は住民にとって必要だったりとか、効率化ですとか、コンビニ交付ですとか、わざわざ行かなくてもいいとか、いろいろなメリットがあるのは重々承知しています。それが本当に予算に対して、これだけかけてどうだったのかなと、行政ですので費用対効果を求めるものではないです。ですけれども、これだけの大きな予算を使って、本当にそれが住民のためにどうだったのかなということ、いま一度認識して進めていくことがすごく重要なので、その辺について受け止めていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（小田新紀） その他ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） ないようですので、次に、136 ページから 139 ページ、区分8について質疑を受けいたします。

よろしいでしょうか。

中橋委員。

- 委員（中橋友子） ページ数では 139 ページの、戸籍、住民登録になるのですけれども、資料では 50 ページ、個人番号カードの交付実績が掲載されております。行政資料としていただきました令和 6 年度のマイナンバーカードの発行につきまして、取りわけ国民健康保険証としての利用状況について資料を提出していただきました。ここでお尋ねしてよろしかったですか。国民健康保険証であります、後ろですか。
- 委員長（小田新紀） 少々お待ちください。
- 委員（中橋友子） 後ろでしたら改めますので。いいですか。
- 委員長（小田新紀） 質問内容にもよるのですが。
- 委員（中橋友子） そうですね。一つは、これ個人番号カード交付実績、平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間について記載されております。マイナンバーの交付率が令和 6 年度末で 85.8 パーセントというふうに書かれているのですけれども、既にこの年数が経過して、更新をしなければ使えない町民の方がいらっしゃると思うのですよね。それは、もちろん更新をされていけば数字として見えてくるのですけれども、そこがこの資料では分からなかったものですから、そういうことが明確に示していただけるのかどうかというのが一つです。
- もう一つは、資料でいただきました国民健康保険証として、このマイナンバーカードにひもづけをされて活用されるということですが、この 2 万 1,976 枚発行されている中で、健康保険の登録をされた方が 3,643 人、もっと言えば国民健康保険の対象者は 5,286 人ということになりますから、そして補うために発行された資格確認書というのが 341 ということになりますと、差が出てきます。1 と 2 の関係で引き算をしていくと、1,643 人というふうに出てくるのですけれども、無保険ではないと思うのですが、どんな対処をされてきているのか、伺います。
- 委員長（小田新紀） 住民課長。
- 今、二つ質問がありました、1 点目についてはここでまず回答いただきたいなど。
- 住民課長（佐々木一成） 更新の関係につきましては、今後なのですけれども、具体的に詳しい数字は押さえていませんが、毎月 200 件ぐらいの更新がこれから控えてございます。
- 以上です。
- 委員長（小田新紀） 中橋委員、ごめんなさい。2 点目については、国保のところよろしいでしょうか。
- 委員（中橋友子） はい、分かりました。いいですよ。
- 委員長（小田新紀） では、中橋委員。
- 委員（中橋友子） 200 件ほどの更新があるということですが、これ実際に利用率などというのはさまざまですから出てこないのしょうけれども、更新は 200 件ということであれば、まだまだ期限が切れても更新に至っていない事例がこの数字からは読み取れるのかなと思うのですが、そういう心配はないでしょうか。
- それともう一つ、マイナンバーを取得したけれども、しかしなかなか管理あるいは活用、そういう点で利用し切れないというようなことも含めて、返納もあるというふう聞いておりますが、その実態はありますか。
- 委員長（小田新紀） 住民課長。
- 住民課長（佐々木一成） まず、更新が漏れている方につきましては、こちら更新の案内を出すのですけれども、書留で送っているものですから、それが戻ってきて、なかなか案内が届かない方も実際にはいらっしゃると思いますので、100 パーセント皆さん更新しているということには今のところなっていない状況でございます。
- 返納の関係でございますが、こちらにつきましては、例えば海外への転出、今の制度上は継続してカードを持てるのですけれども、一旦返しておきたいというような方、それからいわゆるマスコミ等で報道されているような情報管理、セキュリティ上の不安から返していただくという方も、中には一定程度いるというような状況となっております。
- 具体的な返納の数でございます。こちら令和 4 年度から申し上げますと、令和 4 年度 4 件、それから令和 5 年度 17 件、それから令和 6 年度が 2 件となっております、参考ですが、7 年度、今日現在におきましては 4 件となっております。
- 委員長（小田新紀） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 分かりました。書留で期限切れの方に連絡をされているということですから、それが返ってきてしまうということは、実態がどうなのか。住民台帳にはもちろんあって送られていると思

うのですけれども、返ってきている。結局、自分が取得して、一度取得した方が、要するに有効、活用できるのだというような感じで、実際はないと同じなのだけれども、そのまま放置されているというようなことも、社会的な一つの問題にもなってきているものですから、その点での、なかなか書留まで出してやっつけらっしゃるから難しいとは思いますが、その後の追跡、返ってきましたよと、その後はどんな対処をされて、結局必要とする方が使える状況に保障していくという対策が取られているのかどうか伺います。

○委員長（小田新紀） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 申し訳ございません。先ほど書留というお話したのですけれども、書留はカードの交付時で、証明書の発行については普通郵便で送っております。ただ、いわゆる居所不明だとか、そういう形で郵便が届かないといったことがございますので、その辺につきましては追跡調査の上、本人と接触をして適切に対応しているという状況でございます。

以上です。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） では、今までそういう事例の中で、きちっと更新につながっていているということだと思えるのですけれども、そういう事例はあって、実際につながっているということは、どのぐらいありましたか。

○委員長（小田新紀） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） すみません。具体的な数は把握してございません。

○委員長（小田新紀） その他ございますでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） ないようですので、次に、138 ページから 145 ページ、区分 9 について質疑を受けいたします。

よろしいですね。

暫時休憩いたします。

14 : 13 休憩

14 : 14 再開

○委員長（小田新紀） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

第 2 款総務費につきましては、質疑ございますか。

それでは、区分 9、酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 143 ページ、4 項選挙費の 2 目衆議院議員選挙費、衆議院議員選挙執行事務事業に関わって、高齢者の投票率について伺います。

昨年の衆議院選挙での 70 代、80 代の投票率はどれくらいだったか教えてください。

○委員長（小田新紀） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（西田建司） 令和 6 年度衆議院議員の選挙です。

まず、70 歳以上の投票率ですが 68.86 パーセント、80 代以上でいくと 58.35 パーセントという率でございます。

○委員長（小田新紀） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 3 年前の参議院選挙のときは、70 代が 74.3 パーセントだったのが今回 68.86 パーセント、80 代については 2022 年は 56.2 パーセントだったのが 58.35 パーセントだという数字かと思えます。この高齢者の投票率は上がっているとは言えないと思えます。足腰が弱ってきたり、車の運転をやめたりすると、投票所に行くのがなかなか困難だという声はたくさんあります。今回の選挙でも、今まで選挙に行くのを欠かしたことがないのだけれども、いよいよもう難しくなって諦めようと思っていたという 80 代の方の話も直接伺いました。高齢者が投票しやすい環境を整え、投票する権利を保障することが必要だと思います。例えば、この間も議論してきたと思うのですけれども、移動投票所の導入を検討することも一つの方法かと思いますが、町として高齢者の投票する権利を保障する手だて、どのように考えているか伺います。

○委員長（小田新紀） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（西田建司） 令和 6 年度の決算ということですが、今年度の再編のお話をさせていただきます。

まず、高齢者の移動支援といいたまいますか、そちらのほうについてはもちろん今回の再編でもさまざまコミュニティバス、期日指定乗合型巡回車、さらには外出支援サービスを外出しで、選挙時においても活用できるようにというような取組を行ってきました。さらに再編によって、逆に近くなったという方もいらっしゃる、今回の再編に伴って投票所の投票環境の整備ということで、土足であったり、バリアフリー化、こういったところも取り組みまして、大変喜ばしい声も聞けたところではございます。なので、どうしてもやはり再編だったり、これまでの投票所でも遠い方というのは必ずもちろんいらっしゃる。全てがということはないので、一方がよくなれば一方が遠くなるという場面もあろうかと思えます。ただ、今回の再編でおおむね皆様にご理解いただいた中で、投票率も向上しながらやってこられたのかなということを見ると、今のところ、やはり今後についても移動車による投票、そういったものは今のところ考えてはいないというところではございます。

○委員長（小田新紀） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 今年の選挙のことを言われたのでちょっと何うのですけれども、投票率、全体としてはちょっと上がったのかと思うのですが、今年の選挙の70代、80代の投票率は分かりますか。上がっていると言えるのかどうか伺います。

○委員長（小田新紀） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（西田建司） 令和7年参議院議員の選挙であります、先ほどと同じ数字でいくと、70歳以上が63.10パーセント、80代以上が52.94パーセントという投票率でございます。

○委員長（小田新紀） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 高齢者の投票率は下がったということですかね。今回、再編でいろいろ工夫されたことはとても大事だったと思うのですけれども、一方で投票所が遠くなってしまったということも声を伺っていて、なかなか再編だけで高齢者の投票の権利を保障するというは、まだまだ叶っていない部分もあるのかなというふうな印象を受けました。移動投票所についてまだ検討する考えはないということでしたが、ほかの自治体では実際にやっていて、16人投票できたとか、8人投票できたという自治体も生まれています。こうした方式を導入する可能性については、全く今考える可能性はないというお答えでよろしいのでしょうか。

○委員長（小田新紀） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（西田建司） 先ほどの答弁のとおり、全く考えございません。

○委員長（小田新紀） よろしいでしょうか。

（「関連」の声あり）

○委員長（小田新紀） 中橋委員、先ほど区分9での質問を受けましたので、関連はもうできないということでご認識いただければと。

○委員（中橋友子） 分かりました。

○委員長（小田新紀） その他よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 質疑がないようですので、2款総務費につきましては、以上をもって終了いたします。

審査の途中ですが、この際、14時30分まで休憩いたします。

14：21 休憩

14：30 再開

○委員長（小田新紀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3款民生費の審査を行います。

3款民生費の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 3款民生費についてご説明申し上げます。

146ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、予算現額26億9,329万2,000円に対して、支出済額26億2,013万6,695円であります。

1目社会福祉総務費、備考欄の上から三つ目、民生委員児童委員活動支援事業は、1節の社会福祉委員64人に係る報酬と18節の民生委員の活動に対する交付金などあります。

社会福祉協議会活動支援事業は、社会福祉協議会の運営に対する補助金であります。

福祉灯油等支給事業は、住民税非課税の高齢者世帯等2,093世帯に1万円を給付したものであります。149ページになります。

福祉除雪事業は、令和6年度から開始したものでありますが、高齢や障がいなどにより、自ら除雪をすることが困難な低所得世帯を対象に、外出等の日常生活に必要な通路を確保するための除雪事業で、3世帯の除雪を実施したものであります。

2目国民年金事務費は、国民年金事務に要した経費であり、担当職員1人分の人件費などであります。

3目障害者福祉費、一番下の障害者自立支援給付事業は、次のページになりますが、19節扶助費で、細節1は生活介助や就労支援などの障害福祉サービスなどの給付費、細節2は補装具などの給付費、細節3は障害児通所支援などの給付費であります。

自立支援医療費給付事業は、身体機能障がいを軽減または改善するための医療費を助成したものであります。

障害者地域生活支援事業は、12節委託料、細節6の訪問入浴サービス事業や、細節8日中一時支援事業の委託料などあります。

153ページになります。

障がい者就労支援事業は、チャレンジ雇用事業で勤務した事務補助員2人の人件費のほか、7節報償費は、障がい者職場体験を行った5人に対する謝礼であります。

心身障害者通院交通費助成事業は、障がいや特定疾患等がある方に対し、訓練のための施設への通所や治療のための通院等に係る交通費を扶助したものであります。

154ページになります。

4目東十勝障害認定審査会費は、十勝東部4町で共同設置する障害支援区分の認定審査会の運営に要した経費であり、認定審査会委員5人分の報酬及び費用弁償のほか、事務補助員の人件費などあります。

5目福祉医療費、重度心身障害者医療費助成事業は、重度心身障がい者に係る医療費扶助とその事務に要した経費であり、令和6年度末の対象者は389人で、前年度と比較して16人の増であります。

ひとり親家庭等医療費助成事業は、次のページにかけてであります。ひとり親家庭等に対する医療費扶助やその事務に要した経費であり、令和6年度末の対象者は608人で、前年度と比較して10人の増であります。

6目老人福祉費、敬老祝金等支給事業は、7節報償費、細節3の敬老祝金と、18節負担金補助及び交付金の地域敬老行事奨励金などあります。

本町における令和7年3月末現在の高齢者数は8,800人、高齢化率は35.09パーセントで、前年度と比較して14人の減、率にして0.41ポイントの増で、敬老祝金の受給対象者は538人で、前年度と比較して37人の増であります。

二つ下の老人保護措置事業は、養護老人ホーム入所者に係る措置費などあります。

159ページになります。

食の自立支援サービス事業から、お元気ですか訪問事業までは、介護保険を補完し生活を支援する各種サービス事業であります。

161ページになります。

福祉バス運行事業は、福祉バス3台の運行委託料であります。

過年度国庫支出金等返還事務事業は、介護サービス事業所2か所における平成24年度介護基盤緊急整備等特別対策事業交付金の交付決定が一部取消しとなったことによる北海道への返還金であります。

7目後期高齢者医療費、後期高齢者医療療養給付事業は、後期高齢者医療制度に要した経費であり、療養給付費に係る町の負担分で、給付費の12分の1に相当する額であります。

8目重層的支援事業費、次のページになりますが、介護予防支援事業は、要支援認定者に対する介護予防プラン作成に要した経費などあります。

令和6年度の介護予防プランの作成委託件数は986件で、前年度と比較して55件の減であります。

権利擁護推進事業は、次のページになりますが、2節の地域包括支援センターの社会福祉士1人に係る人件費のほか、12節委託料は、成年後見制度の相談や普及啓発などを行う成年後見実施機関運営委託料であります。

167ページになります。

生活支援体制整備事業は、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活をしていくために必要となる

多様な主体による支え合いの地域づくりの体制整備を進めるため、支援ニーズとサービスのコーディネートを担う生活支援コーディネーター業務の委託料であります。

障害者相談支援事業は、12 節委託料、細節 5 専門的な相談支援を行う基幹相談支援センター機能強化事業委託料のほか、21 節補償補填及び賠償金は、民間事業者に委託する日常生活上の相談支援事業は消費税の課税事業であることが判明したため、未払いとなっていた消費税額に係る延滞税相当額を受託事業者を支払ったものであります。

地域活動支援センター運営事業は、障がいのある方や難病の方が通う場として創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進を図るための事業に対する委託料であります。

生活困窮者等支援事業は、生活困窮者をはじめとして困難を抱える町民からの相談を一時的に受け止め、相談者に寄り添った支援を行うため配置したコミュニティソーシャルワーカー 1 人分の人件費と、次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 は、町とともに生活困窮者等の自立支援に取り組む社会福祉協議会への補助金であります。

ひきこもり対策推進事業は、ひきこもり支援アドバイザー 1 人分の人件費と、18 節負担金補助及び交付金、次のページになりますが、細節 3 は、町とともにひきこもり支援に取り組む社会福祉協議会への補助金であります。

過年度国庫支出金等返還事務事業は、令和 5 年度重層的支援体制整備事業交付金の確定による国と北海道への返還金であります。

9 目保健福祉センター管理費は、保健福祉センターの管理運営に要した経費で、14 節工事請負費は、温水ラジエーター暖房及び空調設備の更新に要した経費であります。

10 目老人福祉センター管理費は、次のページにかけてであります。老人福祉センターの管理運営に要した経費であります。

令和 6 年度の利用者数は延べ 2 万 8,774 人で、前年度と比較して 1,357 人の減であります。

11 目ふれあいセンター福寿管理費、生活支援ハウス運営事業は、ふれあいセンター福寿内の生活支援ハウスの運営に対する委託料などあります。

忠類地域通所介護事業運営費補助事業は、忠類デイサービスセンターの運営に対する補助金であります。

ふれあいセンター福寿維持管理事業は、ふれあいセンター福寿の維持管理に要する経費であり、次のページになりますが、12 節委託料の管理、清掃のほか、各種設備の保守点検等に係る委託料、14 節工事請負費は、施設の屋上防水工事などあります。

17 節備品購入費は、忠類デイサービスセンターにおいて運動機能特化型デイサービスを開設するためのトレーニング器具購入などに要した経費であります。

2 項児童福祉費、予算現額 15 億 3,744 万 1,000 円に対して、支出済額 14 億 3,874 万 2,661 円であります。

1 目児童福祉総務費、児童福祉総務事務事業は、児童福祉全般に要した経費であり、次のページになりますが、19 節扶助費、細節 2 児童手当は、令和 6 年度の対象児童数は延べ 3 万 518 人で、前年度と比較して 1,855 人の増であります。

出産・子育て応援給付金給付事業は、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備のため、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援に併せ、経済的支援として妊娠届出時と出産届出時にそれぞれ 5 万円を給付する事業で、18 節負担金補助及び交付金は、出産応援ギフト 124 人分、子育て応援ギフト 118 人分を給付したものであります。

178 ページになります。

2 目児童医療費、子ども医療費助成事業は、高校生世代までの子どもに係る医療費扶助とその事務に要した経費であり、19 節扶助費、細節 1 子ども医療費扶助は、令和 6 年度末の対象者は 3,323 人、1 人当たり扶助額は 3 万 7,429 円で、前年度と比較して対象者は 126 人の減、1 人当たり扶助額は 3,126 円の増であります。

3 目施設型・地域型保育施設費、町立保育所運営事業は、幕別地域 3 か所の町立保育所等の管理運営に要した経費で、1 節の代替の保育士及び給食調理員などのパートタイム職員や 2 節のフルタイムの保育士、給食調理員等の人件費のほか、次のページになりますが、10 節需用費、細節 60 賄材料費は、給食及び間食に係る経費であり、17 節備品購入費は、幕別認定こども園の炊飯器、札内北保育所のスチームコンベクションオーブン、札内さかえ保育所の食器等を購入したものであります。

なお、令和6年度末の入所児童数は290人で、前年度と比較して24人増であります。

町立保育所維持管理事業は、町立保育所等の維持管理に要した経費であり、10節需用費は、次のページにかけてであります。光熱水費や施設補修に係る修繕料、12節委託料は、施設周辺環境整備委託料など、14節工事請負費は、さかえ保育所グラウンドの排水機能向上のための暗渠整備工事であります。

私立保育所運営事業は、札内青葉保育園と札内南保育園の運営委託料であります。

なお、令和6年度末の私立保育所の入所児童数は248人で、前年度と比較して3人の増であります。

認定こども園等施設型給付事業は、18節負担金補助及び交付金、細節3認定こども園等施設型給付費負担金は、新制度に移行した私立幼稚園や認定こども園11施設を利用した児童141人分の公定価格から利用者負担額を控除した給付費であります。

細節4施設等利用給付費は、新制度に移行していない私立幼稚園や認可外保育所等の9施設を利用した児童66人の保護者に対する、施設利用及び預かり保育利用相当分の給付費であります。

一番下の家庭的保育事業所運営事業は、家庭的保育事業所1か所に対する給付費であります。

184ページになります。

4目へき地保育所費、へき地保育所運営事業は、幕別地域4か所と忠類地域1か所のへき地保育所の運営に要した経費であり、1節の代替保育士などパートタイム職員や2節のフルタイム保育士などの人件費のほか、10節需用費、細節60賄材料費や、次のページになりますが、17節備品購入費は、食器乾燥機や玩具など保育に係る備品を購入したもの、18節負担金補助及び交付金、細節4は学校給食センターに支払う給食代であります。

なお、令和6年度末の入所児童数は65人で、前年度と比較して1人の増であります。

5目発達支援センター費、発達支援センター運営事業は、発達支援センターが行う発達の遅れ等に対する相談、支援及び療育などに要した経費であり、2節給料は、保育士と心理士、次のページになりますが、令和6年度から任用した作業療法士の人件費のほか、12節委託料は言語聴覚士の派遣委託料であります。

なお、令和6年度の利用状況については、幕別地域の発達支援センターへの通所人数は91人で、前年度と比較して5人の減であり、忠類分室への通所人数人員は16人で、前年度と比較して2人の増であります。

190ページになります。

6目児童館費、学童保育所運営事業は、児童館3か所及び学童保育所5か所の管理運営に要した経費であり、支援員の人件費などであります。

令和6年度末における学童保育所の入所児童数は5か所で294人であり、前年度と比較して12人の増であります。

192ページになります。

7目子育て支援センター費は、幕別と忠類子育て支援センターの運営に要した経費で、保育士や代替保育士に係る人件費のほか、次のページになりますが、ファミリーサポートセンター事業に要した経費などあります。

なお、令和6年度の利用状況については、施設開放事業では年間延べ利用人数が5,825人で、前年度と比較して258人の減であり、一時保育事業では年間延べ利用人数が2,296人で、前年度と比較して32人の増であります。

また、ファミリーサポートセンター事業の利用実績は787人で、前年度と比較して211人の増であります。

3項災害救助費、予算現額550万円に対して、支出済額10万円あります。

1目災害救助費は、住宅火災の全焼1件に対し、火災見舞金を支給したものであります。

以上で、3款民生費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

146ページから155ページ、区分10、4目まで質疑をお受けいたします。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 149ページ、1目社会福祉総務費、福祉除雪事業について伺います。

新たに導入された制度ですが、利用者は3名ということでした。予算は68万円ついていたかと思えます。3名以外に申請者がどのくらいいたのか、また申請したけれども利用できなかった方の理由が分かれば伺います。

- 委員長（小田新紀） 福祉課長。
- 福祉課長（広田瑞恵） 福祉除雪についてでございます。  
利用者3名ということになりましたが、申請自体は全部で15件ございました。申請15件のうち、辞退が途中で1名ございまして、非該当となりました世帯が11世帯、該当者が3世帯、合わせて15件ということになっております。  
非該当になった理由なのですけれども、世帯収入が生活保護における最低基準の1.1倍を上回っていたこと、あと要件に該当しない同居の親族がいるということで、該当にならなかったという状況でございます。
- 委員長（小田新紀） 酒井委員。
- 委員（酒井はやみ） 今回はそういった対象者の枠を決めて実施したということでしたが、必要として申請をしていたにもかかわらず、通らなかった方が11件あったということで、今回、この事業の効果と課題、どのように捉えておられるでしょうか。
- 委員長（小田新紀） 福祉課長。
- 福祉課長（広田瑞恵） 効果と課題ということなのですけれども、効果につきましては、やはり低所得であって除雪を外注できないような除雪困難世帯の方に寄り添えたのではないかとというふうに思っております。  
課題についてなのですけれども、今回の所得要件というのは、低所得の基準を生活保護基準をベースに健康保険や除雪見合い等を上乘せして金額を設定しております。この金額の設定についてなのですけれども、この事業、低所得で除雪費用が捻出できない高齢者、身体障がい者等を対象としていますことから、まず預金等でもある方は自己負担していただくというのが基本的な考え方になっております。ただ、今回3件しか該当にならなかったということで、そのあたりにつきましては制度の内容ですとか、考えていかなければいけない課題であるとは考えております。
- 委員長（小田新紀） 酒井委員。
- 委員（酒井はやみ） 必要としている町民に利用していただけるような制度に改善していただくよう、検討していただきたいと思っております。  
以上です。
- 委員長（小田新紀） ほかに質疑。  
荒委員。
- 委員（荒 貴賀） 153ページ、3目障害者福祉費、障がい者就労支援事業についてです。町のチャレンジ事業です。  
毎年、障がいのある方が一般就労を目指して取り組むということでチャレンジ雇用が行われております。大体11か月ぐらいなのですけれども、毎年2名の定員なのですが、実際に申請がどれぐらいあるのか、令和6年度をお聞きしたいと思います。
- 委員長（小田新紀） 福祉課長。
- 福祉課長（広田瑞恵） チャレンジ雇用の申請件数でございますが、申込みがありましたのが2人です。その2人ともチャレンジ雇用に挑戦していただいたという状況になっております。
- 委員長（小田新紀） 荒委員。
- 委員（荒 貴賀） チャレンジ雇用の目的は一般就労が目的なのですが、やはりなかなか一般就労にたどり着かないという方をよくお聞きすることがありました。幕別町では、自立支援協議会の中で地域で障がいのある方と一緒にどうやったらいいのかなということで、官民一体で取り組んでいるということは理解はしているのですが、その中でも一般就労につながらなくて、長期雇用を何とかしてほしいという声がありました。幕別町でチャレンジ雇用は一時的な一般就労ではあるのですが、障がい者の方が就職できる取組というの、枠を広げるといふのを考えていただきたいと思うのですが、その辺についての考えはどうでしょうか。
- 委員長（小田新紀） 福祉課長。
- 福祉課長（広田瑞恵） 一般就労の枠を広げたいというお話でした。チャレンジ雇用いただいた方の中には、やっぱり私どもから見て、とても素晴らしい働きをしてくださって、私たちから見て一般就労いけるのではないかなと思っても、やはりご本人に自信がないとか、あと心の病気の波とか、そういうものもありまして、うまく一般就労に結びついていないという実態があります。そのあたりは、先ほど自立支援協議会というお話も出たのですけれども、就労支援部会で一般企業さんと呼んで、どんな人材を必要としているかですとか、こういうことが必要だよというようなレクチャーをしていただく

とか、そういう取組は進めております。

○委員長（小田新紀） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） そうなのですけれども、なかなかそれでも就労につながらなくて、結局障がいのある方が、いわゆるご家族と一緒にいて、亡くなった後どうしようかというような将来不安にまでつながっているような状況があるのです。やっぱり働くことによってその方が元気にある状況を見て、家族がうれしく思うとか、その方が自信を持ってというのはあるので、やっぱりなかなか一般就労につながらない中で、どうしていくかというのはあるのですけれども、町として長期的な就労体制というものを考えていくということはどうかなということの提案であったのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（小田新紀） 福祉課長。

○福祉課長（広田瑞恵） 一般企業さんへの就労なのですけれども、障がい者枠で就労を1回されますと定員数が満たされてしまって、なかなかその後の就労に、障がい者の採用に結びつかないという実態はあるかと思えます。ですので、就労の場を広げていくというのは簡単なことではないとは思っていますけれども、私たち、職場体験というほうもやっております、その際には企業さんを訪問しまして、何か該当できる職はないですかというようなお話をさせていただく場面もありますので、そのようなときに障がい者就労についても、考えていただくというような投げかけをしていきたいと思えます。

○委員長（小田新紀） そのほか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 147 ページ、社会福祉費、民生委員児童委員活動支援事業、この項目について質問いたします。

民生委員は本当に地域の福祉に貢献するという役割を担っております、高齢者の訪問ですとか困窮者の訪問ですとかという、そういう活動をされておりまして、地域での信頼も得られていると思えます。それで、民生委員も3年ごとに替わるとい、長くされている方もいますし、新規で入られている方もおられます。こういう中で、民生委員の研修はどのようにされているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 福祉課長。

○福祉課長（広田瑞恵） 民生委員さんの研修についてでございます。

民生委員さん、毎月1回、民生委員協議会ということで全部の民生委員さんを招集しまして、いろいろな取組を行っているのですけれども、その中でも研修というのをやっております。令和6年度の研修なのですけれども、町の社会福祉事業をまず学んでいただいたりですとか、あとよその民生委員協議会の取組をまず現地に行ってお伺いするというようなこともしております。そのほか、障がいについての理解、地域としての関わり方、認知症や防災設備・備蓄などについて、民生委員さん、研修をしております。

○委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） 社会福祉事業ですとか、今、取組をされているということでしたけれども、その研修の方法、対面式で研修されているのか、皆さんで疑問ですとか、そういうものを出し合うような研修をされているのか、研修の方法をどういう形でされているのでしょうか。

○委員長（小田新紀） 福祉課長。

○福祉課長（広田瑞恵） 先ほど申しあげました社会福祉事業についての研修なのですけれども、そちらは町の担当者、協議会の場に来てもらいまして、自分の所管する、民生委員さんが必要とする、知らなければいけない制度みたいなところを説明していただくというようなふうにやっております。そのほか、分散会ということも行っておりまして、民生委員さんが日頃不安に感じていることとか、どうしたらいいのだろうというような部分、必ずおありですので、先輩の民生委員さんですとか、あと役場の担当者と問題点なり解決策を話し合うというような分散会というものも開催しております。

○委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） 分散的な方法でもされているということですね。そういうのがどのぐらい皆さんの疑問とか、そういうのに応えられているのかなというのは、ちょっと私は分かりませんが、中にはそういう経験交流とかそういうもの、グループワークみたいな形で研修も行っていくことによって、地域へ入ったときの対応も違ってくるのではないかという意見もありまして、ぜひ民生委員さんにどういう形の研修がいいのかお聞きして、多様な研修の仕方を行っていくことも必要ではないかと思えますが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（小田新紀） 福祉課長。

○福祉課長（広田瑞恵） 今、民生委員さんのグループワークというご提案をいただいたのですけれども、

実際その部分、私どもの協議会では力を入れているところでありまして、農村部ですとか都市部ですとか、例えば年齢とか、いろいろなグループに分かれて、問題点とか課題とか、どうしたらいいのだろうというようなことを実際に話し合っ、皆さんで協議していただくというような分散会を實際行っております。分散会ですとか、研修のテーマも、役員会ですとか、運営協議会の中で皆さんで出し合っ、決めておりますので、その辺はうまくいっているのかなと思います。

○委員長（小田新紀） ほか、ございますか。

石川委員。

○委員（石川康弘） 2点お伺いしたいと思います。

1点目は151ページ、障害者地域生活支援事業、資料は53ページになりますかね。

障がい者には身体、知的、精神と三つございますけれども、特に精神についてお伺いしたいと思います。

今の社会情勢は、病院から地域ということで、病院に入院される方がどんどん地域に出ていくような体制になってきております。そんな中で、この資料を見ますと、「全ての方が自立した日常生活及び社会生活が営むことができるように互いを理解し、支え合い、地域で共に生活ができるようにする」ということが書いてございますけれども、障がいについては、やはり地域の人たちの理解がなければ非常に難しいのかなと思うのです。

こういう事例がありますけれども、なかなか家から障がい者を出さないようにしてほしいという、こういう声が、行政の中からもそういう声があって、非常に残念な思いをしたこともございますけれども、この幕別町にあって、そういった病気についての周知の仕方、これをしっかりやっ、いかないと、なかなか病院から障がい者が退院されても、なかなか生活しづらいのではないかなというふうに感じております。この辺についての対策、やはり町としてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

もう一点は167ページ、障害者相談支援事業ですね。

同じように、精神障がい者・・・。

○委員長（小田新紀） 石川委員、157ページですか。

石川委員。

○委員（石川康弘） 167ページ。

○委員長（小田新紀） まだその項目には入っておりませんので。

石川委員。

○委員（石川康弘） では、いいです。1点お願いします。

○委員長（小田新紀） 福祉課長。

○福祉課長（広田瑞恵） 地域の理解という部分なのですが、これは一朝一夕にはできないことだなというふうと考えておまして、繰り返し何回も周知ですとか、うちで言いますと、毎年4月に自閉症啓発デーということで、そういう週間に合わせて広報での周知ですとか、あと自立支援協議会、そちらのほうで地域の方に知ってもらおうというような活動と、そのほかに小さい頃から、小学生の頃からやっ、障がいに対する理解を深めていただくということで、こちらは精神の話ではないのですけれども、帯広養護学校、盲学校の先生に来ていただいて講演をしていただいたり、実際に体験をしていただくというような授業は実施しております。

○委員長（小田新紀） 石川委員。

○委員（石川康弘） いろんな事業に取り組んでおられるのはよく理解できますけれども、なかなか広報とそれから自立支援協議会、私も何回か出席させていただいておりますけれども、なかなかその場所には障がい者に携わっている職員、施設の職員がほとんどで、なかなか町民の方がそこに参加されるというのは非常に少ないのかなとも感じております。いろんなことで、やはり出前授業、そういうことも取り組んでやっ、いって、町内会だとか、そういったところにも周知する必要があるのかなというふうに感じておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（小田新紀） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 今、こういった障がい者の状態に対しまして、地域に対する啓発といたしますか、周知といたしますか、そういった部分のお話でありますけれども、今、町内会に対するお知らせという話ありましたが、毎年、町内会連絡会議を行う中で、自立支援協議会の定例会を開催していますということはお知らせをしております。この自立支援協議会の定例会自体が、どなたでも参加できるということになっておりますので、今、確かに石川委員言われるように、障がいの関係の方が来られることも多いのですけれども、現実、住民の方も参加はいただいておりますので、そういった部分、より

周知が広がるように、ちょっと宣伝の仕方というか、その辺はもう少し工夫はしていきたいというふうには考えております。

○委員長（小田新紀） ほかにございませんか。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） ただ今の障害者地域生活支援事業についての関連で質問させていただきます。

資料を見ましたら、53ページの資料なのですがすけれども、意思疎通支援事業のところを見ますと、手話通訳者の派遣を22回行ったということで出ておりますが、我が町では、町内では何名ぐらいの方が手話を必要とする方がいるのか、まずお聞きいたします。

○委員長（小田新紀） 福祉課長。

○福祉課長（広田瑞恵） 現在、こちらの意思疎通支援事業なのですがすけれども、令和6年度は3人の方にご利用いただいております。

○委員長（小田新紀） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 3名の方が手話を必要とする方がいらっしゃるということなのですがすけれども、これが4名、利用者数だから4名ですよね。お使いになったということではありますが、これは派遣をするには手続等はどのようになっているのか、また、急に派遣をお願いするということができるのか、お聞きをいたします。

○委員長（小田新紀） 福祉課長。

○福祉課長（広田瑞恵） 利用についてなのですがすけれども、委託先として北海道ろうあ連盟さんのほうに委託をしております。利用をご希望の場合は、ファクス等でやり取りをして申込みをしていただいて、役場が間に入って日程ですとかを調整するというような手法を取らせていただいております。

○委員長（小田新紀） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） ファクス等でやり取り、役場が真ん中に入ってということではありますが、では役場がお休みのときは、もう早めに言わなければいけない、終わった時間は、役場がやっていない時間は早めに言わなければいけない。急に今日出かけることになって、手話をしていただかなければいけないというときは、対応ができないということですか。

○委員長（小田新紀） 福祉課長。

○福祉課長（広田瑞恵） それは役場だけの問題ではなくて、相手、先方の北海道ろうあ連盟さん、派遣元のご都合もありますので、早めのお申込みということでお願いはしているところでございます。

○委員長（小田新紀） ほかに、ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） それでは、次に154から161ページ、区分11、5から6目について質疑をお受けいたします。よろしいですか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 159ページ、6目老人福祉費、資料63ページですが、外出支援サービス事業です。

これも度々質問もしているのですがすけれども、高齢者から本当に喜ばれております。それで、決算資料を見ますと、令和4年から令和6年、利用者が少しずつ人数が減ってっております。2か月に5回から、1か月3回に利用の拡大も図られました。そういうことも踏まえても利用人数が、これからこの人数はまだはっきりしませんけれども、その前段の3年間は減ってきているということで、周知がどのようにされているのかが1点と、それと利用の条件の改善というか、幅を広げていく。働いている家族と一緒にいる場合には、働きに行っているときになかなか仕事を休めなくて、そういう利用したい高齢者が利用できない、外出できないという状況もありまして、そういうところの幅を広げていく、こういうことも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（小田新紀） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） まず、外出支援サービスの周知の関係でございますけれども、当然ホームページ等、媒体は使うのですがすけれども、それ以外に基本的にはケアマネさんですとか、民生委員さんですとか、そういった人を通じて周知するほうが伝わる率というんですか、よく伝わりますので、なるべくそういう人、ケアマネさんだとか、関わっている方、あと施設ですとか、在宅のホームヘルパーの方とかも通じながら周知をするような考え方でおります。

次に、使用の条件についてなのですがすけれども、これにつきましては、これまでもちょっとお話はさせていただいたことでございます。今、多分委員おっしゃるのは、働いている家族の方がいる場合でも、日中いない場合、そういった方が働いている場合は認めてほしいということだと思います。一応、要項上に

つきましては、これまでと同様、変更はしていません。65歳以上のみの方、あとは公共交通機関の利用ができない方というのが基本なのですが、まず申請があったときには我々のほうも、包括支援センターのほうで必ず確認はしていますので、その中で実際に申請どおりなのか、単に住民基本台帳どおりなのか、その部分を判断した上で総合的に判断していると、柔軟な対応はしているところでございます。

以上です。

○委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） 周知の方法なのですが、ホームページとかケアマネジャー、口コミで人を介してお知らせしているということなのですね。これ、結構、人を介してというのは有効なのです。高齢者同士で話をしている、私は対象になっているけれども、あなたはどうかとかと、そういう部分でも広がっているというの聞いております。ですから、老人会ですとか、そういうサロンですとか、そういうところでもやはり周知、お話ししていくということが大事なというふうに思っておりますので、周知の方法も幅広く検討していただきたいと思いますというふうに思います。

それと、今、柔軟な対応をしているということでしたが、その柔軟な対応ということであれば、窓口に行って、担当のところに行って相談するとか、ケアマネジャーさんを通して相談するとか、そういうところで家族がいる場合でも対応していただける、そういうふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○委員長（小田新紀） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） まず、周知のところでございます。

今、委員おっしゃったように、病院だとかサロンだとか、やはり同じ仲間同士との話というのは基本的によく伝わります。そういったのも今いろいろお聞きしましたので参考にしていきたいと思いますし、それ以外にも以前に実態調査を行っておりますので、その中でリーフレット配布などかしております。

次に、柔軟な対応の部分ですが、相談は基本的に受けます。そして、その上で個別具体的な、個別事案に応じてその方を対象にする場合もありますし、対象にしない場合もあります。

以上です。

○委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） 周知の方法は承知しました。

柔軟な対応というところでは、やはりどこでどういうふうにこの方は対象になりますよというふうに決める判断、そこをどこでどういうふうに判断していくのかというところがちょっと知りたいのですが、それはどのように捉えたらいいのでしょうか。

○委員長（小田新紀） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 要項上を言えば基本的には、要項上は基本的に駄目なところはあります。ただ、その相談を受けたときに、保健課のほうで保健師さんですとか、今、関わっている方の相談というか、協議した上で、その方を対象にするかの決定をしております。

○委員長（小田新紀） ほか、よろしいですか。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） ページ数が159ページの真ん中辺りの緊急通報装置設置事業と、2点言いますね。それと、その下の高齢者在宅介護支援事業についてお伺いしたいと思います。

まず、1点目の緊急通報システムですが、設置台数よりも取り外しの数のほうがここ数年すごく増えています。それも理解ができるところであります。入院したり施設に入ったりということで、取り外しているということは承知しておりますが、要件のほうで、この事業が始まったのはもう大分前だと思うのです。10年ぐらい前だと思うのですが、10年以上前になると思うのですが、65歳以上の一人暮らし、65歳以上の高齢者のみの世帯、家族と住んでいる場合は対象外になってしまうということで、住民の方から、家族と一緒に住んでいるけれども昼間はいない、ほとんどいないということで、そんなときがとても不安だという声を伺っております。ですから、この事業ももう大分前から始まっていて、そのときの事情とはちょっと変わってきているかと思っておりますので、そういうことはどのように考えているのかお聞きいたします。

もう一つ、高齢者在宅介護支援事業の細則5なのですが、居宅で介護されている方に対しての日帰り旅行などなのですが、介護しているご本人を置いて旅行に出るのはとても難しいということで、これは一日の旅行ではなくて、一日のときもあつたり、また、半日で帰ってこられる、帰ってお食事を作ってあげるというような、そういうようなこともできないのかなというふうに感じるのですけ

れども、そういうような声は上がっていないのかお聞きします。

○委員長（小田新紀） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） まず、一つ目の緊急通報の装置設置事業についてでございます。

対象者につきましては、委員おっしゃるとおり 65 歳以上の高齢者世帯、または 75 歳以上の独居で希望する方、そういった方を対象としており、家族がいる方とかは対象としておりません。これにつきましては、当然、昼間はいないということはあると思うのですけれども、最近是一緒に住んでいる場合であっても、携帯電話をお持ちの方とかも結構いらっしゃいます。そのため、必ずしも携帯を持っていたら対象にしないというわけではないのですけれども、状況を見ながら、今の設置要項と合わせて判断をしているところでございますので、現時点では家族がいる方につきましては対象とはしておりません。もう一つ、在宅介護ですね。

在宅介護につきましては、在宅介護者の集いということで、実際には社会福祉協議会に委託しているものでございます。在宅で介護している方で、一日、半日ですね、家族、介護でいろいろとやっぱり疲れると思うのですよ。その中で、そういった日にちをバスで、ほぼ十勝管内なのですけれども、管内のいろいろなところを回ったりだとか、買物したりとか、実際に、実は私も前回参加しました。一緒に参加して、やはりすごい楽しみにしてまして、やっぱり日々の、どうしても介護をしていると、どうしても気が休まらないと。こういったのを非常に楽しみにしているのです、なるべく、そのときに社会福祉協議会の方も、次どこがいいですかとか、どういったふうにしたらいいですかというのは必ず聞いておまして、それをいろいろと反映させておりますので、そこは社会福祉協議会といろいろと意見交換をしながら、どのような部分でどのような方法にしたら、在宅の方の気分転換というか、ちょっと言い方は変ですけども、気分転換というか、疲れを取れるような対応にしていきたいと考えております。

○委員長（小田新紀） ほか、ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） それでは、ないようですので、次に 160 ページから 171 ページ、区分 12、7 から 8 目について質疑をお受けいたします。

石川委員。

○委員（石川康弘） 167 ページの障害者相談支援事業について質問させていただきたいと思います。

この 6 のところに「身体・知的」というふうに書いてございますけれども、精神が抜けているのですけれども、これは受けていないということなのでしょうかね。

○委員長（小田新紀） 福祉課長。

○福祉課長（広田瑞恵） 精神の方ももちろん受け付けてはおります。

○委員長（小田新紀） 石川委員。

○委員（石川康弘） 相談を受けているということなののですけれども、最近のデータでいいのですけれども、1 年間にどのぐらいの件数があるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 福祉課長。

○福祉課長（広田瑞恵） 基幹相談支援センター機能強化事業の相談件数ということかと思うのですけれども、1,041 件の受付がございました。

手帳別といたしますか、身体ですとか精神ですとか、その区分での分類はしておりませんので、数値は持ち合わせてございません。

○委員長（小田新紀） よろしいですか。

石川委員。

○委員（石川康弘） 精神のことについて聞いておるのですけれども、相談業務というのは非常にこの件については大事なことだと思うのです。振興局のほうも、その相談を受けた後どうするかということで、ピアサポーターだとか家族会だとか、そういうところにつなげて、少しでも支援の一助になるようにと努力しておるのですけれども、その辺のことは幕別町と振興局のそういうつながりというか、支援の方法について共有はされているのでしょうか。

○委員長（小田新紀） 福祉課長。

○福祉課長（広田瑞恵） 振興局との連携という部分では、精神の方、町のほうに相談が来ることもございますし、先ほどのように十勝障がい者支援センターというところに相談が入る場合もございます。こちら、機能強化事業としまして、町では、町の職員だけでは受け切れないような困難事例ですとか、あと専門的な知識を要するような相談というのを、こちらで委託して受けていただいておりますので、こちらとも連携をしながら、町に相談があった場合は、対応に当たっているという状況になります。

- 委員長（小田新紀） ほか、ございますか。  
（なしの声あり）
- 委員長（小田新紀） ないようですので、次に 170 から 175 ページ、区分 13、9 目から 11 目について質疑をお受けいたします。よろしいでしょうか。  
（なしの声あり）
- 委員長（小田新紀） ないようですので、次に 174 から 187 ページ、児童福祉費に入ります。区分 14、1 目から 4 目について質疑をお受けいたします。  
酒井委員。
- 委員（酒井はやみ） 178 ページ、3 目施設型・地域型保育施設費、町立保育所運営事業と、183 ページの私立保育所運営事業に関わって、待機児童について質問します。  
頂いた資料によれば、昨年度末の時点で潜在待機児童が 29 人となっています。その前の年と比べて待機児童の状況は解消に向かっていると考えていいのか伺います。  
また、潜在待機児童 29 人のうち 24 人が 0 歳児です。幕別と札内の五つの保育所を合わせて、0 歳の受入れ定員は 35 人だと思いますが、実際には 26 人しか受け入れていません。昨年度の答弁でも、0 歳児が定員まで受け入れられていない理由として、保育士確保の困難さが要因というふうに示されました。その課題を踏まえた上で、前年度、町としてどのような手だてを講じ、改善を図ってきたのか伺います。
- 委員長（小田新紀） こども課長。
- こども課長（山本 充） 令和 6 年度末における待機児童におきましては、完全待機が 0、潜在待機が 29 名というふうに報告しております。内訳としては、特定施設希望が 4 名、育休の延長希望が 25 名となっており、待機児童の数につきましては前年度よりも低くなっているところであります。ちなみになるのですけれども、令和 7 年度当初においては、完全待機が 0、潜在待機が 2 名ということで、その 2 名も育休延長希望というふうになっております。  
0 歳児が潜在待機になっておりますけれども、理由としてはやはり保育士確保の面が難しいということでございます。それにつきましては、保育士確保におきましては、例年、雇用ということで 12 月に道内の保育士養成校へ次年度の採用に向けて文書で案内をしているところでありますし、あとは正職員につきましては、町村会から養成校に案内文書を出しているところであります。会計年度任用職員につきましては、ハローワーク及び広報、ホームページを通じて実施しております。本年 7 月には管内の保育士養成校を訪問いたしまして、学生の状況等を確認するとともに、本町への就職等をお願い、依頼をしているところでもあります。  
それと、あと北海道社会福祉協議会で実施しております保育士確保対策事業についても町ホームページで掲載リンクを貼り、保育士資格の新規取得者に対して無利息の貸付金制度があるということも情報提供を行っているところであります。  
あと、実習生や中高生の職場体験等を受入れしております、その中で保育士を目指していただきたいということで対応しております。  
今後におきましても、やはり保育士になっていただきたいということで、職場環境の改善ということも検討しております、基本としては連絡帳作成とか個別計画作成の負担軽減をできる、また、オンライン研修もできる ICT の導入についても、今、検討をしているところであります。
- 委員長（小田新紀） 酒井委員。
- 委員（酒井はやみ） 人数を改めて伺うのですけれども、今年度、潜在待機児童なのですけれども 29 人で、一昨年も年度途中の入所希望 43 人で、そのうち入所できたのが 13 人と伺ったかと思えます。でするので、潜在的待機児童が減っているとは言えないのかと思ったのですが、ちょっと認識合っているかどうか伺います。
- 委員長（小田新紀） こども課長。
- こども課長（山本 充） 潜在的児童につきましては、基本、年度末とを比較して減っている状況でございます。
- 委員長（小田新紀） 酒井委員。
- 委員（酒井はやみ） 潜在待機児童は減少傾向にあるとは言えないということでよろしいですか。
- 委員長（小田新紀） こども課長。
- こども課長（山本 充） 潜在的待機につきましては、令和 5 年が年度末で 41 名で、令和 6 年度末が 29 名ということで、人数のほうにつきましては減っているというところであります。

- 委員長（小田新紀） 酒井委員。
- 委員（酒井はやみ） 分かりました。
- 0歳児については、定員数受け入れられていない理由として、保育士の不足というのが昨年言われたのですが、今ずっと答弁で保育士確保の努力のお話をされたのですけれども、現状でも保育士が確保できていないことが、0歳児を受け入れられていない原因ということではよろしいのでしょうか。
- 委員長（小田新紀） こども課長。
- こども課長（山本 充） 現在、保育所における職員の配置等が現状の人数では受け入れられないということでありまして、また、潜在的待機ということで、基本的には育休延長とか、基本的にはすぐに入所というふうにはつながらない方ということでもありますので、基本的には人数のほうは足りていると、足りているというか、現状間に合っているというふうに考えております。
- 委員長（小田新紀） 酒井委員。
- 委員（酒井はやみ） 入所希望申請を出してこられて、入れなかったのが育休延長ということではないかと思うのですけれども、基本的には職場復帰されたい方が預けられるような条件をつくっていくことが大事かと思うのですが、その認識はちょっと一致していないのかと思うのですが、ちょっと改めて確認させていただいていいですか。
- 委員長（小田新紀） こども課長。
- こども課長（山本 充） 育休、育児休業延長の方におきましては、希望している保育所に入所ができないということで、それに伴いまして育児給付金、延長に伴う給付金の支給というものもあるというふうな話も聞いてはおりますけれども、そういったこともありますので、一概には入れないから育休延長ということではないのかなというふうに考えております。
- 委員長（小田新紀） 酒井委員。
- 委員（酒井はやみ） 保育園に入れないから育休延長とは言えないということですか、最後述べられたことは、ちょっと、入所希望されて出してきたということが前提だと思うのですけれども、基本的にはやはり必要な施設をきちっと保障して、子育て支援、保育の場を保障することが大事かと思うので、保育士が不足しているのでしたら保育士の確保の手だてが必要ですし、面積が必要でしたら、その確保が必要だということで対応を検討する必要があるのかと思うのですが、現状ではその点はどのようなのでしょうか。
- 委員長（小田新紀） こども課長。
- こども課長（山本 充） 潜在待機の方につきましては、希望はしているのですけれども、急いですぐに入れたいという方もおりますけれども、そうでない方もいるということをお知らせいたします。
- 委員長（小田新紀） 酒井委員。
- 委員（酒井はやみ） それはこちらで想像するだけのことであって、事実かどうかというのはちょっと判断できるものではないと思います。入りたい方が、保育所に預けたい方が入れるような手だてを取るということで検討していただきたいと思います。
- 以上です。
- 委員長（小田新紀） その他、ございますか。
- （なしの声あり）
- 委員長（小田新紀） それでは、次に186ページから195ページ、区分15、7目まで質疑をお受けいたします。よろしいでしょうか。
- （なしの声あり）
- 委員長（小田新紀） それでは、3款民生費につきましては、以上をもって終了いたします。審査の途中ですが、この際、15時45分まで休憩いたします。

15 : 37 休憩

15 : 45 再開

- 委員長（小田新紀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- 次に、4款衛生費の審査を行います。
- 4款衛生費の説明を求めます。
- 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 4款衛生費についてご説明申し上げます。

196 ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、予算現額7億2,248万1,000円に対して、支出済額6億5,728万6,171円であります。

1目保健衛生総務費、保健衛生総務事務事業は、保健衛生業務を円滑に運営するための経費であり、嘱託医師16人に係る報酬及び費用弁償と担当保健師の人件費などであります。

199 ページになります。

地域医療対策事業は、医療の提供体制の確立に要する経費であり、18節負担金補助及び交付金、細節6二次救急医療対策事業負担金は、二次救急の輪番制を組む帯広市内の6医療機関に対し、十勝全体で支援を行うもので本町の負担分であります。

2目母子保健対策費、母子保健対策事業は、よちよちサロン、歯磨き教室、パパママ教室等の実施に要する経費であり、保健師、歯科衛生士、助産師、看護師などの担当職員の人件費のほか、12節委託料、次のページになりますが、子育て支援アプリ運用保守委託料などあります。

乳幼児健診事業は、乳幼児健康診査の実施に要した経費であり、8節旅費は、乳幼児健診に係る医師の費用弁償のほか、12節委託料と18節負担金補助及び交付金は、10月から開始した1か月児に対する健康診査に要した経費であります。

妊婦・産婦健診事業は、妊婦一般健康診査に係る委託料や妊婦健診及び産婦健診に対する助成に要した経費であります。

妊娠・出産包括支援事業は、産前産後サポート事業のママカフェの助産師の講師謝礼や産後ケア事業の委託料、17節備品購入費は、乳幼児用体重計1台を購入したものであります。

不妊・不育症対策事業は、次のページになりますが、不妊治療に係る自己負担分の助成金で、細節3の特定不妊治療の利用人数は23人で、助成回数は延べ44回、そのうち、医療保険適用外の先進医療費用の助成の利用人数は22人で、助成回数は延べ37回、細節4の一般不妊治療の利用人数は22人で、助成回数は延べ24回であります。

3目予防費、乳幼児等定期予防接種事業は、感染症予防のための予防接種などに要した費用のうち、乳幼児等に係る経費であり、10節需用費、細節70は、予防接種に係る医薬材料費、12節委託料は、予防接種に係る各種委託料であり、細節16、5種混合ワクチン接種委託料は、ヒブワクチンとDPT-IPVワクチンの混合ワクチンで、令和6年度から接種を開始したものであります。

任意予防接種事業は、次のページになりますが、感染症予防のための任意の予防接種に要した経費であり、18節負担金補助及び交付金、細節3任意インフルエンザ接種費用助成金などあります。

高齢者等定期予防接種事業は、高齢者等に係る感染症予防のための予防接種などに要した経費であり、12節委託料、細節5のインフルエンザ予防接種委託料や細節10の新型コロナワクチン接種委託料などで、22節償還金利子及び割引料は、令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業などの事業費確定による国への返還金であります。

4目成人保健対策費、成人保健対策事業は、健康相談に対応する保健師の人件費などであり、次のページになりますが、生活習慣改善事業は、各健康講座の講師謝礼などあります。

疾病対策事業は、各種健診の受診に要する経費であり、12節委託料は、人間ドックや脳ドックのほか、後期高齢者健診など各種健診の委託料であります。

がん対策事業は、がんを早期に発見するための各種がん検診に要する経費であり、次のページになりますが、11節役務費は、クーポン券や受診勧奨に係る郵便料、12節委託料は、各種がん検診の委託料などあります。

5目診療所費、へき地診療所運営事業は、幕別地区3か所の診療所の管理運営に要した経費であります。

令和6年度の開設日数及び受診者総数は、3か所合計で開設日は65日、利用者数は延べ81人あります。

なお、新和診療所は令和6年12月から休所し、平成31年4月から休止している日新・古舞診療所と併せて、令和7年3月末をもって廃止したところであります。

忠類診療所運営事業は、忠類診療所の管理運営に要した経費であり、12節委託料は、次のページになりますが、診療所指定管理者業務指定管理料、14節工事請負費は、処置室の防音工事やエアコン設置工事など、17節備品購入費は、停電時の備えとして薬品冷蔵庫のバッテリーや医療用遠心分離機などを購入したものであります。

忠類歯科診療所運営事業は忠類歯科診療所の管理運営に要した経費であり、12節委託料は、歯科診療所指定管理者業務指定管理料、14節工事請負費は、訪問診療時においてオンライン資格確認を行うためのシステム導入に要する工事、17節備品購入費は、オンライン資格確認用タブレットや診療ユニットなどを購入したものであります。

なお、令和6年度の開設日数及び受診者総数は、忠類診療所が246日、延べ5,613人、忠類歯科診療所が238日、延べ5,144人であります。

6目環境衛生費、環境衛生対策事業は、環境衛生及び環境保全に要した経費であり、環境衛生業務員の人件費のほか、次のページになりますが、12節委託料、細節7環境調査分析委託料などがあります。

墓地維持管理事業は、墓地の維持管理に要する経費であり、12節委託料、細節5及び細節6は、墓地の草刈や支障木の伐採などに要した経費であります。

葬斎場維持管理事業は、葬斎場の管理運営に要した経費であり、次のページになりますが、12節委託料、細節1管理委託料は、葬斎場の火葬業務や施設の維持管理に係る経費、14節工事請負費は、火葬炉動力制御盤の更新、バーナー操作盤の交換及び2号炉主燃焼炉セラミック全面張り替え工事に要した経費であります。

地球温暖化対策推進事業は、ゼロカーボン推進に係る経費で、12節委託料は、公共施設にPPAによる太陽光発電設備や蓄電池等を導入するための設計委託料、18節負担金補助及び交付金、細節3は、新たに創設した、町民等に対するゼロカーボン推進総合補助金であります。

下水道事業会計補助金は、下水道事業会計に対する個別排水処理事業分の補助金であります。

7目水道費、水道事業会計補助金は、水道事業会計に対する簡易水道事業分の補助金であります。

217ページになります。

十勝中部広域水道企業団参画事業は、企業団が整備する生活基盤施設の耐震化に係る出資金であります。

2項清掃費、予算現額4億3,717万9,000円に対して、支出済額4億3,419万1,659円であり、翌年度繰越額は、し尿処理事業に関し8,000円を令和7年度に繰り越したものであります。

1目清掃総務費、ごみ収集運搬処理事業は、ごみの収集及び処理に要した経費であり、10節需用費、細節30印刷製本費は、ごみカレンダー1万3,400部、ごみ袋110万3,400枚の製作に係る経費で、12節委託料、細節5ごみ収集委託料は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ及び資源ごみの収集運搬に係る経費で、18節負担金補助及び交付金、細節3十勝圏複合事務組合負担金（清掃事業）は、町全体の可燃ごみ、不燃ごみを1市14町村及び資源ごみを1市7町村で共同処理していることに係る本町の負担分であり、細節4南十勝複合事務組合負担金は、忠類地域で共同運営している火葬場の管理運営費及びごみの最終処分場の管理費に係る本町の負担分であります。

以上で、4款衛生費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

区分16、205ページの3目まで質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 質疑がないようですので、次に、区分17、204ページから211ページまで質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） よろしいですか。ないようですので、次に、210ページから219ページ、区分18について質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 213ページ、環境衛生費の、ここは何になるのでしょうか。昨年もお尋ねしているのですが、墓地のあり方についてお尋ねをしたいと思います。

中段の中に、墓地の維持管理事業あるいは墓地の環境整備委託があるのですけれども、令和6年度におきまして、最近、顕著になってきております、いわゆる墓じまいということで、令和6年度はどのぐらいあったのでしょうか。できれば、墓地の箇所ごとにそれぞれ教えていただきたいと思っております。

○委員長（小田新紀） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 墓地の墓じまいの関係でございますが、令和6年度、総数、忠類墓地まで合わせまして総数で18件ございますが、順に申し上げます。幕別墓地4件、札内墓地9件、忠類墓地5件、合わせて18件ということでございます。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） それぞれ理由は違っているとは思いますが、幕別町で、一昨年でしたか、今後の墓地のあり方についてのアンケート調査も実施されております。その結果も含めまして、この傾向がもっと顕著になっていくのではないかと思います。その調査を踏まえて、この数字はどのように押さえていらっしゃいますか。

○委員長（小田新紀） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 町では、令和3年から本年度までの5か年間にかけまして、町営墓地に関わりますお参りに来られる方を対象にいたしまして、現在のお墓の管理者を含めまして、今後の墓の合葬墓も含めて、どのようなお考えでいるかということの調査をさせていただいているところでございます。併せまして、町内のお寺さんとも、状況のほうを、意見交換を実施をしているというような状況でございます。

現在、令和7年度をもって、町内全ての墓地の意向確認が終了するというところでございまして、現在まだ調査中ではございますが、令和6年度末の状況で申し上げますと、墓じまいをお考えですかという質問に対しまして、「はい」と答えていらっしゃる方が、大変申し訳ありません。前段で、アンケートの実施の状況なのですが、令和6年度までに実施したアンケートの配布総数1,004件に対しまして、そのうち683件の回答がございまして、回答率は68パーセントというような状況の中でお話をさせていただきませんが、墓じまいをお考えですかという問いに対しましては、「はい」とお答えになっている方が15パーセント、「いいえ」と考えていらっしゃる方が51パーセント、「まだ分からない」という方が33パーセント、未回答が1パーセントというような状況となっております。

また、併せて実施しております公共の合同納骨塚、合葬墓の関係の質問もさせていただいております。公共の納骨合葬墓があれば利用したいとお考えですかという問いに対しまして、「はい」とお答えいただいている方が28パーセント、「いいえ」とお答えしていらっしゃる方が26パーセント、「分からない」という方が27パーセント、未回答が19パーセントというような状況となっております。

今後のことを考えますと、まだ調査の途中の段階ではありますが、これといった意見に偏りがなく、どれも同じような回答をいただいているというようなことでございますので、本年度の調査を状況も踏まえ、その後、お寺さんとの、寺院との相談をさせていただきまして、最終的な方向を見定めていきたいというふうに考えております。

なお、一部の寺院とも既にお話をさせていただいておりますけれども、お寺さんのお考えの中では、最近のお寺を取り巻く状況といたしましては、檀家さんが減ってきているというような状況も見られている中で、それぞれの寺院で合葬墓を既に設置をされていて、寺院の経営の一方策と取られている寺院もあります。そのようなことから、町としても、今、実施しておりますアンケート結果、町内の寺院のご意見を伺いながら、今後についての町としての合葬墓に対する、お墓に対する取組方針の方向づけをさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 詳しくお示しいたしましてありがとうございます。

思っていたような結果だなというふうに思います。ただ、この傾向というのは、また年を隔てるごとに変わってくるであろう。というのは、やはり今の時点では、お墓をしまうという点について、15パーセントということでありましたけれども、少子化であるとか、あるいは核家族ということで、親族も含めて遠方というような状況だとか、そういう点では、一つのお墓を守っていくという上での困難さというのは、なかなか減っていかない、解消されない、どんどんむしろ拡大していく傾向にあるのではないかなというふうに思います。

その上で、お示しいただいたのですが、地域住民の皆さんの中からは、もちろん守り続けるという方もいらっしゃいますけれども、やはり合同の合葬墓というのが、周りの町にできてきているだけに、幕別町の動向も大変注目されています。

以前、お寺さんのお話も聞かれたということでもありますし、ここも大事なところではあると思うのですが、やはり他の市町村の中において、お寺ごとにいろいろな合葬墓を持っているというのは、檀家を超えてというところは、幕別なのですけれども、それ以外のところはあまりそういうのは聞いてはいないので、しかし、公共の施設で持つことと、お寺といえども、一応民間人でありませうね。そういうところで持つ意味合いの違いというのは聞かされます。つまり、公共で設置された場合には、それこそ末代、町としてきちっと維持管理していただけるだろうと。しかし、民間になっていくと、そこそこのお寺の事情というのが生まれてくるでしょうから、なかなか難しいのではないかな。また費用の面でも、今のところ、公共のところと民間のところという10倍以上の費用の負担の差が出

てきております。つまり公共のほうが安いんですね。そういうこともありまして、やはり幕別町もそういったことも含めて、今、最後の調査を終えてからということでありましたから、私が町民から、今、受けていることを述べさせていただいたのですけれども、これらも十分考慮していただいて、結論に向かっていたきたい、こう思いますがいかがでしょうか。

○委員長（小田新紀） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 町民の方のご意見ということでお話を伺いました。

町としても、大変重要な案件ではあるというふうな認識をしております。各近郊の町村でも設置をされている、公共で設置されているというような状況も踏まえたときに、どうあるべきかということについては、慎重に判断をさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（小田新紀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 私も、合同墓、この町にあったほうがよろしいだろうという立場でもって、この質問をさせてもらいます。

数字だけでよろしいです、教えてください。アンケート 1,004 件ということでした。そのうちの 683 件が返ってきている。その 683 件を年内にまとめるというお答えでしたが、そういうことでよかったですか。

○委員長（小田新紀） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 1,004 件を発送いたしましたして、683 件という今の回答に関しましては、令和 3 年から令和 6 年度までに実施した部分のアンケートの状況でございまして、令和 7 年度につきましては、その残り全て、一度やったお墓について一度きりの調査かといいますと、そうではございませんで、一番先に札内墓地から始めてはいるのですけれども、その中で回答のない方については、毎年、その部分も新たな墓地等含めまして、追跡の調査をさせていただいております、できるだけ多くの方に、現在の管理者と今後のお墓のあり方について、引き続きお尋ねをさせていただいております。

その結果、今年がちょうど最終的に、年次的に調査をする最終年次に来ているものですから、今現在、お答えをいただけていない方全てに対して、本年度実施をさせていただいております。

ちなみに、令和 7 年度、残りの区画の部分で、忠類墓地を含めまして 781 区画の所有者の方に対して、今年度アンケート調査、調査票のお願いをしております。現在その調査票の回収をさせていただいているということでございますので、先ほどのお答えの中では、6 年度末の集計済みの結果をお話をさせていただいたということでございます。

○委員長（小田新紀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 数字だけお聞きしますなんて言って、数字でなくて申し訳なかったです。もうちょっと教えてください。

心配されること、考慮しなければならないことの一つに、繰り返しアンケート出して、そしてこれだけのものが来ましたよということは分かりました。丁寧に仕事しているということも分かりました。管理者が分からないお墓というのは、どれぐらいあるのでしょうか。そのアンケートの取りようがないお墓ということになりますよね。それはどれぐらいあるのでしょうか。

○委員長（小田新紀） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） ちなみに、現在、本来であれば、令和 7 年度の調査区域として設定しておりますのが、幕別墓地の 465 区画と忠類墓地の 147 区画が、現在、今年の調査、通常年度であれば、調査区画ということでございますけれども、そのほかに令和 3 年から始めております札内墓地、千住墓地ありますので、その部分について、先ほど追跡で調査をさせていただきますよということでお話をさせていただきましたが、札内墓地、千住墓地の絡みで、札内墓地で 99 区画まだ、いまだにお返事をいただけていない。千住墓地に関しても 70 区画の方がまだお返事をいただけていないということでございますので、詳細な、管理者が不在だということは、集計数としては持ち合わせておりませんが、現状の中では、アンケートにお答えをいただけていない、札内墓地で 99 区画、千住墓地で 70 区画が、今現在、管理者が不在の状況だというふうに認識をしております。

○委員長（小田新紀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 合同墓、共同墓地が必要だということの中には、こういうもう管理者が、もしかしたらないかもしれない、そういう可能性があるのがこの中の、今数字があった札内 99、千住 70 区画の中にはある可能性がほぼありますよね。それらをどういうふうに、今後、町がしていくのか、解決の方法としては、どんなことを考えているのかということなのですけれども、その解決の道筋にもなっていくのかなということをつけ加えたいなというふうに思うのです。いかがでしょうか。

- 委員長（小田新紀） 防災環境課長。
- 防災環境課長（半田 健） 最終的に、管理者のいないお墓に関しましては、複雑な手続きがございます。埋葬に関する法律の中では、1年間、この墓の管理者、どなたかいらっしゃいませんかという告示行為をさせていただいて、それらについて設置者である町が処理することができるという法律の規定はあるのですが、町の墓地の管理規則の中では、その後10年間、それらの方について再度お知らせをして、10年たった後でなければ、最終的に町のほうで、そのお墓について処理をするということができないという仕組みになっております。長い年月がかかるものですから、可能な限り、町のほうでは、所有者が誰かということを追跡調査をさせていただいた上で、最終的な手段になろうかというふうに考えております。
- 委員長（小田新紀） ほか、よろしいですか。  
（なしの声あり）
- 委員長（小田新紀） それでは、4款衛生費につきましては、以上をもって終了いたします。  
次に、5款労働費の審査を行います。  
5款労働費の説明を求めます。  
経済部長。
- 経済部長（高橋修二） 5款労働費についてご説明申し上げます。  
220ページをご覧ください。  
5款労働費、1項労働諸費、予算現額1,290万3,000円に対しまして、支出済額638万6,925円であります。  
1目労働諸費、本目は、労働者対策に要した経費で、備考欄の2番目、「勤労者福祉資金貸付事業」は、勤労者の福祉向上を図るため、生活や教育などに要する資金を1名の方に貸し付けしたものであります。  
2目雇用対策費、本目は、雇用対策に要した経費で、備考欄の2番目、「季節労働者雇用対策事業」の12節委託料、街路清掃委託料は、町道の清掃で61名、延べ207人工の雇用、次の町道環境整備委託料は、町道の除排雪などで17名、延べ145人工の雇用、次の公共施設清掃等委託料は、近隣センターなどの清掃で7名、延べ133人工の雇用を確保したものであります。  
以上で、5款労働費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。
- 委員長（小田新紀） 説明が終わりましたので、質疑を行います。  
区分19、労働費全般について質疑をお受けいたします。  
（なしの声あり）
- 委員長（小田新紀） ないようですので、5款労働費につきましては、以上をもって終了いたします。  
次に、6款農林業費の審査を行います。  
6款農林業費の説明を求めます。  
経済部長。
- 経済部長（高橋修二） 6款農林業費についてご説明申し上げます。  
222ページをお開きください。  
6款農林業費、1項農業費、予算現額17億7,520万9,000円に対しまして、支出済額14億4,156万6,253円であります。  
なお、繰越明許費といたしまして、農業ゆとりみらい総合資金貸付事業の交付金及び貸付金と水利施設等保全高度化事業の負担金、合わせて2億1,878万円を翌年度に繰り越しております。  
1目農業委員会費、本目は、農業委員会の運営や農業者年金事務などに要した経費で、備考欄の1番目、「農業委員会運営事業」は、農業委員会委員23名の報酬のほか、事務局経費などでありまして、224ページになります。  
2目農業振興費、本目は、農業振興に係る負担金や補助金などに要した経費で、227ページになりますが、備考欄の3番目、「ふるさと土づくり支援事業」は、堆肥切り返し作業や堆肥及び緑肥種子を購入した農業者269戸に対する補助金、備考欄の5番目、「環境保全型農業直接支援対策事業」は、有機農業など、環境保全効果の高い営農活動を行う農業者団体7団体に補助したものであります。  
229ページになります。  
備考欄の1番目、「中山間地域等直接支援対策事業」は、忠類地域における農業の多面的機能の確保を図るため、集落自らが農村環境の改善や生産性の向上などに取り組む事業に対する交付金、次の「農業ゆとりみらい総合資金貸付事業」は、肥育素牛の購入資金や農業後継者が事業継承のために必要な資

金、トラクターへのGPS導入に伴う資金など、合わせて7件の貸付けを行ったもの、備考欄の4番目、「新規就農者支援事業」は、新規就農者9名に対する農業次世代人材投資資金と新規就農者2名に対する農地の賃借料と、営農指導を行う農家2名への新規就農者支援奨励金、そして新規就農者2名に対する機械・施設整備に係る経営発展支援事業補助金であります。

231ページになります。

備考欄の2番目、「産地生産基盤パワーアップ事業」は、産地パワーアップ計画に基づき、麦・大豆の増産や安定供給を目的とした、コンバイン等の機械導入を行った13団体に対する国からの間接補助金、次の「持続的畑作生産体制確立緊急支援事業」は、労働負担軽減に資するコンバイン等の機械導入、てん菜から豆類等の需要の高い作物への転換や転換に必要な機械導入を行った13団体に対する国からの間接補助金であります。

備考欄の5番目、「麦・大豆生産技術向上事業」は、麦・大豆国産化プランに基づき、麦と大豆の生産性向上に向けた心土破碎による排水性の改善、土壌診断の数値に基づく酸度矯正や有機物資材の投入などの取組を行った9団体に対する国からの間接補助金、次の「地域づくり総合交付金事業」は、タマネギの選果における省力化や人手不足解消のため、パレタイザー機械を導入した1団体に対する北海道からの間接補助金であります。

3目農業試験圃場費、本目は、農業試験圃場の維持管理に要した経費で、令和6年度は、施肥、品種比較試験など、21課題の試験を実施したところであります。

232ページになります。

4目農業施設管理費、本目は、農業担い手支援センターとふるさと味覚工房の維持管理に要した経費で、235ページになりますが、備考欄の1番目、「ふるさと味覚工房維持管理事業」は、補助指導員の人件費や施設の維持管理経費などで、令和6年度は、延べ227人の利用があったところであります。

5目畜産業費、本目は、畜産振興に係る負担金や補助金などに要した経費で、239ページになりますが、備考欄の2番目、「忠類地区道営草地整備事業」は、忠類地域において実施した道営草地整備事業に係る負担金、次の「公社営草地整備事業」は、幕別地域において実施した公社営草地整備事業に係る北海道農業公社への委託料、次の「優良和牛生産基盤強化事業」は、和牛の繁殖産地として和牛改良を促進するために、体格発育に優れた繁殖雌牛を保留した22戸、91頭に対する補助金であります。

6目町営牧場費、本目は、町営牧場4か所の維持管理に要した経費で、令和6年度は、159日の預託期間に乳用牛967頭、肉用牛75頭、合計9戸から1,042頭の預託があったところであります。

242ページになります。

7目農地費、本目は、土地改良施設の維持管理などに要した経費で、備考欄1番目、「土地改良施設等維持管理事業」は、上統内排水機場をはじめ、幕別ダムなどの維持管理に伴う経費であります。

245ページになります。

備考欄の1番目、「小規模暗渠排水整備事業」は、1ヘクタール未満の小規模暗渠や支線明渠の整備を行った36戸に対する補助金、次の「多面的機能支払交付金事業」は、農地や水路、農道などの保全管理や維持補修、植栽等の景観形成などを行う農村地域の共同活動を支援するもので、14組織に対する交付金、備考欄の4番目、「団体営土地改良事業」は、忠類第一幹線明渠排水路の長寿命化及び防災・減災を目的とした再整備事業に要した工事請負費などであります。

246ページになります。

8目土地改良事業費、本目は、道営土地改良事業に係る負担金や事務経費で、町内6地区の水利施設等保全高度化事業に係る負担金などあります。

2項林業費、予算現額1億3,306万7,000円に対しまして、支出済額1億2,397万6,996円であります。

1目林業総務費、本目は、林業振興に係る補助金や有害鳥獣駆除対策に要した経費で、249ページになりますが、備考欄の2番目、「公費造林推進補助事業」は、国の「森林環境保全整備事業」を活用し、人工林の造林を実施した森林所有者36名に対する森林組合への補助金、次の「有害鳥獣駆除対策事業」は、有害鳥獣捕獲者に対する出勤謝礼のほか、捕獲した鳥獣に応じた補助金などで、令和6年度は、エゾシカ1,215頭、キツネ201頭、アライグマ259頭、タヌキ22頭、鳥類125羽などの有害鳥獣を捕獲したところであります。

次の「森林整備環境促進事業」は、森林環境譲与税を活用した事業で、251ページになりますが、備考欄の18節負担金補助及び交付金の私有林森林整備環境保全事業補助金は、私有林を維持するために必要な下刈や除間伐などに要する負担を軽減するため、森林整備を実施した森林所有者246名に対する

森林組合への補助金であります。

2目町有林管理経営費、本目は、町有林の管理に要した経費で、備考欄の14節工事請負費は、下刈や皆伐、植栽などの町有林の整備に伴う工事であります。

3目育苗センター管理費、本目は、忠類育苗センターの管理運営に要した経費で、トドマツの苗木生産業務に係る幕別町森林組合への委託料などで、令和6年度は、トドマツ1万5,000本を出荷し、446万4,900円の売払い収入を得ております。

なお、忠類育苗センターは、令和6年度をもって事業を廃止したところであります。

以上で、6款農林業費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

区分20、235ページの4目までについて質疑をお受けいたします。

塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 決算書の235ページ、成果表の135ページです。234ページから235ページですね。

ふるさと味覚工房維持管理事業ですが、ここの利用者数を見ると、かなり減少しております、この3年間。この原因とか経緯とかを把握していらっしゃいますでしょうか。

○委員長（小田新紀） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（平井幸彦） 令和6年度の利用状況227人ということでありました。その内訳といたしまして、農業者の方が35人、それから一般の方が137人、その他関係者が55人というような内訳になっております。

理由といたしましては、令和6年度、ちょっと通年となりましたが、常勤での指導員がいなかったというところで、特に春先、ちょっと補助指導員という方は途中から採用いたしまして、そこからはあらゆるメニューに対応してというところで、年度途中から対応してきたところで、年度当初の6年度始まりでのちょっと利用規模に対して、一部利用が受け付けできなかったというところが一つ原因と、それと前年度と比較してということでは同じになりますけれども、やはり近年の夏期間のちょっと高温というところで、エアコンのない施設でございますので、分かっている利用される方というのが非常に多いものですから、特に6月の下旬ぐらいから、最高気温など予想できる中で、ちょっと今の時期、9月ぐらいまでというのはちょっと利用を控える傾向というのがまたありまして、その辺が減少の理由かと思っております。

○委員長（小田新紀） 塚本委員。

○委員（塚本逸彦） ありがとうございます。

このところの夏の猛暑、そういったものも影響しているというところなのではございますけれども、これエアコン等の設置の予定は、またあるのかとか、あと7年度の見込みが400というふうに減らしていらっしゃいますが、その辺もそれらを加味して減らされたのか、その辺もちょっとお伺いしたいのですが。

○委員長（小田新紀） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（平井幸彦） まずエアコンにつきましては、設置したいというところでの計画というか、希望というところで検討しているところではございまして、ただ、夏場はそういうふうにちょっと利用の遠慮というようなところもありまして、ちょっと利用人数的に、いわゆる費用対効果というところでも、ちょっと厳しいところはありますが、必要な設備というところでは認識しておりますので、引き続きちょっと検討してまいりたいという考えでございます。

年間の400人という見込みでございますが、通年、令和5年度が361人という状況でございまして、いわゆる5年度以前というところで、ちょっとコロナという時期もございましたけれども、令和6年度の人数よりは、特に冬期に向かって、毎年利用される中でやはりみそ作りですとか、ちょっと固定の利用というか希望もございまして、その辺の利用は欠けることなく受け付けをしていきまして、400というような目標の数字にしてきたところで、そこを目指して、利用の周知を図ってまいりたいと思っております。

○委員長（小田新紀） 塚本委員。

○委員（塚本逸彦） そういった事情も十分理解できます。しかしながら、せっかくある施設です。私も利用させていただいたことは何回もあるのですが、設備もいいですし、立地的な条件という部分がちょっと町から遠いかなという部分ありますけれども、やっぱりある以上は、もう少し利用率を上げていく工夫も何か必要ではないかと思うのですけれども、その辺のお考えはありますでしょうか。

○委員長（小田新紀） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（平井幸彦） 現状は施設を利用された方という中ではすごく設備とか含めて、利便性ということをご理解いただけているかと思います。さらに、そこに伸ばすための講座というような、いわゆる体験をしていただけたというところ、これから努力がまず必要などと思っております。常勤者のいるときには講座というような開催もございまして、その辺を今の指導員ともちょっと検討いたしまして、講習会など、そういうようなやはり知っていただく機会というようなところを検討してまいりたいと思います。

○委員長（小田新紀） 塚本委員。

○委員（塚本逸彦） せっかくある施設ですよ。やっぱり町民の方にも、味覚工房という名前は認知していても、それを自分たちが使えるのだということが結構知らない方もいたりして、そういったところをもう少しその辺に力を入れていただいて、せっかくいい施設でありますから、利用していただけるようなことをしていただければと思います。

以上です。

（関連の声あり）

○委員長（小田新紀） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） ただ今のふるさと味覚工房に関連なのですが、前年度の決算では事業費が453万何がしということで計上されておりますが、令和6年度は、126万7,000円ということでちょっと随分と差が、開きがあるのではないかなと思ひまして、内容を確認してみましても、ほとんど何か変わりはしないような状況で掲載をされておりますが、この差額はどこから出ているのかお聞きします。

○委員長（小田新紀） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（平井幸彦） 決算額での比較でございますが、主に人件費でございます。常勤職員となりますと、日額という金額なのですが、そこでのいわゆる勤務日数の大幅減というところと社会保険加入での共済保険料、その分のマイナス、それから夏と冬の手当というところでの減額というところが減った理由でございます。

○委員（岡本眞利子） ここに出ております指導員報酬2名ということで出ておりますが、前年は2名で256万6,000円何がしと計上されておりますが、今回は2名で61万6,112円ということで書かれておりますが、その点はどのようなのでしょうか。

○委員長（小田新紀） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（平井幸彦） 2名というところで、六十何万円という記載でございますが、大変申し訳ございません、1人分、補助指導員という方の支出での決算になっております。

○委員長（小田新紀） よろしいですか。

（関連の声あり）

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 栄養士を担当されていた方が辞められたということで、今の岡本委員の質問につながるのかなと思ひました。

それで、確保といいますか、大変指導員の方がいないというのは、こういった施設にとってはもう本当に利用に大きな開きが出てくると思ひます。なかなか困難な状況がありまして、栄養士の確保を随分ご苦労なされていたと思うのですが、見通しとしては、どういう状況になったのかということです。

あともう一つ、地理的なこともありましたけれども、確かにすばらしい設備があつて、集団で利用させていただくのに大変有効な施設だと思うのですが、新和という距離的な条件からいって、勤められる方も利用される方も、幕別の真ん中というふうにはなかなかありませんから難しいとは思ひます。すけれども、そういったところで、もっと利便性のある場所にああいった機械がという声があります。

もう一つ、利用料金の問題です。以前はかからなかったところが有料になったと。そして、軽減策もなくなったということで、当然、近隣の施設と比較されて利用される方が出てきてしまいました。とても残念に思うのですが、中札内村であるとか、音更町であるとか、とりわけ時間が長く使う人にとっては、高額になってくるものですから、そういったところを比較すると、よその町に出ていって、幕別町民であつて利用しても、幕別町の味覚工房を利用するよりは低額で終わるということも現実でございます。

こういったところを、やはり一つ一つ今後どうするかという方向性持っていくことが、この決算から見て大事ではないかと思ひますが、いかがですか。

○委員長（小田新紀） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（平井幸彦） まず指導員確保というところがございます。1年たっておりますが、毎月繰り返しの広報の募集というところで、一部問合せもあつたりはするのですが、なかなか毎日の勤務というところで、何件かの問合せの中ではちょっと折り合いというか、つかなかつたりということで、確保できてない状況にはあります。そこは引き続きということで、何とか確保に努めてまいりたいということで思っております。

あと、地理的な、いわゆる幕別町の中心部というところで、ここはいわゆる設立当初の中でも農業者のというようなことで、当時はすごく農業者でのサークルであるとか、いろいろな利用も多くて、そういう中では、いわゆる真ん中というのが、庶務も含めた真ん中ということで、当時は非常に利便がよかったのだと思っております。

一般のいわゆる町民の利用が増えてきて、町民の利用と考えますと、逆にちょっと不便というのは、どこからもひとしく不便というような状況もございますが、当面はあくまで設備というところが維持しながら、そこで施設のよさというところを引き続きご理解いただく中で、一つ前のお答えにもありましたけれども、いわゆる新しい利用というか、そういうところも募集の努力をしながら、利用していただける施設にしていけたらと思っております。

最後、料金につきましては、令和4年10月からということで、これは公共施設全体のことでありまして、いわゆる受益者負担ということで施設の維持管理にかかる費用というところからの計算ということで、ご負担いただいているところがございます。1人2人というような少人数での利用になりますと、やはり負担は大きいのかなとも思うのですが、利用者の声を聞く中では、少人数というのは、逆に本当に専念してというか、自由に使えるというところでは、積極的に少人数で、本当に1人で使われる方もいるのです。そういうことで、いわゆる、ちょっと割高というところはございますけれども、逆にグループで使えばもちろん安いですし、というところで、それぞれに一応受益者負担というところでのご理解はいただいて、ご利用いただけているかと思っております。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 大変ご苦勞なされて、今も栄養士さんの確保が実ってないということでありますから、そこにも、先ほどもちょっと言いましたけれども、何人かそういう資格を持っている方に聞くと、やっぱり通勤がというのがありました。その辺はやはり厳しいのだなというふうに思いました。だからといってあの機械を町の中に持ってくるというのも、本当にそれは簡単なことではありませんし、でも長い将来を考えたときには、今、さまざまな施設の新たな活用方法、空いている施設もあるというようなことも、この委員会の中でもありましたけれども、そういったことも含めて考えていくことも大事かなと思います。

それともう一つ、料金なのですけれども、おっしゃられるとおりです。大勢で利用したらそんなことにならないのですけれども、課長お答えのように1人2人となる。結構やっぱり長時間、一つの物を作り上げるのに、1時間や2時間で帰ってこれないのですよね。そうすると時間が長くなっていくという中で、高料金になっていくということがあるものですから、こういった施設の算定の仕方などについても、一考要るのではないかなというふうに思います。お答えあつたらお願いします。

○委員長（小田新紀） 経済部長。

○経済部長（高橋修二） ふるさと味覚工房の関係、これにつきましては、先ほど課長申し上げましたとおり、札内、幕別、忠類の中間にあると、農業振興公社の隣ということで設置いたしておりますけれども、先ほど中橋委員おっしゃられたように、今の施設もかれこれもう30年たちますので、今後の施設のあり方についてはどういう形がいいのか、それはまた今後検討したいというふうに考えておりますけれども、料金の関係についても、先ほど課長申しましたけれども、1人でお使いになるより複数人でご利用いただいて、少しでも料金を下げるようなことでご利用いただければというふうに思っておりますし、先ほどもありましたけれども、そういうところにも町内会含めてPRに努めてまいりたいと思っております。

○委員長（小田新紀） ほか、ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） ないようですので、次に、234から247ページ、区分21について質疑をお受けいたします。

藤原委員。

○委員（藤原 孟） ページ239、備考欄18節負担金、3番目の忠類地区道営草地整備事業負担金について伺います。

この事業は、町の発注ではないのですが、負担金が絡みますので伺います。現地に行きますと、本来、今年は草地が完全に改良が完成していると思ってシーニックに見に行きました。見事に荒れ地で、キャタピラの跡しかない。久々にブランコに乗って、日高山脈を眺めようと思って行きましたが、残念ながら荒れ地以上にみずばらしい景観でありました。ボランティアの方も、今年は青々と草地が改良して完成しているのだということで、令和2年のときの事業説明を聞いていると、それが完成しなかったということで非常にながかりしております。私も観光客として行きましたが、あまりに姿が違うので残念でした。

なぜ、このような事業で遅れが出たのか、なぜ植生がうまくいかなかったのか、まず原因と負担金の増額は無いのでしょうかと言いたいのですが、いかがでしょうか。

○委員長（小田新紀） 経済建設課長。

○経済建設課長（吉仲有希） 共栄牧場の草地更新についてであります。

令和6年度に行いました忠類地区の道営草地整備事業では、共栄牧場と、あと農家さん5戸、合わせて全部で6戸の事業を実施いたしました。共栄牧場の草地更新につきましては、全部で15あります牧区のうち13の牧区を連休明けの5月8日頃から掘り起こしを始めまして、施肥、肥料ですね、施肥及び播種を行ったのですけれども、去年7月中旬から8月上旬にかけての非常に高温及び少雨、干ばつによって、播種を済ませておりました、およそ39.3ヘクタールにおいて夏枯れを起こしてしまいました。夏枯れを起こした部分に再度除草剤の散布を行いまして、その後、お盆明け頃から再度播種を予定しておりましたが、今度は、雨による天候不順によりまして、夏枯れした部分への播種ですとか、残っている急傾斜地の圃場への播種ができない状況が続きました。

一方で、7月頃からは、共栄牧場以外の5軒のほかの農家さんのほうの受益者の圃場整備も並行して行っておりましたことから、牧場以外の受益者の圃場整備を最優先で行うこととさせていただきましたが、そうなるにつれて、共栄牧場の再度の播種の時期というのが9月中旬以降となりまして、今度は冬枯れの可能性が高くなるということから、その時点で町とこの事業の発注者であります東部耕地出張所で協議を行いまして、この年の共栄牧場の整備を一度取りやめ、翌年度に繰り越すことといたしました。

負担金の部分になりますけれども、負担金については、昨年度、6年度でいいますと、共栄牧場に係る負担金というのは1,898万1,739円、そして7年度に結局事業をやり直しということで持ち越しになりまして、令和7年度は、今見込みで負担金ベースになりますけれども、1,600万円を予定しているところであります。

○委員長（小田新紀） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） 5年計画の事業計画で、そんなね、施工計画も出てないような仕事をやっているとしたら、とんでもないことだよ、これ。まして、負担金も増えないということですね、持ち越しだから。町の負担金は増えないんだよね、持ち越しだからという答弁だったと思います。それは後でちょっと聞くけれども、何せ、普通これぐらいの事業であれば、施工業者、施工計画を持って、小さな面積でまず、今この高温、それから少雨、こういう条件でやればどういう状態で、植生が成功するかしないか、それは当然のように、小さな面積ですけれども試験的にやるんだよ。それをやらさないような発注体制だったら、全く幕別町で負担金を出す必要はない。十勝支庁に行って返してもらいなさい。まして、あれだけの面積、忠類の共栄の牧場のあの景観を見たら、明日でも行ってみたいわい。あのはげ山、今にも大きな雨が降ったら崩れるんでないとか、災害も出るし、みっともない、南の入り口だなんて町長よく言うけれども、みっともないよ、あの景観は。それは本来、令和6年でできているはずが、今年1年延びている。それは、ボランティアの人も行った観光客もがっかりだよ。こういう事業が実際に行われている。もっと厳しく上級官庁に指摘しなければ、駄目だね。ボランティアの人は、本当にがっかりどころではない。もう来年、こんな、こんな条件でお客さんを迎えるのは恥ずかしいって言っていましたよ。ぜひ明日でも行って、町長、ボランティアの人に一言、ご苦労さん、申し訳ない、そのぐらいの言葉をかけたらいいと思います。

いかがですか。今年間違いなく青くなるの、来年間違いなく青くなるという保証はあるの。今の状態なら、疑わしい。これ今もう生えてないんだよ。どうなのですか。伺います。

○委員長（小田新紀） 経済建設課長。

○経済建設課長（吉仲有希） まず、負担金の部分ですけれども、令和7年度も一応負担金は新たにまたかかる形にはなります。それが、先ほど申し上げた受益者負担としての1,600万円がかかることとなります。

原因となったのが、やっぱり異常気象ということで判断しておりまして、施工業者の瑕疵によるものではないということで、令和7年度、一応掘り起こしからやり直しという形になりますので、そういう形になっております。

現在7年度の状況なのですけれども、昨年の経験も踏まえまして、播種のタイミングをちょっと遅い時期にシフトしまして、7月の下旬から9月上旬ということで播種をやりました。先日9月の10日のときに播種を完全に終了しています。委員おっしゃられていましたシーニックカフェの手前の部分というのが、一番最後に播種をしたところでありまして、それが9月10日前後に終わっていますので、その後、雨も降っておりますので、茶色部分はこれから発芽してくる予定ではあります。それを昨日確認をしております。

以上です。

○委員長（小田新紀） その他ございますか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 同じページ、239ページ、6目町営牧場費になるのですけれども、午前中、総務費の中の大樹町の航空宇宙産業に関わってなのですけれども、町営牧場についてはこちらでということでお聞きするのですけれども、射場についてなのですが、特に晩成牧場が近くにあるといった立地でありまして、射場になり得るのではないかという声が上がっているのですけれども、大樹町さんからは、今のところ誘致の話がないといった返答であったと思うのですけれども、本町として、想定としては考えられていないのか、お聞きしたいと思いますし、あと、そもそも牧場を射場に転用することは可能なのか、それは法律等々含めて可能なのかというところでもありますけれども、お聞きいたします。

それと、牛の預託について考えますと、晩成牧場のほかに、町内には三つの牧場があるかと思えますけれども、そちらで対応することなどは可能なことなのか、もし想定されていましてお聞きしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 小島委員、決算審査に関わる内容につながっていくでしょうか。

○委員（小島智恵） 想定として、検討というか、考え方を持っているかにはとどめたいと思うのですけれども。

○委員長（小田新紀） 回答を求めます。

経済建設課長。

○経済建設課長（吉仲有希） 晩成牧場の射場建設に関してのことですけれども、午前中にも一部答弁はしましたけれども、現在、晩成牧場において射場建設というような話は何もありません。牧場のほうにできるのではないかといううわさは、私どもも耳にはしておりますけれども、例えば大樹町からの話というのは、一切今のところがない状態です。

晩成牧場の今後についてになりますけれども、忠類の地域には今おっしゃられた晩成牧場のほかに、中当第2牧場、そして共栄牧場、3牧場ありますけれども、今年度、3牧場で637頭が入牧しているような状態であります。この3牧場の入牧の可能頭数としては、マックスで950頭になります。このほか、本町地区の南勢牧場もありますけれども、これらを含めまして、預託者の数というのが年々減少傾向にありますことから、今後の町営牧場のあり方の検討は必要ではないかということで考えて、幕別町の牧場運営委員会でのご意見などもいただいた上で、現在、町内の全使用者に対しましてアンケート調査を実施しているところでありまして、将来的な町営牧場のあり方、そして町営牧場への預託を希望する割合ですとか、入牧をさせたいという希望数を把握しながら、町内四つ全牧場のあり方について、今、方向性を考えている状態であります。

○委員長（小田新紀） そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） ほかに質疑がないようですので、次に、246ページから253ページ、区分20について、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 質疑がないようですので、6款農林業費につきましては、以上をもって終了いたします。

この際、お諮りいたします。

本日の委員会は、この程度にとどめ散会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（小田新紀） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって散会することに決定いたしました。

[散会]

○委員長（小田新紀） 本日は、これで散会いたします。  
なお、明日の委員会は午前 10 時から開会いたします。

16 : 54 散会

# 令和6年度

## 各会計決算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 令和7年9月18日 開会 10時00分 散会 17時08分  
2 場 所 幕別町役場3階議場  
3 出 席 者

① 委 員 (16名)

島山美和	塚本逸彦	山端隆治	内山美穂子	長谷陽子	酒井はやみ
荒 貴賀	野原恵子	石川康弘	岡本眞利子	小島智恵	田口廣之
谷口和弥	藤原 孟	中橋友子			

② 委員 長 小田新紀

③ 委員外議員 議長 寺林俊幸

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	伊藤博明
教 育 長	笹原敏文	代 表 監 査 委 員	八重柏新治
監 査 委 員	藤谷謹至	企 画 総 務 部 長	山端広和 (選挙管理委員会事務局長)
住 民 生 活 部 長	寺田 治	保 健 福 祉 部 長	亀田貴仁
経 済 部 長	高橋修二	建 設 部 長	河村伸二
会 計 管 理 者	武田健吾	忠 類 総 合 支 所 長	鯨岡 健
札 内 支 所 長	白坂博司	教 育 部 長	石田晋一
政 策 推 進 課 長	宇野和哉	総 務 課 長	西田建司 (選挙管理委員会書記長)
地 域 振 興 課 長	安田奈緒	糠 内 出 張 所 長	古山悌士
住 民 課 長	佐々木一成	防 災 環 境 課 長	半田 健
防 災 環 境 課 参 事 (消防担当)	西川浩之	防 災 環 境 課 参 事 (消防担当)	近藤慎哉
防 災 環 境 課 主 幹 (消防担当)	花本隆範	税 務 課 長	田村真由美
保 健 課 長	西嶋 慎	商 工 観 光 課 長	本間 淳
土 木 課 長	香田裕一	都 市 計 画 課 長	松井公博
水 道 課 長	和田智旭	経 済 建 設 課 長	吉仲有希
学 校 教 育 課 長	酒井貴範	生 涯 学 習 課 長	谷口英将
幕 別 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	守屋敦史	図 書 館 長	川瀬真由美
忠 類 ナ ウ マ ン 象 記 念 館 長	添田雄二		

ほか、関係係長

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 佐藤勝博 課長 岩岡夢貴 係長 渡辺 優

- 4 審査事件 令和6年度幕別町一般会計ほか5会計決算認定  
5 審査結果 一般会計ほか質疑  
6 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員会委員長

小田新紀

# 議 事 の 経 過

(令和7年9月18日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（小田新紀） 昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開会いたします。

委員並びに説明員の方に申し上げます。

より一層、効率的、効果的な審査となるために、質問並びに答弁につきましては、簡単明瞭をお願いいたします。

それでは、7款商工費の審査を行います。

7款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○委員長（小田新紀） 経済部長。

○経済部長（高橋修二） 7款商工費についてご説明を申し上げます。

254 ページをご覧ください。

7款商工費、1項商工費、予算現額6億8,058万5,000円に対しまして、支出済額6億4,948万2,160円であります。

1目商工振興費、本目は商工振興や中小企業支援に要した経費で、備考欄の2番目、商工会振興補助事業は、商工会の運営や各種事業に対する補助金、備考欄の4番目、中小企業融資運用資金貸付事業は、中小企業融資のための原資を町内の各金融機関に預託し、貸付けを行うものであり、令和6年度の新規貸付けは38件であります。

備考欄の6番目、新型コロナウイルス感染症関連融資利息補給事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、融資を受けた201事業者に対する保証料及び利子補給の補助金であります。

2目消費者行政推進費、本目は消費生活相談員3名分の人件費など、消費者行政に要した経費で、令和6年度の相談件数は169件で、このうち27件、金額にして602万779円が、相談業務により救済されたところであります。

なお、相談内容は、通信販売の相談が最も多く60件、次いで店舗購入での中途解約などに係る相談が26件であります。

256 ページになります。

3目観光費、本目は観光や物産振興に要した経費で、備考欄の1番目、観光物産振興事業は、まくべつ夏フェスタをはじめとした各種イベントを実施する、観光物産協会などに対する補助金、次の観光施設維持管理事業は、忠類地域の観光施設の維持管理に要した経費で、259 ページになりますが、備考欄の1番目、アルコ236及び道の駅・忠類指定管理者業務指定管理事業は、両施設に伴う指定管理料、次のアルコ236整備事業の14節工事請負費は、エアコンの更新工事や温泉水位制御警報盤の改修工事などに要した経費であります。

4目スキー場管理費、本目は明野ヶ丘スキー場と白銀台スキー場の、管理運営に要した経費で、令和6年度は、雪不足により明野ヶ丘スキー場、白銀台スキー場ともに35日間と、平年に比べ営業日数が短くなったところであります。

262 ページになります。

5目企業誘致対策費、本目は企業誘致などに要した経費で、備考欄の1番目、企業誘致対策事業の18節負担金補助及び交付金の企業開発促進補助金は、事業所の新增設を行った12事業者に対する補助金、備考欄の3番目、工業団地取得資金貸付事業は、工業団地内の用地取得に伴い、6事業者に資金の貸付けを行ったものであります。

以上で、7款商工費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終了しましたので、質疑を行います。

区分23、商工費全てについて質疑をお受けいたします。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 259 ページ、スキー場維持管理事業で、資料が164 ページになります。

町内に二つのスキー場がありまして、資料には営業日と利用者数が示されています。それぞれのスキー場は、主にどのような方が利用されているのか。町民に加え、観光客の利用状況についても伺います。

○委員長（小田新紀） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） 私からは、明野ヶ丘スキー場の関係を答弁させていただきます。

利用者どのような方ということでございますが、一般の方というちょっと観光客の方かどうかという区分は、ちょっと定かではございませんが、利用者の中には、今年度につきましては小学校の授業で4校、それから未就学児の、恐らく保育所だったと思いますが、1か所の利用がございました。

以上です。

○委員長（小田新紀） 地域振興課長。

○地域振興課長（安田奈緒） 白銀台スキー場のほうになりますけれども、具体的な数、今ちょっと手持ち資料を持っておりませんけれども、小中学校の授業ですとかスキー少年団、あと観光客の方もちょっと具体的な数字を持ち合わせていないのですけれども、冬場、アルコですとかそういったところとタイアップをして事業をしておりますので、一定数の数は来られているのかなというふうには捉えております。

○委員長（小田新紀） 内山委員。

○委員（内山美穂子） それぞれお答えいただきましたが、観光客につきましては具体的に把握していないということであります。近年の地球温暖化で、12月中のオープンは難しく、営業日数も短縮されて、営業の有無にかかわらず、機械設備や維持管理費は発生しています。これまで、同僚議員からの一般質問もありましたが、今年の議会報告会においても、忠類の住民から人工降雪機導入の要望がありました。町として、この要望内容は把握されていますか。

○委員長（小田新紀） 地域振興課長。

○地域振興課長（安田奈緒） 人工降雪機の要望ということなのですけれども、こちら把握をしております。

○委員長（小田新紀） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 要望書には、必要性とか必要経費とか資金調達方法まで細かく具体的に書かれていまして、切実な願いだと私は受け止めています。白銀台スキー場は、スキー場としての施設機能の役割に加えて、今年42回目を迎えた忠類ナウマンそり大会が開かれるなど、スポーツ文化や観光資源としても地域に根づいた重要な施設です。人工降雪機は、大量の水の確保、財源、維持管理など、大きな課題が伴うことは重々承知しておりますが、導入についてはそれ以降、検討されてきたのか、町としてのお考えをお聞きます。

○委員長（小田新紀） 地域振興課長。

○地域振興課長（安田奈緒） 人工降雪機の導入に係っての検討をとということなのですけれども、委員おっしゃられますように、これまでも降雪状況によってスキー場の営業日数というのが非常に大きく影響しておりますことから、これまでも人工降雪機の設置に関しての検討というのはしてきたという経過がございます。おっしゃられますように、大きな課題といえますか、ネックとなりますのが財源のことと、費用面ですね。それから、水の確保という2点になるかと思えます。

まず、費用面については、今年になりまして、再度事業者のほうから積算コストというのを試算していただきました。白銀台スキー場のグレンデ700メートルぐらいありますので、固定式で人工降雪機を設置する場合に、8機の人工降雪機本体が必要となるということで、その設置工事ですとか、それから新たに電源設備も造らなければいけないということで、それらもろもろ含めまして約4億3,000万円の概算コストがかかるというふうに聞いております。また、降雪をさせるためには、安定した水源の確保というのが必要になりますので、その量というのが1日当たり100万リットルの水が必要ということで、それらの確保ということで、例えば水道水、河川水、地下水というようなことがあると思うのですが、水道水については、ちょっと忠類浄水場の計画供給量を上回るため実現が不可能ということで、近くにある河川からの取水ですね。そうなった場合は、水利権の問題というのもありまして、その獲得、調査に時間を要するというのと、調査費用もかかるということ、また取水施設の整備というのでも必要になってくる。また、地下水というふうになりましたら、井戸を掘ってそこからくみ上げるという費用が別にかかってくるということもございまして、4億3,000万円とはまた別にそういった費用もかかってくるということ。また、水を確保したとして、今度それをためておく貯水槽を作って、そこから降雪機にくみ上げるような設備、そちらが8,500万円ほどかかるというようなコストでございます。

また、こういう初期投資といえますか、整備費用に加えてランニングコストという面では、毎年電気料で約150万円ほど、また夜間の作業になるものですから、そこに作業員を張りつけるような形になりますので、そういった人の確保と人件費がかかるというような状況で、そういった費用面での課題が大

きいかなというふうを考えております。

また、人工降雪機、外気温がマイナス2度からマイナス3度の状態で稼働させる必要がありますので、忠類の気候を考えますと、11月下旬から11月上旬ぐらいからの作業に、もし導入したとしてもなるかと思うのですけれども、そうするとオープンが可能なのが12月中旬ぐらいを想定することになるかなと思うのですけれども、今、白銀台スキー場で1日当たりのリフトの輸送人員というのが、過去の10年の平均でいきますと約2,000人ということで、費用対効果の面からも、なかなか現状は難しいのかなというふうな捉えではおります。

以上です。

○委員長（小田新紀） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 今の答弁聞いて、思った以上にすごく厳しいのかなというふうを受け止めております。質問したのは、費用対効果だけではなくて、観光振興の観点からも、それは考えていかなければならないと思うのですけれども、これから、スキー場だけではなくて、町の公共施設全体がもう順次老朽化していく状況にありますので、今の答弁で難しいとは思いますが、全体を考えた上で、将来的な展望も描きながら取り組んでいただきたいと思いますし、もう一度改めて二つのスキー場がありますので、ちょっと見直しということで考えていかなければならないというふうには考えております。

以上です。

○委員長（小田新紀） ほかにありますか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） ページ数では262ページの企業誘致対策費、資料では165ページになります。

主に、リバーサイド工業団地の活用状況についてお伺いしたいのですけれども、今回も企業誘致が目標どおり達成されまして、工業団地そのものリバーサイドは、ほぼ埋まってきているのではないかと思います。1件だけ応募があるということを確認したのですけれども、まず現在の張りつけの状況をお示しく下さい。

○委員長（小田新紀） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） 工業団地の状況ということでございます。

現在、リバーサイドと札内東工業団地、それぞれございますが、リバーサイドで現在所有者が決まっていないところがリバーサイドで4筆、札内東工業団地で4筆でございます。ただ、リバーサイドの4筆のうち2筆につきましては、ソーラー事業者のパネルが今設置されておりまして、これ20年間の賃貸期間ということでお貸ししているところでございますので、現在、販売できる状況にありますのが2筆でございます。札内東工業団地につきましては4筆ございますが、そのうち1筆につきましてはまもなく分割して売却する予定がございます。

以上です。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） リバーサイドのほうの、ただ今のご説明ありましたけれども、ソーラーパネル設置に20年間貸しているということも含めてお尋ねしたいのですけれども、いよいよあと2筆ということであれば、空きがほとんどなくなっている。張りつきも毎年毎年、今年も随分新しい交渉が立つということで、それは歓迎しているところなのですけれども、太陽光の契約を見ましたら20年間というふうになっていましたから、20年間はお貸しすることになるのだろうとは思いますが、ほか全部埋まってきた状況の中で、要請があれば、申込みというか、そのリバーサイドを取得したいというような希望があった場合には、やはり20年間は動かさないと、その後の契約ということになっていくのでしょうか。それとも、あくまでも貸付けということでありますから、何らかの対応で要望に応えるような道が開かれるのでしょうか。

○委員長（小田新紀） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） ソーラーパネルの事業者の部分につきましては、20年間の契約を交わしておりますので、その間は賃貸するという契約になっておりますので、ほかの事業者が何かしら申し出があったとしても、その部分は相手の了解を得ずに貸すということとはできないという状況でございます。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） もちろん了解なしにはできないことは分かっています。売却することが一番目的ですよね。売却、売却。ですから、余裕がたくさんあったときには、借りてもらってよかったなというふう思うのですけれども、しかしこういうふうだんだん埋まってきってしまうというふうになると、貸

し付けているところそのものに対する考え方はどうなのかなというふうに思いました。太陽光パネルそのものの寿命というのがありますから、これは簡単に移してくださいというの難しいのかもしれませんが、相手の了解等もいただければ、調整、売却の道が開かれるのではないかとというふうに思うのですが、そういった考えというのはされていないというふうに、今、受け止めたのですけれども、そういうことも考えていかなければならないのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（小田新紀） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） 20年間の契約ということでございまして、事業者と電力会社の間で契約している部分がございます、それが20年間というそういったものがありますので、事業者としては20年間はそれをやり続けなければならないというふうに伺っておりますので、そこを途中で解除するということは、現実的にはできないというふうに考えております。

○委員長（小田新紀） ほか、よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） それでは、以上をもって7款商工費につきましては終了いたします。

次に、8款土木費の審査を行います。

8款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（河村伸二） 8款土木費について、ご説明申し上げます。

264ページをご覧ください。

8款土木費、1項土木管理費、予算現額5,048万7,000円に対しまして、支出済額4,794万8,427円であります。

1目道路・河川管理費、道路・河川財産管理事業は、道路及び河川の財産管理に要した経費であり、12節委託料、細節5は札幌市人道跨線橋の管理に要した経費、細節7は河川台帳の修正に要した経費であります。

2目地籍調査費、地籍調査事業は、地籍調査に要した経費であり、267ページになります。

12節委託料、細節6は中里、五位、明倫において実施した継続4地区の地籍調査に要した経費であります。

3目樋門・樋管管理費、樋門・樋管維持管理事業は、樋門樋管の管理に要した経費であり、北海道から管理を委託されている101か所と、町が管理している6箇所合計107か所の樋門・樋管の点検、管理等に要した経費であります。

268ページになります。

2項道路橋梁費、予算現額14億4,104万6,000円に対しまして、支出済額10億4,753万3,147円であります。

1目道路新設改良費、道路新設改良事業は、町道の整備に要した経費であり、繰越明許費の1億4,268万7,000円は、相川20号橋改修工事及び忠類24号線道路整備工事に係るもので、国の補正予算によるもののほか、事業進捗に伴い事業費の一部を令和7年度に繰り越したものであります。

12節委託料の細節6から細節9は、道路改良工事を予定している町道4路線の調査設計に要した経費、細節10は北海道が実施する旧途別川河川改修事業に係る補償工事として施工した、相川20号橋改修工事に係る発注者支援業務に要した経費であります。

14節工事請負費は、道路改良舗装工事7路線、舗装オーバーレイ工事4路線、側溝整備工事2路線のほか、相川7線の改良工事と相川20号橋の架け替え工事などに要した経費であります。

なお、令和6年度は、改良舗装工事776.1メートル、舗装オーバーレイ工事789メートル、合計で1,565.1メートルの道路整備を実施しております。

271ページになります。

21節補償補填及び賠償金、細節1は忠類24号線道路整備工事に伴う水道管の移設、細節2は相川20号橋架け替え工事に伴う営農補償等に要した経費であります。

2目道路維持補修費、繰越明許費の3,046万5,000円は、南勢橋橋梁補修工事の事業進捗に伴い、事業費の一部を令和7年度に繰り越したものであります。

道路施設維持事業は、町道の維持・保全に要した経費であり、12節委託料、細節1は除排雪を含めた通年の町道の維持管理業務に要した経費、細節5は細節1以外の町道の除雪に要した経費、13節材料及び賃借料、細節5は公共施設66か所の除排雪や町道の砂散布など、除排雪機械の借上げに要した経費、14節工事請負費はトカプチ400走行環境整備工事のほか、街路樹の剪定や区画線の設置など町

道の維持工事に要した経費。

273 ページになりますが、18 節負担金補助及び交付金は、音更町と共同で管理する十勝中央大橋の維持管理費として、音更町へ支払った負担金であります。

なお、令和 6 年度は町道管理延長が 882 キロメートル、除雪延長は車道 650 キロメートル、歩道 107 キロメートルとなっております。

次に、道路施設補修事業は町道の補修に要した経費であり、12 節委託料は橋梁定期点検業務のほか、忠類の新生橋など 3 橋の長寿命化修繕工事に係る調査設計に要した経費であります。

14 節工事請負費、細節 1 は補修工事 114 件に要した経費、細節 2 は緊急的な工事 1 件に要した経費、細節 3 は南勢橋の長寿命化修繕工事に要した経費であります。

3 項都市計画費、予算現額 4 億 8,657 万 9,000 円に対しまして、支出済額 4 億 8,520 万 8,377 円であります。

1 目都市計画総務費、都市計画総務事務事業は都市計画事務に要した経費であり、1 節報酬は都市計画審議会 1 回分の委員報酬に要した経費であります。

下水道事業会計補助金は、一般会計からの補助金であります。

2 目都市環境管理費、公園施設維持管理事業は公園や緑地、パークゴルフコースなどの維持管理に要した経費であり、275 ページになります。

12 節委託料、細節 1 は公園の日常管理や遊具等の定期点検など公園の施設管理に要した経費、細節 2 はパークゴルフコースを含む公園内の草刈りや清掃などに要した経費、細節 8 は公園内のトイレ清掃や花壇の草取りなど公園等の環境整備業務に要した経費であります。

14 節工事請負費、細節 2 は依田公園の浄化槽ポンプ更新やトイレ改修など公園施設の緊急的な工事に要した経費であります。

277 ページになります。

ナウマン公園キャンプ場維持管理事業は、ナウマン公園キャンプ場 68 区画の維持管理に要した経費であり、12 節委託料は受付業務、巡回清掃業務、ごみ収集業務の委託料、13 節使用料及び賃借料はキャンプ場のインターネット予約サイトの利用に要した経費であります。

3 目都市施設整備費、公園整備事業は、公園整備に要した経費であり、14 節工事請負費、細節 1 は札内北公園の給水ポンプやいなほ公園の水路など公園施設の長寿命化修繕工事に要した経費であります。

細節 2 は、若草南公園やはぐぐみ公園のベンチなどの定期点検の結果、危険度が C または D 判定となった公園施設を長寿命化計画に基づき更新したものであります。

4 項住宅費、予算現額 7 億 8,128 万 4,000 円に対しまして、支出済額 7 億 7,818 万 7,964 円でありま

す。

1 目住宅総務費、住宅総務事務事業は公営住宅等の管理に係る経常的経費であり、公営住宅業務員 1 人分の報酬などあります。

278 ページになります。

2 目住宅管理費、公営住宅維持管理事業は、公営住宅 767 戸、特公賃住宅 57 戸、町営住宅 20 戸、合計 844 戸の維持管理に要した経費であり、10 節需用費、細節 40 修繕料及び 14 節工事請負費は公営住宅の営繕などに要した経費であります。

280 ページになります。

3 目公営住宅建設事業費、公営住宅建設事業は公営住宅の建設等に要した経費であり、12 節委託料はあかしや南団地工事監理委託料、14 節工事請負費はあかしや南団地 7 号棟、8 号棟、2 棟 16 戸の建設工事、あかしや南団地 5・6 号棟の 2 棟分の外構工事、旧あかしや南団地 1・2 号棟の解体工事に要した経費であります。

21 節補償補填及び賠償金、細節 2 移転補償費は新あかしや南団地への移転に伴う補償費などあります。

以上で、8 款土木費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

区分 24、273 ページまでの質疑をお受けいたします。

藤原委員。

○委員（藤原 孟） ページ 267、樋門・樋管管理費について伺います。

この事業の委託料には、水質の濁りや臭いに対する監視業務は入っていないのか。

というのは、最近の新聞報道によると、途別川、三平川の合流地点で、途別川が臭いと帯広市から振

興局に連絡が入り、幕別町とともに白濁の発生源を調査したとあります。もし町の体制、この樋管・樋門管理の体制に水質を見るという内容が入っていれば、町で発見できたのではないかと考えます。また、町の管理の河川から汚水流出の確認ができれば、直ちに下流の地下水や伏流水への大腸菌の汚染を防ぐため、門扉閉鎖ができたのではないかと。滞留する水は、ポンプ車とダンプ車を配置し、しかるべき処理場へ搬出ができるのではないかと。町または河川管理者、樋管管理者が、原因者に指示、指導ができれば、速やかにもっと早く処理ができたのではないかと思います、いかがでしょうか。

○委員長（小田新紀） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） まず、樋門樋管の管理業務ですけれども、こちらは北海道が設置した樋門・樋管が 101 ありまして、幕別町が設置した樋門が 6 か所あります。合計の 107 か所の樋門を、樋門管理人のほうに委託しておりますけれども、その内容といいますのは、堤内側に河川の水が逆流する場合に樋門を閉めるということで、災害対策ということが主な要因となっております。

あと、河川の管理につきましては、河川法によらないものを町で管理しております、河川管理条例を定めております。その条例の中では、水質等の管理というものは特段明記がないもので、ほかの法令で定めていることがあれば、その他の法令のほうで規制をするということになっております。その他の法令というのは、水質汚濁防止法ということで、所管は北海道のほうにあるものとなっております。

以上です。

○委員長（小田新紀） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） 法とか条例、今、課長の説明によると、私は原因者側を守ろうという方向にしか聞こえないのです。幕別町、いわゆる基幹産業は農業です。この三平川の下流というのは、途別地区、相川地区、千住地区という、札内川の伏流水、地下水の水を使っておいしい野菜を作っている人たちがいっぱいいるわけです。そこに大腸菌が流入して、もし大きな事故が起きたときに、町としての負担は大変なことだと私は思うのです。しかることを少しでも防ぐために、この樋管・樋門管理業務にぜひ水質の検査も、目視でもいいから、そういう方向ができ、なおかつ原因者に指導できると、そういうことをすべきでないかと思います。

答えは要りません。駄目なのは分かっていますから。

以上です。

○委員長（小田新紀） そのほか、ご質問ありますか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） それでは、次に 272 ページから区分 25 について質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 質疑がないようですので、8 款土木費につきましては、以上をもって終了いたします。

次に、9 款消防費の審査を行います。

9 款消防費の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 9 款消防費につきましてご説明申し上げます。

282 ページをご覧ください。

9 款 1 項消防費、予算現額 6 億 4,641 万 7,000 円に対して、支出済額 6 億 4,010 万 5,125 円であります。

1 目常備消防費、1 市 18 町村で構成する、とかち広域消防事務組合における共通経費や職員費など本町分の分担金であり、札内支署に配備する高規格救急自動車の更新に係る費用が含まれております。

2 目非常備消防費、消防団活動推進事業は、幕別町消防団の活動に係る経費で、消防団員 134 人分の年報酬及び出動報酬、訓練出動等に係る費用弁償のほか、18 節負担金補助及び交付金の、次のページになります。消防団運営に係る交付金が主なものであります。

非常備消防施設維持管理事業は、消防団施設及び車両に係る維持管理に要する経費であります。

3 目消防施設費の消防施設整備事業、14 節工事請負費は、幕別消防署忠類支署庁舎のシャッター改修に係る工事費、18 節負担金補助及び交付金は消火栓取替工事に係る負担金が主なものであります。

4 目水防費についての実績はございません。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

区分 26、消防費全般にわたってです。

質疑をお受けいたします。

(なしの声あり)

○委員長（小田新紀）

質疑がないようですので、9款消防費につきましては、以上をもって終了いたします。

次に、10款教育費の審査を行います。

10款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（石田晋一） 10款教育費につきましてご説明を申し上げます。

286ページをご覧ください。

10款教育費、1項教育総務費、予算現額6億4,507万1,000円に対しまして、支出済額6億2,628万316円であります。

1目教育委員会費は、教育委員4人の報酬及び費用弁償並びに交際費などであります。

2目事務局費、教育総務事務事業は、教育行政事務を行う上での経費で、1節報酬と8節旅費、細節1費用弁償は、義務教育学校「まくべつ学園」の開校に向けた諸課題について検討するため、令和5年12月に設置した義務教育学校開校準備委員会委員9人に係る報酬などの経費で、18節負担金補助及び交付金、細節8教育振興会交付金は、学校教育振興のために町内の小中学校で組織しております教育振興会に対する交付金と、細節11札内中学校50周年記念事業補助金は、開校50周年を迎えた札内中学校の記念事業に係る補助金であります。

289ページになりますが、会計年度任用職員給料等支払事務事業（教育）は、教育委員会事務局の事務補助員1人と学校教育推進員3人、子どもカウンセラー3人、スクールカウンセラー2人の報酬や職員手当、共済費などであります。

学校運営協議会運営事業は、学校運営協議会開催に伴う37人の委員報酬のほか、各中学校エリアで実施した乗り入れ授業等の教育活動事業などに対する小中一貫教育推進交付金の交付であります。

291ページになりますが、魅力ある高校づくり支援事業は、町内の高校に対して魅力ある高校づくりを支援するための補助で、幕別清陵高等学校、中札内高等養護学校幕別分校の2校分であります。

教育委員会事務局維持管理事業は、教育委員会事務局の施設及び公用車に係る維持管理に要する経費であります。

3目教育財産費、学校教育施設維持管理事業は、小中学校13校と教員住宅68戸の維持管理に要した経費であります。10節需用費、293ページになりますが、細節40修繕料は、学校施設の修繕が約9割で、その他教員住宅の修繕に要した費用であります。

14節工事請負費、学校・教員住宅補修工事は、各学校等の内装補修や暖房設備の補修工事で、学校施設の工事が約9割で、その他教員住宅等の工事に要した費用であります。

学校教育施設整備事業は、小中学校の施設整備に要した経費で、12節委託料は、義務教育学校「まくべつ学園」増改修工事に係る実施設計委託料。

14節工事請負費、295ページになりますが、高圧受電設備更新工事や教員住宅改修工事、ボイラー更新工事、学校林伐採工事などに係る費用であります。

4目スクールバス管理費は、スクールバス運行に要した経費で、12節委託料は、スクールバス運行13路線のうち、8路線は町有車両を貸与、残る5路線については車両を借り上げて運行しており、これらに要した費用であります。

5目国際化教育推進事業費は、小中学校等における外国語指導に要した経費で、国際交流員2人が教諭とともにチームティーチングによる指導を行ったものであります。

296ページになります。

6目学校給食センター管理費、学校給食センター給食提供事業は、学校等への給食提供に要した人件費や給食材料費などであります。

1節報酬は、給食センター運営委員会委員10人及び幕別学校給食センター11人と忠類学校給食センター6人、計17人の給食補助調理員、並びに幕別学校給食センターの事務補助員1人の報酬、2節給料は幕別学校給食センターの給食調理員6人の給料であります。

10節需用費、細節60は、幕別産や十勝産、道内産を主とした給食食材の購入に要した費用、細節61は、児童生徒の給食食材購入に対し、町が1食当たり22円を支援した費用であります。

299ページになりますが、12節委託料、細節5は、幕別5路線、忠類1路線に係る給食配送に要した費用、細節8は、食材の受入や配食の補助などの給食業務を委託した費用であります。

17 節備品購入費、細節 2 は、幕別学校給食センター厨房内の厨芥処理機 1 基、細節 3 は、忠類学校給食センター厨房内のスチームコンベクションオープン 1 基の更新に要した費用であります。

学校給食センター維持管理事業は、給食センターの管理運営に要した経費であります。

301 ページになりますが、14 節工事請負費は、幕別学校給食センター厨房内のエアコン増設に要した費用であります。

2 項小学校費、予算現額 3 億 2,740 万円に対しまして、支出済額 3 億 823 万 5,947 円であります。

1 目学校管理費、小学校維持管理事業は、小学校 8 校の管理に要した経費であります。

1 節報酬は、町で任用する 4 校 4 人の学校事務補助員及び 6 校 36 人の特別支援教育支援員と、小学校における外国語活動と外国語授業のサポートを拡充するため臨時英語指導助手 1 人のほか、医療的ケアが必要な児童への支援のための看護師 1 人に係る報酬であります。

303 ページになりますが、12 節委託料は、小学校の管理清掃や警備などに要した費用、18 節負担金補助及び交付金、細節 4 は学校規模に応じた必要な管理費を、細節 5 は学校行事や体験活動などに要した費用を交付したものであります。

学校健康診断事業（小学校）は、児童及び小学校の教職員に係る健康診断等に要した費用であり、305 ページになりますが、12 節委託料は、小学校の教職員 141 人のストレスチェックに要した費用であります。

2 目教育振興費、小学校教育活動推進事業は、小学校の教育活動に要した経費であります。

10 節需用費、細節 5 と 13 節使用料及び賃借料、細節 20 は、令和 6 年度から使用する小学校教科書の改訂に伴い、教師用指導書の購入等に要した経費であります。

17 節備品購入費、細節 1 は、授業等で必要となる教材備品整備に係る費用、細節 2 は北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入したパソコンを更新した償還金、細節 3 は学校図書を購入に要した費用であります。

18 節負担金補助及び交付金は、小学校 4 校のスケートリンク整備に対する交付金であります。

保護者費用負担軽減事業（小学校）は、保護者の経済的負担の軽減を図るための事業で、19 節扶助費は、新入学学用品の入学前支給をはじめ、就学援助などに要した経費であります。

なお、細節 5 は、令和 7 年 4 月の入学児童に対する入学準備金の年度前支給 19 人分を含んでおりません。

306 ページになります。

3 項中学校費、予算現額 2 億 2,480 万円に対しまして、支出済額 2 億 1,318 万 6,631 円であります。

1 目学校管理費、中学校維持管理事業は、中学校 5 校の管理に要した経費であります。

1 節報酬は、町で任用する 4 校 4 人の学校事務補助員及び 3 校 7 人の特別支援教育支援員と、市街地周辺の小中学校を巡回するスクールガード 2 人に係る報酬であります。

309 ページになりますが、12 節委託料は、中学校の管理清掃や警備などに要した費用であります。

18 節負担金補助及び交付金、細節 4 は学校規模に応じた必要な管理費を、細節 5 は学校行事や体験活動などに要した費用を交付したものであります。

学校健康診断事業（中学校）は、生徒及び中学校の教職員に係る健康診断等に要する経費であり、12 節委託料は、中学校の教職員 91 人のストレスチェックに要した費用であります。

2 目教育振興費、中学校教育活動推進事業は、中学校の教育活動に要した経費であります。

1 節報酬及び 8 節旅費は、部活動の地域移行に関し、準備や諸課題について検討を進めるため、部活動地域移行検討委員会の開催に要した費用であります。

7 節報償費の細節 3 は、全国・全道文化・スポーツ大会参加に係る個人 538 人と 69 団体の参加奨励金、細節 4 は、部活動指導員 71 人分の謝礼であります。

311 ページになりますが、17 節備品購入費、細節 1 は、授業等で必要となる教材備品整備に係る費用、細節 2 は、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入したパソコンを更新した償還金、細節 3 は、学校図書を購入に要した費用であります。

保護者費用負担軽減事業（中学校）は、保護者の経済的負担の軽減を図るための事業で、18 節負担金補助及び交付金は、中学生の修学旅行に要した費用の一部を補助したもの、19 節扶助費は、新入学学用品の入学前支給をはじめ、就学援助などに要した費用であります。

なお、細節 5 は、令和 7 年 4 月に入学した生徒に対する入学準備金の年度前支給 22 人分を含んでおります。

4 項社会教育費、予算現額 5 億 6,371 万 9,000 円に対しまして、支出済額 5 億 5,316 万 3,465 円であ

ります。

1目社会教育総務費、社会教育総務事務事業は、生涯学習推進員の報酬や、313ページになりますが、7節報償費、細節4は、文化賞・スポーツ賞等表彰式における記念品、18節負担金補助及び交付金は、各種団体に対する負担金補助及び交付金であります。

社会教育委員活動推進事業は、社会教育委員15人の報酬などであります。

小学生国内交流事業は、次のページにまたがりませんが、埼玉県上尾市から9名の受入及び本町の児童生徒11名の受入交流参加、並びに本町から神奈川県開成町及び高知県中土佐町に15名を派遣した国内交流事業に要した費用であります。

315ページになりますが、中学生・高校生海外研修事業は、オーストラリア、メルローズハイスクールとの研修事業に要した費用で、中学生15名と清陵高生3名の合計18名が参加しております。

2目公民館費、しらかば大学開催事業は、しらかば大学の運営費であります。

公民館維持管理事業は、次のページにまたがりませんが、糠内・駒島公民館及びまなびや相川と中里の管理運営に要した経費であります。

316ページになります。

3目町民会館費は、次のページにまたがりませんが、町民会館の管理運営に要した経費であります。

318ページになります。

4目郷土館費、郷土文化研究事業は、文化財審議委員会の開催や、郷土文化研究員に要した経費で、1節報酬の文化財審議委員会委員5人の報酬や7節報償費の郷土文化研究員に対する謝礼などあります。

ふるさと館維持管理事業は、321ページになりますが、ふるさと館の管理運営に要した経費であります。

322ページになります。

5目ナウマン象記念館管理費、化石発掘調査研究事業は、ナウマン象化石発掘調査に要した経費、ナウマン象記念館発掘等体験講座事業は、「親子ミニ発掘体験教室」や「アンモナイトのレプリカ作り」等の講座開催に伴う委託料などあります。

ナウマン象記念館維持管理事業は、記念館の維持管理に要した経費で、1節報酬は、会計年度任用職員3人分の報酬、325ページになりますが、12節委託料は、記念館の維持管理に要する費用、14節工事請負費は、暖房設備の自動制御装置取替工事に要した費用であります。

326ページになります。

6目集団研修施設費は、集団研修施設こまはたの管理運営に要した経費であります。

7目図書館管理費、図書館を核とした地域づくり事業は、図書館運営に係るサポート人材の育成や各種講座の実施、地域情報の発信等に要した経費であり、1節報酬の図書館協議会委員10人分の報酬などあります。

図書館蔵書整備事業は、蔵書整備に要した経費で、17節備品購入費は、図書資料4,036冊、AV資料43タイトルの購入に要した費用であります。

329ページになりますが、図書館維持管理事業は、図書館の管理運営に要した経費で、1節報酬は、事務補助員1人とブックモバイル運転手1人分の報酬、2節給料は、図書館司書8人分の給料であります。

331ページになりますが、14節工事請負費は、本館敷地内の電気設備であります高圧負荷開閉器更新工事、本館正面玄関の自動ドア改修工事及び非常灯更新工事などあります。

18節負担金補助及び交付金は、333ページになりますが、細節6町民文芸まぐべつ編集委員活動交付金は、町民文芸誌まぐべつ第40号の発行に要した費用であります。

8目百年記念ホール管理費、芸術・文化公演事業は、文化講演会や忠類地区で実施した、生涯学習講座に要した経費で、7節報償費は、背骨コンディショニングやパステルアートなどの生涯学習講座5講座等に係る講師謝礼、18節負担金補助及び交付金、細節5地域の文化・芸術活動助成金は、NPO法人まぐべつ町民芸術劇場が行った公演事業に対する一般財団法人地域創造からの間接補助金であります。

百年記念ホール維持管理事業は、百年記念ホールの管理運営に要した経費で、13節使用料及び賃借料、細節20予約システムASP利用料は、クラウドサーバーに移行した予約システムのデータセンター利用料であります。

百年記念ホール指定管理者業務指定管理事業は、指定管理に要した費用であります。

9目アイヌ施策推進事業費、アイヌ文化拠点空間整備事業は、令和4年度に策定した「アイヌ文化拠

点空間整備事業基本計画」に基づいた施設整備に要した費用であります。

335 ページになりますが、14 節工事請負費は、生活館棟の建設工事と外構工事、17 節備品購入費は、生活館棟と展示館棟の初度備品の購入費であります。

アイヌ文化振興事業は、アイヌ文化の普及啓発に係る事業で、7 節報償費は、アイヌ文化講演会やアイヌ文化体験講座に伴う謝礼、12 節委託料のイタオマチブ作製に伴う委託料、337 ページになりますが、14 節工事請負費は、アイヌ文化の継承活動に伴う作業や採取植物等の保管に使用するガレージの設置工事であります。

5 項保健体育費、予算現額 1 億 4,372 万 3,000 円に対しまして、支出済額 1 億 3,827 万 7,281 円であります。

1 目保健体育総務費、保健体育総務事務事業は、1 節報酬の事務補助員とスポーツ推進委員 12 人分の報酬、7 節報償費の少年団活動などで全道・全国等へのスポーツ大会に出場した個人 155 人と 9 団体に対する参加奨励金などあります。

スポーツ団体活動支援事業は、18 節負担金補助及び交付金、スポーツ団対に対する補助金などあります。

スポーツ推進事業は、7 節報償費、細節 1 講師謝礼の初心者スポーツ教室やウォークラリーまくべつ、リフレッシュ教室などの講師謝礼などあります。

339 ページになりますが、アスリートと創るオリンピックの町創生事業は、オリンピックや応援大使によるふれあいイベントの謝礼や旅費で、18 節負担金補助及び交付金は、スポーツ合宿誘致実行委員会への補助金であります。

2 目体育施設費、屋外体育施設維持管理事業は、運動公園陸上競技場及び野球場などの屋外施設の管理運営に要した経費などあります。

341 ページになりますが、屋内体育施設維持管理事業は、農業者トレーニングセンターや札内スポーツセンターなど屋内体育施設の管理運営に要した経費で、14 節工事請負費は、農業者トレセン地下オイルタンクライニング工事と、札内スポーツセンター給湯管取替工事に要した費用などあります。

札内スポセン及び農業者トレセン指定管理者業務指定管理事業は、指定管理に要した費用であります。

343 ページになりますが、町民プール維持管理事業は、町内 5 か所の町民プールの管理運営に要した経費で、1 節報酬のプール監視員 14 人の報酬、10 節需用費、12 節委託料などあります。

クマガラハウス維持管理事業は、クマガラハウスの管理運営に要した経費で、事務補助員 3 人の人件費などあります。

以上で、10 款教育費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わったところでありますが、この際 11 時 10 分まで休憩いたします。

10 : 57 休憩

11 : 10 再開

○委員長（小田新紀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10 款教育費、区分 27、295 ページまで質疑をお受けいたします。

塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 決算書の 289 ページ、学校運営協議会運営事業です。評価書の 15 ページになります。

日々、コミュニティスクール学校運営協議会につきましては、教育委員会のほうでも大変ご苦労なさっているかと思うのですが、ここの特に地学協働本部の数が 5 学園のうち、いまだ 2 校のままで続いています。私もさつない学園のことは分かりますが、その他コーディネーターを、今回、教育委員会の中に置かれてご努力なさっている経緯もよく承知しておりますが、やはりなかなか増えないというのは、どのように把握していらっしゃいますでしょうか。

○委員長（小田新紀） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 地学協働の関係になります。

現在、地学協働活動のほう、そちら二つの学園で実際に本部を立ち上げて、ほかの学園についても立ち上げに向けた動き、活発化してきております。地域とともに挨拶運動をするですとか、地域の協力を得ながら教育活動を図式化したまるわかりサポーター、そちらを活用しながら、地域学校協働本部の設

立に向けては機運を高めている状況にはあります。

今後、地域の方への制度理解等、そういった周知を図る必要があるかなと考えております。

- 委員長（小田新紀） 塚本委員。
- 委員（塚本逸彦） この地学協働本部、2校におきましてもコーディネーターはどなたがやられているか。どうしても善意に頼っているといたら申し訳ないのですけれども、そういった方にお任せされているのか、その辺はどんな状況でしょうか。
- 委員長（小田新紀） 学校教育課長。
- 学校教育課長（酒井貴範） 活発に行われている札内東学園ですとか、そこではチロッター、きたよーとか、そういった学校運営協議会の委員たち、そういったところで声かけなどから広がっております。やっぱりそういった地域の人たちのボランティア活動、そういったところから活動が広がっているというところで捉えております。
- 委員長（小田新紀） 塚本委員。
- 委員（塚本逸彦） 決算のほうに計上されていませんが、コーディネーターの任命、委嘱というのは特に教育委員会のほうではまだやられていないということですかね。教育委員会内に1人置かれているので、その必要も今後はないということでしょうか。
- 委員長（小田新紀） 学校教育課長。
- 学校教育課長（酒井貴範） 昨年、教育委員会にCSのコーディネーターを設置しております。
- 委員長（小田新紀） 学校教育課長。
- 学校教育課長（酒井貴範） すみません。統括コーディネーターですね。学校協議会の運営支援や地域学校協働本部の立ち上げなどをサポートしており、相談や助言ができる相談窓口体制を整えております。
- 委員長（小田新紀） 今後置かないのかという。  
学校教育課長。
- 学校教育課長（酒井貴範） すみません。統括コーディネーターは、学校教育推進員に担っていただきますので、公募する考えはございません。
- 委員長（小田新紀） 塚本委員。
- 委員（塚本逸彦） ということは、今の2件の地学協働本部に関しても、そのコーディネートに関しては教育委員会の推進員の方でやられているということでしょうか。と申しますのは、教員負担になってしまっている部分もあるのかなという危惧もありましたし、それからもし2校の方に善意でお任せしているのであれば、運営委員の方は報酬は出て、守秘義務とか課せられている部分はあるのですけれども、コーディネーター、委嘱していない限りはそういった規定もないので、その辺の整合性はどうなのかなという部分もありましてお聞きしております。
- 委員長（小田新紀） 学校教育課長。
- 学校教育課長（酒井貴範） あくまでも統括コーディネーター、全ての学園との教育委員会が搬送機能ということで進めているものなので、推進員のほうで対応してございます。
- 委員長（小田新紀） 塚本委員。
- 委員（塚本逸彦） 承知いたしました。  
あと、今現状としましては、運営協議会がどちらかという地学協働本部も兼ねてやるような状態になりつつあるかと思えます。そして、そこから地学協働本部も出てくるかと思えますけれども、そういったものも含めまして、今後においてもこの推進員の方1人で5校全部のコーディネートができるかというのは非常に不安な部分でありますけれども、今後そういった全部、今後は5学園、協働本部が動き出した場合には、またコーディネーターの方も、教育委員会の中で今1名ですけれども、増えていくこともあるということでしょうかね。
- 委員長（小田新紀） 教育部長。
- 教育部長（石田晋一） 今の5校で取り組んでいる、何というのですか、スピード感がそれぞれで違いますから、そこに合わせて今後も人に応じて関わっていくのですけれども、今の状況から申しますと、今、学校教育推進員でコーディネートを行っておりますけれども、増やすとかという考え、今の段階では持っていません。状況に応じて判断していきたいなというふうに考えています。
- 委員長（小田新紀） ほか、いかがでしょうか。  
岡本委員。
- 委員（岡本眞利子） 事務局費のところの、ページ数、291ページのいじめ防止対策推進委員会委員の

報酬というところではありますが、176 ページの資料を見ますと、委員会が2回ほど行われているということではありますが、令和5年は1回、そしてさらに6年が2回ということではちょっと増えて、1回だけ増やしていますけれども、先日の町長の行政報告の中でもありましたが、令和5年の11月から8回のいじめがあったということで、親からの申告があったということで報告がありまして、それをお聞きしたところで、令和5年は11月ですから分からなかったのかなと思いますが、令和6年度、2回しか行われていないのですよね。そして、この数字を見ましても達成率は100パーセントと、これ当たり前の数字です。2回のうち2回をやって100パーセント、1回のうち1回やって100パーセント。これではただもう行われたというだけではないかなというふうに思います。推進委員の方が本当にご苦労をかけているかと思うのですが、このいじめの件数を見ますと、100件以上認知されているということで数字が出ておりますが、学校ごとにもすごく多いですよね。そういう観点から考えましても、この2回で十分なのかなというふうに感じますが、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（小田新紀） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） いじめ防止対策推進委員会の開催回数なのですが、令和6年度におきましては、いじめの基本方針の改定、あといじめのアンケート調査の結果報告やいじめ防止等の対策に係る協議、情報交換などを行っております。

通常、いじめに対しては各学校で対応を取りながら各学校の中の組織、そういったところで組織的に対応しているところで、委員会の中ではいじめの重大事態が発生した際に開催していくような対応となっております。

○委員長（小田新紀） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） そもそもこのいじめ防止対策推進委員ということではありますが、これ自体もいじめを防止するための委員会だと思うのですが、それについて町としてどのように考えているのかお聞きします。

○委員長（小田新紀） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） こちらのいじめ防止対策推進委員におきましては、いじめ防止対策方針に基づく学校におけるいじめの防止、早期発見、そういったものを実効的に行うために、調査研究及び審議を行っております。また、重大事態発生の際には、そういった調査を行うために進めております。

○委員長（小田新紀） 小島委員。

○委員（小島智恵） いじめの関連なのですが、教育委員会の資料20ページを見ますと、評価のほうが高くなっておりまして、一番下の改善のところも評価Aで、一番いい評価になっているのですが、岡本委員言われたように、行政報告によりますと、令和7年にいじめの重大事態、認定はされているのですが、遡りますけれども、いじめ自体については令和5年11月以降あったということで、恐らく令和6年に入ってもいじめはあったと思うのですが、そう考えますと、評価が一番高いというのは疑問に思ったのですが、これは令和7年のほうにきちんと反映されていくといったことでよろしいのでしょうか。

それと、いじめについては、何か早期発見とかという話もあったのですが、いじめの兆候がありましたら早期にまず見つけること、そして早期に対応すること、当然重要なのですが、今回それもできなかったと思います。できなかったどころか、保護者の申立てで発覚したということでありましょうから、反省すべき点、教育現場において大いに反省すべき点があったと思います。アンケート調査等々も実施してきたと思うのですが、反省点として言えることがありましたら、お聞きしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） いじめの事務事業評価におけるいじめ防止対策推進委員会の運営事業の評価に関してです。

こちらにおいては、いじめの重大事態が発生したからということで評価が下がるというものではございません。

○委員長（小田新紀） 教育部長。

○教育部長（石田晋一） 今、課長のほうから答弁しましたけれども、補足させていただきますと、今、資料のほうに評価というお話でしたけれども、これいじめ防止対策推進委員会、会が開催できていて、皆さんが情報共有なり、今後どういった対策を取るかという話し合いをされておきまして、そういった面では評価が高いということになります。

ただ、行政報告でありました、令和5年ですとか6年にいじめがあったのではないかと。そもそもい

じめというのではありません、重大事態に認定したのが今年6月であります。学校側としてもいじめというのは認識しておりまして、そのいじめが重なった状況で重大事態になりましたので、そこで教育委員会が認定したというものでありますので、先ほど言った7年度の委員会のほうの評価にこれが反映されるのかというところでは、実際こういうことがあってということは書かれるかもしれませんが、評価にはさほど影響がないのかな。ただ、今後この委員会の調査委員会を開きますけれども、そこで事実関係を明らかにしていきますので、実際どういうことが学校現場で行われたのか、あと学校側、教育委員会の対応はどうだったのかというところは明らかにされていきますので、今後調査のほうを進めてまいりたいなというふうに考えています。

反省すべき部分があるのではないかとのお話でしたけれども、いじめを早期発見しまして、その都度対応しています。反省すべきものは全くないというふうには言い切れないのかもしれませんが、早期発見に努めて、いじめがなくなるように努めておりますので、そういった部分ではこの場で反省すべき部分はないかなというふうに考えています。

○委員長（小田新紀） 小島委員。

○委員（小島智恵） 反省すべき点、あったと思います。いじめも認識していて、結局のところ重大事態まで及んでしまったのですけれども、そこまで及ぶということは相当ないじめがあったと思うのですね。だから、そこできちんと対応しなかったから、重大事態に発展してしまったと思うのです。ですし、評価のほうもちょっとおかしいなとは思ったのですけれども、やはりできていなかった、きちっとそこは大いに反省していただきたいと思います。

○委員長（小田新紀） 教育長。

○教育長（笹原敏文） 格段の部分についてはちょっとお話しできない部分がありますけれども、いじめの法律ができてからは、いじめが起きた場合については、学校においても速やかに対応するということが、それぞれの学校においてそうした対応が行われていると。また、そうした情報を速やかにキャッチするためにも、メールですとか、さまざまな方法で情報を得るような取組もしているというものであります。

今回のいじめ重大事態に関しましては、都度、そのいじめが起きたときに対応はしておりましたけれども、そうしたことが複数回重なった結果、この重大事態に至ったものだというものであります。その対応の中に、まだ何かもう少しできることがあったのではないかとというようなところについては、今後、調査委員会の中で事実関係を明らかにして、その対応の中にもう少しできることがあったのかどうかというようなことの検証、そしてそれを生かして今後どうあるべきだったのかと、どうするべきかというようなことについて、報告をしていただくということになっておりますので、その中で明らかにしていくべきものだというふうに考えております。

したがいまして、今の段階で明らかにそのいじめの対応に問題があったというふうには考えてはおりませんが、まだできることがあったのかどうかについては、第三者のこの調査の委員会の中で明らかにしていただきたいなというふうに考えております。

○委員長（小田新紀） 関連ですか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 今の教育長のご答弁で流れが大体見えてきた。前から疑問に思っていたのが見えなかったものですからね。

それで、一つだけなのですけれども、重大事態に、望まないのですが、今回なってしまいましたよね。それで、新しく対策委員会を立ち上げて、学校の先生も入ってということでやっていかれるということでしたが、ここと、このもとと設置されているいじめ防止対策推進委員会との関係、これはどう見たらいいのでしょうか。これは、何があったからということではなくて、常設されている組織ですね。年に1回、令和6年は2回開かれています、この会議というのは定期的、年に1回というふうに大体決めてやっておられるのか、2回に至ったというのは、やはり重大な事態があったから2回の開催なのか、いずれにしてもこの姿だけでは、その学校現場の中で起きているいじめとの関連で何か薄く感じてしまうのですよね。役割がもっと果たされる方法が取られなかったのだろうかというふうに見えるものですか。そういった現場で起きているいじめ、そこでは先生方が対応する、教育委員会にも報告ある、そうした場合のその報告を受けた上で、このいじめ防止対策推進委員会が開催されていくのかどうか、どういう力を発揮されているのか、つまりこの組織の役割です、そこを明確に説明いただけますか。

○委員長（小田新紀） 教育部長。

○教育部長（石田晋一） この幕別町いじめ防止対策推進委員会というのが、通常、今までで申し上げま

すと、年に大体2回開催しているのです。コロナ禍においては1回だけの開催ということもありました。令和6年度で申し上げますと、通常どおり2回開催しているのです。今回の重大事態の発生を受けて、7年度においてはプラス8回ぐらいこの委員会を開催して、そのメンバーによって調査を開始していただくという考えであります。先ほど申し上げましたとおり、事実関係を明らかにすると、学校側の対応、教育委員会の対応が果たして本当に適正だったのかということ、この調査委員会のほうで確認していただいて、それを報告いただくという考えであります。

以上です。

○委員長（小田新紀） そのほか、いかがでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） ないようですので、次に、294ページから301ページの区分28について質疑をお受けいたします。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 学校給食管理費の、ページ数が299ページの学校給食センター維持管理事業についてお伺いをしたいと思います。

ページ数、今言ったのですけれども、実質的には301ページになります。使用料及び賃借料を確認しましたら、AEDの賃借料、使用料が計上されていないのですけれども、これ給食センターにはAEDが設置されているのかいないのか、お伺いします。

○委員長（小田新紀） 学校給食センター所長。

○幕別学校給食センター所長（守屋敦史） 学校給食センターにおいては、AEDは設置しておりません。

以上です。

○委員長（小田新紀） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 給食補助員が、幕別は11名、そして忠類は7名と、17名の方が作業をされているわけですが、いつ、どこで、どんな状況で体調が悪くなったりというようなこともあるのですけれども、そのような状況でAEDが今までなかったというのちょっとおかしいかなというふうに感じます。前年の決算のときに、私、町民会館にAEDがないということでお尋ねをしたときに、町民会館から庁舎まで走って取りに来るということで、そういう答弁いただいたのですけれども、給食センター、例えば幕別町の給食センターは周りには何もなくて、走って誰かが取りに行くというような状況にはならないのではないかなというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

○委員長（小田新紀） 学校給食センター所長。

○幕別学校給食センター所長（守屋敦史） 給食センターには設置のほうはございませんが、裏に幕別小学校だったり幕別中学校がございますので、何かあればそちらからAEDのほう、借用して対応したいというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（小田新紀） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 多くの方が給食を作るのに働いていただいているのですけれども、裏の幕別小学校まで行くと、これは幕別の場合ですけれども、裏の小学校まで走るといって何分かかりますか。1分遅れたら7パーセントから10パーセント亡くなる率が多いのですよ。救命率が下がってくるのですよ。そんなような中で、裏の幕別小学校までを走るといっては、ちょっと大変なことではないかなというふうに感じます。したがって、やはりこういう施設にはAEDの設置をすることは必要ではないかなと思います。これは予算になってくると思うので、今回はここでとどめておきますが、ぜひとも気をつけていただきたいという思いをお伝えしたいと思います。

以上です。

○委員長（小田新紀） そのほか、ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） ないようですので、次に区分29、300ページから311ページの質疑をお受けいたします。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 大きく2点伺います。300ページ、2項小学校費、1目学校管理費、小学校維持管理事業と306ページの3項中学校費、1目学校管理費、中学校維持管理事業について2点伺います。

一つは、小中学校の体育館の温度管理についてです。夏の気温の高い日が多くなり、学校での屋外での活動や体育館の使用が制限されることが増えていると思います。体育館が暑さで使用できなかった日

がどれくらいあるか伺います。

2点目は、昨年度、町内の小中学校で30人以上の学級がどのくらいあったのか、また、支援が必要な子どもたちを含めると30人以上となった学級がどのくらいあったのか伺います。

○委員長（小田新紀） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 小中学校での体育館の使用できなかった回数ということなのですが、学校のほうでは熱中症アラート、そういったものが発令されたときには体育は中止するというので、こちらのほうからも通知しております。ただ、すみません、回数までこちらのほうでは全ての学校の体育館使用できなかった回数は把握してございません。

30人以上の学級のお話になるかと思えます。令和7年度で申し上げていただきますと、令和7年度で申し上げますと、2校4学級ございまして、白人小学校と札内南小学校でございます。

支援学級の児童生徒を含めた30人以上の学級、今現在、資料として持ち合わせございません。

○委員長（小田新紀） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 1点目の体育館の件ですけれども、暑さがひどい日はエアコンのある教室からもほとんど出られない、廊下にさえもなかなか出られない日もあったということがありまして、保護者のほうから、子どもたちが思い切り体を動かさなくなっているの、せめて休み時間だけでも体育館で体を動かせる時間をつくってほしいという声が寄せられました。暑い日でも、子どもたちに体を動かせる環境を保障することについてのお考えと、今後の対策について考えておられることがあれば伺います。

それと、2点目ですけれども、先ほどの30人以上の学級、小中学校で幾つあるかという問いに対して、南小学校と白人小学校で今年度2学級ずつ、合計4学級ということでしたが、中学校でもまだあるのではないかというように思うのですけれども、この間の制度改正で少しずつ学級規模が小さくはなっています。一方、気がかりなのは、先ほども議論ありました、いじめだとか不登校の件数が増加傾向にあることです。現れている数の背後に、さらに多くの子どもたちが困難や不安を抱えて、支援を必要としている状況にあることが想像できます。子どもたち一人一人の困り事に早い段階で気づいて寄り添った対応をしていくことが、そのことに、より力が必要になっていると思えます。昨年度の状況から見て、今、今年度のクラスの状況をおっしゃいましたが、現状の学級規模のあり方に町としてどのような課題があると認識されているでしょうか。

○委員長（小田新紀） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 夏場の体育館利用についてなのですが、現在、体育館にはそういった冷房設備については、いずれの学校にもついてはいない状況です。ただ、避難所として位置づけている学校体育館におきましては、国のほうでも交付金のほうがございます。ただ、こういった対策には、防災のほうともまだ町とも話しながら進めていかなければならないかなと思うのですけれども。

30人以上の中学校においては、ちょっと今、手持ちで資料がございません。

町としての課題ということで、小学校におきましては、学級編制の標準が平成7年度で全て35人になっております。中学校におきましても、35人の実現に向けて義務教育標準法改正を目指していることから、国や道の動向、そういったものを注視しながら町独自の少人数学級での対応についても、今後、研究を進めていきたいと思っております。

○委員長（小田新紀） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 体育館についてです。すぐにエアコンが設置されればいいのですが、それまでの間でも、これから、来年度以降ですけれども、暑い日が多くなることが予想されますので、例えば町で保管されていて、すぐに必要ではなくて保管されているスポットエアコンなどがあればそれを活用するとか、できる限りの対応を検討していただきたいなと思ったのですが、そのあたりの対応はされてきたのでしょうか。

それと、クラスの規模がまだまだ大きいところが残されています。中学校の数、持ち合わせていないということでしたが、私が知っているところでも支援のお子さん入れて四十数人の学級がまだあります。そういう状況がある中で、不登校やいじめの件数が増えているということで、子どもたちの困り事にすぐ気づける大人がやっぱりそばにすることが必要だと思うのですけれども、その学級規模の状況の中で、一人一人の困り事にすぐ気づけるのかどうかということに不安があってお聞きしました。その点での問題意識というのは、町のほうはどのようにお考えですか。

○委員長（小田新紀） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 体育館での対応なのですが、スポットエアコンですとか、コロナの時代に大型の扇風機、そういったものも導入していますので、そういったものも活用しながら適切に、

適正な、温度にもよるのですけれども、そういったところで運動はできるかと考えております。

現在の学級規模における、細かく児童生徒に気づくことができるかというご質問だったかと思いません。現在、町独自で特別教育支援員のほうも各学校にも配置しております。そういったところで細かなところまで目を生かせるような取組はしてございます。

○委員長（小田新紀） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 特別支援員を加配していただいて、とてもそういった点では子どもたちに寄り添うという努力をされてきたことは、私も大切だと思っはいるのですが、その上でさらに子どもたちの困り事が増えてきているのが今の現状だということで、今回質問をさせていただきました。子どもたちが困難を抱えると、その保護者の相談に乗ることも併せて必要になってくると思います。短期間に解決できればいいですけれども、継続的に支援が必要になることもあると思いますし、家庭環境など複雑な状況がある場合もあると思います。困り事に目を配って、時間置かず寄り添った関わりをするには、やはりこの学級規模では困難ではないかというふうに思います。少人数学級が一番大きな予防策になると思うのですけれども、そこに至らないまでも、学級支援員やスクールカウンセラーなど子供や保護者に対応できる大人をどう増やしていくか、町の考えがあれば伺います。

○委員長（小田新紀） 教育部長。

○教育部長（石田晋一） 最初に、体育館のほうなのですけれども、確かに暑い日はございます。実際に使える日でもちょっと暑いなど、もう少し快適に動くためにはというときがあるとは思いますが、先ほども申し上げたとおり、大型の扇風機ですとか冷風機あります。学校のほうにも配置されますので、移動は伴うのですけれども、そういった対応しながら少しでも体を動かせるような時間をつくれるように工夫して行って、実際しておりますし、そういったことに教育委員会も確認しながら、場合によっては積極的に関わっていききたいというふうに考えています。

あと、少人数学級の関係ですけれども、小学校のほうでは今実際に行われておまして、中学校になりますと、先ほどおっしゃられました四十何人のクラスがいるのではないかと。確かに人数が多くなってくると、目配りの関係も出てくると思います。ただ、人数少ない学級で進んでいく場合、それに伴って教員の数も不足していくというか、必要になってくると思います。ここは、そういった少人数学級を目指すのであれば、国がそういった手当でも講じながら進めていくべきだというふうに考えていますので、そういったところを注視しながら、町でできること、特別支援の支援員を配置したりとかしておりますので、そういったことは継続して対応していききたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（小田新紀） ほかに質疑はございますか。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 307 ページです。3項中学校費、1目学校管理費、中学校維持管理事業、あと309ページの2目教育振興費、中学校教育活動推進事業、この二つに関わる場所であると思うので、部活動の環境改善についてであります。

部活動の通常の整備については、学校管理費の中で各学校が管理し対応をされています。しかし、学校管理費ではなかなか対応できないという箇所がやっぱり発生しているのです。毎年、中学校からも教育委員会に要望書という形でお願いということはやられているようですが、なかなか改善されていないというような声も聞きました。やはりこういったところについて計画的に整備し、改善を図る必要があると思うのですが、令和6年度については行われたのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 毎年、学校とは、学校ヒアリングということで新年度に向けた各種要望等は毎年行っております。ただ、部活動に関しての要望というものは現在受けていないので、令和6年度に対しては特段対応するものはなかったでございます。

○委員長（小田新紀） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） そのお話、学校からなかったということなので、なかなかあれなのですけれども、よく学校の生徒から聞かれたのが、私のところには照明がないというお話したことがあると思うのですが、野球やソフトボールのところには照明設備があるのですけれども、自分の陸上やサッカーやテニスとかには照明の設備がないと。暗くなったらできないというようなことがありました。なぜその野球やソフトボールのところには設置されているのに、自分たちのところにはないのですかという素朴な声もあって、学校側もなかなか説明できないと。いわゆる学校が設置されたときに整備されたものであって、その後に整備されたというのが、なかなか私たちも聞いていませんというような声もありました。

近いところを見ると、上士幌町さんの中学校では、国の交付金を使って整備していたところもあるのです。要望がなかったという話もあるのですけれども、こういったところもあるので、部活動の整備のもし要望があれば、改善に向けて考えていただきたいと思うのですが、それについてどう思いますか。

○委員長（小田新紀） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 現在、町営スケートリンクですとか、町営野球場、町営のソフトボール球場、そういった町営として位置づけられている、学校でもスケートリンク、町営として位置づけている学校によっては設置をしているのですけれども、なかなか費用もかかるものですし、そういった財源なかなかないもので、今後そういった要望があっても、なかなか難しいのかなというところは考えております。

○委員長（小田新紀） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 委員長、すみません。一つ質問漏れていたのですけれども、1項目漏れていたのですけれども、ここで発言してもいいですか。部活動のことで聞いていたのですけれども、もう一つあったのですけれども、そっち聞かなかったのですが。

○委員長（小田新紀） 一括ということでさせてもらっているのです、遠慮していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（小田新紀） その他、質疑ございますか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 103ページと311ページに係りまして、教育振興費、19節扶助費、保護者費用負担軽減事業、小学校、中学校に関わりまして、資料は186ページと190ページに関わりまして、これ就学援助の関わりですけれども、この経年を見ますと、就学援助の件数が減ってきておりまして、補助率も下がってきております。そして、この間、生活保護基準ということで町では実施しているところではありますけれども、生活保護基準はどの年度、例えば二千何年からの基準、このたび2012年以降の生活保護基準が引き下げられておりまして、それでこれは憲法に違反しているという判決が出ておりまして、その基準、幕別町は何年度の生活保護の基準でこの就学援助を実施しているのか、その点をお聞きしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 幕別町的生活保護基準の準用年なのですけれども、現在、幕別町としては平成25年8月改正前の生活保護基準を適用してございます。

○委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） では、その前の、引き下がる前の基準の1.3倍で実施しているということですね。それで、今下がっているということが数字の上で明らかなのですけれども、その要因はどこにあるというふうにお考えでしょうか。

○委員長（小田新紀） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 認定率の低下の要因ということなのですけれども、全国的にも令和5年度の就学援助の率は11年連続下がっているということで、同様な状況なのかなというところもあるのですけれども、やっぱり児童生徒全体の減少や景気の回復、あと雇用環境の改善ですとか経済状況の変化、そういったものなどが考えられるのかなと思っております。

○委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） 経済状況の変化ということでした。

もう一点、景気ですとか経済状況の変化の一つの見方としまして、賃金の上昇ですとか、そういうことが考えられるのかなと私は思います。しかし、物価の高騰ですとか、それから社会保障の引上げですとか、そういうことで可処分所得というのが減ってきていると思うのですね。使えるお金が減ってきている。そういう点から考えますと、やはり子どもを育てていくという中では、経済的な負担が増えてきているのではないかとということで、就学援助の基準、生活保護基準の1.3倍から引き上げていく、そういうことも考えていかなければならない状況に来ているのではないかと思います、その点はいかがでしょう。

○委員長（小田新紀） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 生活保護基準の1.3倍、見直しというふうなお話かと思えます。令和5年度の国の調査におきましては、認定基準、一定係数かけたその1.3倍未満というところで、全国的にもこの基準の割合、すごく多く、十勝管内においてもこの1.3倍未満というところが非常に多いところ

です。本町におきまして、これが妥当かなというところで判断しているところでございます。

○委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） 全国平均、十勝管内でも 1.3 倍が多いということですが、他町村のことは言いたくはないのですが、1.3 倍以上の基準で実施している町村もあります。ですから、この基準を、今の経済状況から考えまして、引上げの検討を求めていると思いますが、いかがですか。

○委員長（小田新紀） 教育部長。

○教育部長（石田晋一） 今、基準の引上げをそろそろ検討する時期でないかというふうなお話だと思っています。管内状況的にもまだうちが特段低いわけでもないですし、ほかの町村に劣っているということでもありません。当面の間は、引き続き今のままでやっぱり行かざるを得ないのかなというふうに思っています。ただ、いろんな状況、ほかの町村の状況も変わってきたときには、やっぱりそういった情報を早くキャッチしながら対応はしていかなければいけないのかなというふうに思っていますけれども、現段階では今の 1.3 倍で進めていきたいなというふうに考えています。

○委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） 他町村の状況を見ていただくということであれば、引き上げているところもありますので、そういうところの自治体もぜひ参考にしていっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（小田新紀） ほかに区分 29 で質問を予定されている方、いらっしゃいましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○委員長（小田新紀） ほかにございませんので、区分 29 については終了いたします。

審査の途中でありますので、この際 13 時まで休憩いたします。

12 : 02 休憩

13 : 00 再開

○委員長（小田新紀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

310 ページから 319 ページ、区分 30 について質疑をお受けいたします。

塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 決算書の 323 ページになります。ナウマン記念館。

（「そこはまだ」の声あり）

○委員（塚本逸彦） 間違えました。どうもすみません、失礼しました、間違えました。

○委員長（小田新紀） ほか、ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） それでは、質疑がないようですので、次に、区分 31、318 ページから 327 ページについてお受けいたします。

塚本委員。

○委員（塚本逸彦） では、改めまして、すみません。決算書 323 ページになります。

ナウマン象記念館管理費についてでございます。共同管理費も含めてですが、この入園料といいますが、入館料についてお尋ねします。

小学生、そして中学生も料金設定がしてありますが、各種割引等もあるかと思うのですが、民間とのタイアップと、あと割引にはどんなものがありますでしょうか。

○委員長（小田新紀） 忠類ナウマン象記念館長。

○忠類ナウマン象記念館長（添田雄二） 入館料の民間とのタイアップにつきましては、道の駅忠類とそれからホテルアルコさんの利用者が、優待券をレジ等、フロント等でもらって当館に来ると、100 円引きとかそういったことを展開しております。

○委員（塚本逸彦） ありがとうございます。100 円引きということで、子ども 100 円ということなのですが、昨今、特にナウマン象記念館、もう人気で入場者数も多いと思うのですが、忠類小学校においては一緒に「かぼちゃプロジェクト」等もやっています。せめて、町内の施設でありますので、町内の小中学校、受益者負担という考えは分かりますが、学習施設においては、子どもたちだけでも行けるように、町内の小中学校に関しては無料、もしくはご招待券、回数を限ったものでもいいのですが、そういった優待措置のようなものは考えられないのでしょうか。

- 委員長（小田新紀） 忠類ナウマン象記念館長。
- 忠類ナウマン象記念館長（添田雄二） 現在、学校のほうで団体で来られた場合は無料で入館するということはやってございますけれども、どうしても個人でふだん来られた方、ご家族はそのままお金を取っているというのが現状です。ほかの町村の事例とかも今後調べて検討していきたいと思います。
- 委員長（小田新紀） ほか、いかがでしょうか。
- 野原委員。
- 委員（野原恵子） 319 ページ、ふるさと館維持管理事業について質問をいたします。
- ふるさと館の資料は、アイヌ文化施設に一部展示されていくことになると思います。他の資料は、先人の暮らしがずっとその中に蓄積されて展示されていると思いますけれども、これは後世に残していく大事な資料でもあると思います。それで、その管理状況と施設そのもののあり方、かなり老朽しておりますので、これからどのような対策でこのふるさと館を維持管理していくのかお聞きしたいと思います。
- 委員長（小田新紀） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（谷口英将） まず収蔵品、展示品の管理のあり方ですけども、こちらにつきましては生涯学習推進委員が配置しております。そしてほかにスタッフ1人とまた研究員の方も1人いらっしゃいます。その中で今適正に管理をしているという状況です。
- 施設のあり方なのですけれども、あそこの施設は昭和45年に建設された施設で、たしかアスベストもある施設かと記憶しています。古い施設ですので、今後どうするかというのは、これまでもずっと検討はしてきているのですけれども、現状においては必要な修繕等を行いながら、今、利用できる範囲では利用していくという考え方に立っています。
- 今後、アイヌの施設がこれから建てられて、収蔵品のあり方というのも、併せて今度検討していくことになるのですけれども、そういった過程でまた併せてふるさと館のあり方というのも検討してまいりたいと思います。
- 委員長（小田新紀） 野原委員。
- 委員（野原恵子） 資料の中には紙ベースもあると思うのですが、紙、ペーパー、そういうところの管理がなかなかきちっと管理されていないのではないかと、何回か施設を見させていただきましたがけれども、非常に残念だと思うような管理の仕方がされていまして、そういうのもきちっと残しておくということは、歴史を学ぶ一つの材料にもなるのですよね。ですから、道具ももちろんそうなのですけれども、そういう資料もきちっと管理して、これからの人たちに幕別の歴史を知ってもらう、そういう管理もこれきちっとしていかなかったら駄目でないかと思うのですが、その辺がかなり不十分ではないかと思ひまして、今からでもきちっと管理して、後世の人たちに伝えていく手だてを取って必要があると思います。
- また、道具とかそういう物もやはりこういう暮らし方していたのかということで、これからの子どもたちにも先人の暮らし方や何か伝えていく大事な資料ですので、今、管理きちっと整備しているところなのですけれども、これかなり前から言われていまして急がれると思います。そして、施設もかなり老朽化していまして、今の時点でどのような計画で保存管理していくのか、移転していくのか、新しく建てるのか、そういう方向性をきちっと早めに立てなければならないと思うのですが、その点はどのぐらいまで検討されているのでしょうか。
- 委員長（小田新紀） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（谷口英将） ご指摘いただいたその紙媒体の資料ですとか、そういったものについては、改めてその適正に保存ができるかどうか、できるように現場のほうにも赴いて管理監督していきたいというふうに思います。
- それと、施設のあり方です。今、現時点においては、具体的にふるさと館を建て替えるのか、移転するのかという具体的な方向性はまだ持ち合わせておりません。ただ、収蔵されているに物は非常にたくさんあります。展示している物で約1,000点ほどあるのですけれども、そのバックヤードには2,000を超えるような収蔵品がありますので、従来から本当に残すべき資料なのかどうなのか、そういったものを選別しながら、必要なものをきちんと保存していくという考え方に立っています。
- ただ、今ようやく紙媒体であったそういった資料がデータ上にできて、それが実際あるかどうかまだ突合ができていないような状況ですので、それをこれまでも引き続き、そういうのを整理していくという答弁だったと思うのですけれども、現時点においても今そういった状況でありますので、まずは施設内のそういった収蔵品の価値、そういったものをきちんと確認をして、あり方というのを、方向性とい

うのを考えていきたいと思えます。

○委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） どういう状況で今進めていくかというのをお聞きしました。これは年度を決めて何年までどこまで整理していくか、それから施設も何年までにどういう方向でしていくかという、そういう計画を持たなければ、いつまでも、その状況で進んでいくというふうになると思うのです。ですから、何年までどこまで整理する、何年までどこまで整理するという計画を持たなければならないと思うのですが、その計画を持つことをどのようにお考えでしょうか。

○委員長（小田新紀） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将） 繰り返しになってしまうのですが、まずその施設を建て替えるのか移転するのかというものに関して、まず収蔵品の価値がどうあるべきなのかというのが、先に優先して考えていかなければならないのかなと思っています。今まだそこが、確かに年次の計画を持ってきちっと整理ができればいいのですけれども、今現状そこまで手が回っていない状況ですので、引き続きそういった整理をまずしてから、内部でもご指摘いただいたことを、順序立てて計画的にいつまでにその検討しなければならないのかというスケジュール感も持って、今後引き続き調整検討してまいりたいというふうに思います。

○委員長（小田新紀） 野原委員。

○委員（野原恵子） まだ計画ははっきり持っていないということの答弁かなと思うのですが、老朽化ということでは、さまざまなふるさと館に関わる町民の方がいろいろ協力とか、そういうことされていますけれども、そういう方からもやはり急ぐべきでないかという声も届けられているのですね。ですからそういう意味では、町民のそういう要望にも応えるためにも、計画をきちっと早急に持つことを求めていると思いますが、その点いかがですか。

○委員長（小田新紀） 教育部長。

○教育部長（石田晋一） ふるさと館におきましては、過去からいろいろと皆様からご質問だとかいただいで答弁してきた経緯がございます。教育委員会の施設の中であり方なんかを検討する場合、学校で空くところがいいのか、社会教育施設を統合して空く施設がいいのか、いろいろと考え方あると思いますが、ただ、思った以上に施設に収蔵している資料が多くて、またその過去に埋蔵文化財の発掘調査、かなり幕別で行ってしまっていて、その遺物がかなりの量あります。それを新たな施設なり別な場所に持っていくとなるとかなり大きな施設、頑丈な施設が必要になってくると思います。そういったことを考えますと、まだ現段階では何年度にどこに持っていくかとか、どの施設を使いましょうと、頭の中で考えているものはあるのですが、実際にはそのまだ計画が表に出てきているものはございません。そういう施設の再利用も検討しながら、当然進めていかなければいけないのですけれども、皆さんご存知かと思いますが、きまり小屋という施設があの中にあって、それがかなり大きなものなのです。それをほかに移転するとなると、もうそれ以上の高さのある施設が必要になってきますので、そういったことも含めて早急に結論を出さなければいけない案件ではありますが、慎重に施設の有効活用等を考えながら判断していきたいというふうに、現段階では思っています。

○委員長（小田新紀） ほか、よろしいでしょうか。

内山委員。

○委員（内山美穂子） ページで言いますと 327 ページ、資料が 79 ページの集団研修施設維持管理事業のところを質問させていただきます。

駒島にある幕別町集団研修施設ですが、利用者が令和 4 年度から令和 6 年度にかけて大幅に伸びております。すごく喜ばしいことなのですが、この増加要因をどのように捉えているのかまず伺います。

そして、教育委員会の報告書の資料にある、下のほうの単価当たりのコスト、これにつきましては具体的に何を指しているのでしょうか。確認したいと思えます。

○委員長（小田新紀） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将） まず利用実態です。私も、うわ、すごいなと思って見ていて調べますと、主に 1 泊 2 日の合宿用に使われているケースが非常に多くなってきています。ミニバドミントンですとか、ミニバスケット、あと空手ですとかそういった形で、主に町外なのですけれども、そういった方々が十数名の団体で利用されている傾向が年々多くなって、非常に利用が多くなっているという状況です。

資料 79 ページのコストなのですが、こちらは計算式が左にあるのですが、総事業費に

対する成果指標の実績値ということで、総事業費に対して人数で割り返した1人当たりのコストというものです。

○委員長（小田新紀） 内山委員。

○委員（内山美穂子） そうしたら、利用者が増えれば、これが少なくなるということの理解でよろしいのですよね。

○委員長（小田新紀） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将） 当然、毎年施設の維持管理費がかかってきますので、必要な修繕が出てきてしまうと割高になってしまうということにもなってしまふのかなと思います。

○委員長（小田新紀） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 理解しました。この質問したのは、この夏ここを利用した方から、とてもいい施設だという好評な声を聞いているのですよね。今後もいろいろ活用したいという話を聞いているのですけれども、ただ、今年すごく暑くてエアコンがついていなかったのも、すごくいい施設だったのですけれども大変だった。そのエアコンの設置は考えていないのかということ、そういう声をいただきました。こういう声というのは町に届いているのかどうか。

また、ここ集団研修施設こまはたというのは社会施設でもあるのですけれども、避難所にもなっていますよね、町の指定の避難所。駒島地区の住民のたしか避難所にもなっていると思うのですけれども、社会施設、この施設への空調設備、エアコンとかそういった設置について町はどのようなお考えをお持ちなのかお聞きします。

○委員長（小田新紀） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将） まず、こまはた集団研修施設に対するエアコンの設置の要望というのは、まだこちらまでには届いておりません。今後、空調施設どうするのだということですが、駒島の施設もそうですけれども、ほかにもスポセン、トレセンというのは同じように、そちらのほうの空調の要望のほうはむしろあるのかなというふうに思います。当然、避難所にもなっていますので、そこは今後どういった形でそういった体育施設にも、そういった空調施設の整備をしていくのかというのは、検討課題の一つだというふうに思っております。

○委員長（小田新紀） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 確かに多くの施設があつて、避難所もたくさんある中で、優先順位どこか考えていくのは大変だと思いますけれども、こういうふうにご利用者が増加している中で、一つの教室だけでもつけるとか、先ほど話にもありました大型扇風機とか冷風機、そういった物の活用も検討していただきたいと思います。

この施設は駒島小学校が2010年に閉校して、翌年からもう既に活用を始めた社会施設であります。もう15年ぐらいたつのですけれども、こういうふうにしっかり活用されているというのはうれしいことでもあります。今後、今委員会でもいろいろ出ましたけれども、閉校後のいろんな施設に関して利活用は大きな課題だと思います。将来的にどういった位置づけにするかとか、町の方針を明確にしてその方向性に基づいた活用を進めていく必要があると思います。

以上です。

○委員長（小田新紀） ほか、よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 質疑がないようですので、326ページから337ページ、区分32について質疑を受けいたします。

塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 2点お願いいたします。

1点目は333ページ、百年記念ホール維持管理費、2点目は335ページ、アイヌ施策推進事業費についてであります。

まず、百年記念ホール維持管理費でございますけれども、本当に利用しやすく、お客さんも多くてということなのですが、Wi-Fiの要望は前から上がっていたと思うのですけれども、ロビー以外はなかなかWi-Fi環境が進んでいない状況なのですけれども、その辺の計画等はまだまだやられるおつもりはないでしょうかね。

アイヌのほうは、これ展示物の製作とか、そういったものを計上をされております。これ予定どおりほぼ来年度オープンできるのか。そして、進捗状況ですね。そして工事費、また昨今いろいろ物価上昇によってまた追加費用が出るおそれが、懸念はあるのか。そして、このハードウェア、建物、展示物は

進んでおりますけれども、どういった運営でどういった内容という、そういったものを、本来であればもうこの6年度でそういったものから取り組んでいかなければならないかと思うのですけれども、なかなかそういうのは出てきていませんが、そのあたりの状況を教えてください。

以上です。

○委員長（小田新紀） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将） Wi-Fi の関係なのですけれども、ごめんなさい、こちらも具体的な施設の利用に関しての要望というのは聞いておりません。今ご指摘をいただきましたので、改めて百年記念館にも確認して、どういった要望があるのかというものを確認してまいりたいというふうに思います。

それと、アイヌですね。アイヌの施設、毎朝通勤して見ていますけれども、ようやく今クレーン車で屋根の柱がかかってきているなというふうに見ております。進捗状況は、現状では予定どおり進んでいるというふうに伺っております。追加の工事費も今のところ大きなことがなければいいのだろうなというふうに思っております。

それと、来年度に向けた運営のあり方ですね。今これ非常に内部で検討しているところです。以前は、アイヌの団体に指定管理者をしていただくことが望ましいということもご答弁させていただいておりますけれども、現状においてはちょっと今オープン時からのそういった指定管理というのは難しいだろうと。ですから、直営でやらざるを得ないのかなというふうに今考えております。

そういったところで、どういったその関連のソフト事業ですとか、どういった事業を組み立てていくのかというのを、今現在、整理をしているところであります。

○委員長（小田新紀） 塚本委員。

○委員（塚本逸彦） まずは、百年記念ホールのWi-Fiですが、これは私も含めて職員の方と何とかつけられないかという要望は上がっていると思いますので、そこから公式には上がっていないのかなと、今のお話聞いてあれです。やっぱり昨今パソコン環境もクラウドが多くなってきましたので、やっぱり講座とかそういった講演をやるにきでも、各部屋でパソコンの通信環境がないと、LTE仕様のものを持ってらっしゃる方はいいのですけれども、Wi-Fi でやられる方にはやっぱり電波が届かないといったところで、非常に資料の作成時とか講座の進行も不自由な部分が多くなってきておりますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

そして、アイヌに関しましては、やっぱり今の状況、本当にご苦労されていると思いますけれども、やっぱりこういった博物館は、他のところを見ても本当に学芸員の方とか、それからスタッフの方の力量で、生かすか生かさないかという、すごく差が出るものなので、なかなか人選は難しいかと思うのですけれども、本当に有効にさせていただくためには施設よりも人材とソフトだと思いますので、その辺をぜひ今後もぜひよりよい人材で生かせるように、せっかく大きなお金で動かすので、今後も維持費もかかってくるものでありますので、やっぱり生かして皆さんが利用していただくように、今のナウマン象記念館なんか、本当にそれら学芸員のご活躍が目覚ましいのですけれども、そういった例もありますので、ぜひアイヌのこの施設もやっぱり人的パワーというのがやっぱり一番だだと思いますので、その辺ぜひ検討していただきたいと思います。

今のところはそういった指定のその予定というか何ていうのですか、目星、まだ全く今の話で運営の方法というのは、まだなかなかめどが立っていないという状態ですかね。先ほどと同じになりますけれども、繰り返しになりますけれども、どうですかね。

○委員長（小田新紀） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将） 運営に関しては、オープン当初は直営でせざるを得ないのかなというふうに考えております。ただ、引き続きいろんなソフト事業をする関係で、アイヌ団体の方にご参画していただいて、そういった形でどういった施設が、管理ができるのかというのを併せて、関係団体と協議、連携しながら進めていきたいと思っています。

それと、せっかくの施設だからということでもあります。幕別町のPR コンテンツとして、やっぱり「パークゴルフのまち」「オリンピックのまち」、そして「ナウマン象、化石の発掘のまち」という大きな三つのコンテンツがあるのですけれども、それに次ぐアイヌ施設、幕別町といえばアイヌ施設というふうになるように取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○委員長（小田新紀） ほか、ございますでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） ないようですので、次に、336 ページから 345 ページ、区分 33 について質疑を受けたいです。

小島委員。

○委員（小島智恵） 339 ページの、屋外体育施設維持管理事業の中の細節 12 委託料の中の運動公園についてなのですけれども、さきの谷口委員の一般質問で、十勝スカイアースさんの主会場になったということに関わってなのですけれども、教育委員会の資料 105 ページを見ますと、陸上競技場の利用者数は載っているのですけれども、この中にサッカー場の利用者も入ってくると思うのですけれども、サッカー場の令和 6 年度の利用日数は把握していますでしょうか。そのうちスカイアースさんはどのぐらいの日数利用があったのか、もし把握していましたら教えていただきたいと思います。

それと、スカイアースさんは、以前から十勝管内の自治体のサッカー場で試合をしてきたというようにお聞きしているのですけれども、幕別が主会場になったということなのですけれども、それはほかの町のサッカー場も使いながらという押さえでいいのでしょうか。そして、主会場になったということがよく分からないのですけれども、経緯とか、いつ頃からそういうふうになったのか、把握していることがありましたらお聞きしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将） まず、陸上競技場の利用者の中のサッカーの利用の団体の内訳なのですが、令和 6 年度は芝の養生で使用を中止していますので、利用実績はありません。ただ、令和 5 年度で申し上げますと、サッカーの利用回数が 35 回ございます。5 団体が利用して、そのうちスカイアースが 19 回利用しているという実績であります。

それと、スカイアースの主会場というご質問ですけれども、こちらについては、今、ホームページ上では帯広の森運動公園とこちらというふうになっているのですが、主な経緯については詳しくは承知しておりません。

○委員長（小田新紀） 小島委員。

○委員（小島智恵） 令和 5 年度の話ではあるのですが、スカイアースさんは 19 回サッカー場を利用されたということでしたし、その主会場の件は、谷口委員がそういうふうにつえられたということでもよろしいのでしょうか。

○委員長（小田新紀） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将） 今、答弁書あるのですが、これ町長部局から答弁させていただいているもので、どこをホームにするかというのはチームの判断になってくるのだろうと。町としては、これから J1 に向かって昇格していくスカイアースをできるだけご支援していくということで、答弁させていただいているというふうに認識しております。

○委員長（小田新紀） 小島委員。

○委員（小島智恵） 結局のところ、チームの判断でいろんな十勝管内のサッカー場を利用されていると聞いたことだと思うのですよね。スカイアースさんは、幕別町内では約 19 回ということ。

それとこのスカイアースさん自体も社会人チームなのですね。J リーグとかそういったプロのチームではないといったこともあるかと思いますが、一般質問の中で経済効果があるとお答えしていたと思うのですけれども、そうなりますと、経済効果もある程度限定的になってくるのではないかと思うところもあるのですよね。その辺もう少し経済効果について考えていらっしゃることはありませんか、教えていただきたいと思います。

○委員長（小田新紀） 政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉） 経済効果の話ですけれども、具体的にはということは答弁させていただいたのですけれども、社会人のチームであるかプロのチームであるか、そういったことではなくて、私どもの会場で試合をしていただくことによって、選手ですとかファンですとか、そういった方がたくさん集っていただくと。それから、スカイアースのチームが声をかけていただいた物産ですとか、そういった物を来ていただいた方が買っていただくという効果もございますし、今後考えますと、例えば入場料ですとか、いろんなことが出てくると思うので、そういった意味で大きく捉えて経済効果があるというように答えてさせていただいたところです。

○委員長（小田新紀） 小島委員。

○委員（小島智恵） 経済効果については大きな捉えだったのですよね。施設の老朽化あるといったこともあったのですけれども、シャワー室の故障、得点板の劣化とかあったのですけれども、それもあるのですけれども、特に芝については一部剥がれがあるといったことで、それがプレーに支障を来すといった話もあったのですけれども、そういったものを根本的に解決するには、大規模な工事が必要になってくるといったこともお話あったと思うのですけれども、先ほどの利用日数、試合の日数であったり、経済

効果も本当に私はどこまで効果があるのか、限定的になってくるのではないかなと私は思うのですけれども、厳しい目で見れば、その費用対効果どうなのだろうとか、あと町の財源も限りがありますので、すぐには大規模な芝の改修とかできないとは思っています。町の財源に限らず、例えばクラウドファンディングとか、あとスカイアースさんご自身で資金を集めるとか、いろんな手法も考えられるとは思っています。特別、町の財源に頼らずに。それで、費用対効果だとか、特に芝ですね、工事に対する考え方、それについてお聞きしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将） 一般質問でもお答えしたのですけれども、たくさん町内には体育施設がございます。老朽化も進んでいる施設もたくさんあります。今は芝生の話でありますけれども、本当にJリーグのような公式の試合をあそこに誘致するとすると、本当に莫大な費用がかかるのかなというふうに思います。

実際、道内でもJリーグのキャンプ地として名乗りを上げている自治体の議事録を見ると、芝の張り替えだけでも、2億円以上かかるというような概算の試算が出ておりますので、幕別町にとって、それがクラウドファンディングですとか、ほかにも宝くじの助成もあるのですけれども、そこまでやるべきなのかどうなのか、今現状においても通常の試合はできる状態ですので、今後の利用状況ですとか維持管理、そういったことも踏まえて適正な管理をして、その中でもしそういったチームが幕別町で合宿をしてくれれば、なおいいなというふうな考え方でありますので、引き続き利用者の方に不便にならないような、快適に利用ができるような状態で維持管理はしていきたいというふうに考えています。

○委員長（小田新紀） そのほか、よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 質疑がないようですので、10款教育費につきましては、以上をもって終了いたします。

次に、11款公債費、12款職員費、13款予備費の審査を行います。

11款公債費、12款職員費、13款予備費について一括して説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 11款公債費についてご説明申し上げます。

決算書346ページをお開きください。

11款1項公債費、予算現額18億5,946万2,000円に対しまして、支出済額18億5,926万714円であります。

1目元金は、借り入れた起債の償還元金、2目利子は、借り入れた起債の償還利子であります。

348ページをお開きください。

12款職員費につきましてご説明申し上げます。

12款職員費、1項職員給与費、予算現額18億7,372万1,000円に対しまして、支出済額18億2,677万8,761円であります。

1目職員給与費は、特別職及び一般会計から支弁する職員237人の人件費等で、給料、職員手当、共済費などの経費であります。

3節職員手当等の細節11の時間外勤務手当につきましては、前年度に比較して72万9,022円の増、率にして0.9パーセントの増であります。

次のページをお開きください。

13款予備費、予算現額500万円ですが、執行はありませんでした。

以上で、11款公債費、12款職員費、13款予備費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

公債費から予備費まで一括して質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 質疑がないようですので、11款公債費、12款職員費、13款予備費につきましては、以上をもって終了いたします。

以上をもちまして、一般会計歳出1款議会費から13款予備費までの審査が終わりました。

引き続き、一般会計歳入の審査を行います。

1款町税から23款町債まで一括して説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 13 ページをお開きください。

歳入であります。

1 款町税、1 項町民税、調定額 14 億 5,829 万 3,860 円に対しまして、収入済額 14 億 2,391 万 7,221 円であります。

不納欠損額につきましては、18 件で 45 万 6,107 円、収入未済額は 3,392 万 532 円であります。

1 目個人であります。現年課税分の調定額は 12 億 5,009 万 1,270 円で、前年度と比較しますと 9,006 万 9,337 円の減となっております。

定額減税による減税などによるものであります。

2 目法人であります。現年課税分の調定額は 1 億 7,082 万 4,000 円で、前年度と比較して 276 万 9,100 円の増。

建設業の業績回復及び卸売・小売業・飲食店の増額によるものであります。

なお、町民税の現年課税分のみでの収納実績を申し上げますと、個人の収納率では 99.8 パーセントで、前年度比 0.33 ポイントの増、法人につきましては、収納率 99.79 パーセントで、前年度比 0.03 ポイントの増であります。

2 項固定資産税、調定額 13 億 128 万 5,538 円に対しまして、収入済額 12 億 8,372 万 1,310 円であります。

不納欠損額は 22 件で 204 万 6,100 円、収入未済額は 1,551 万 8,128 円あります。

1 目固定資産税は、現年課税分の調定額では 12 億 7,334 万 3,900 円で、前年度と比較して 88 万 3,800 円の増。

評価筆数の増によるものであります。

なお、現年課税分の収納率は 99.60 パーセントで前年度比 0.07 ポイントの減であります。

3 項軽自動車税、調定額 9,631 万 2,487 円に対しまして、収入済額 9,406 万 7,043 円あります。

不納欠損額は 13 件で 12 万 6,600 円、収入未済額は 211 万 8,844 円あります。

現年課税分の調定額では 8,905 万 3,000 円で、前年度と比較して 160 万 600 円の増。

登録台数の増によるものであります。なお、現年課税分の収納率は 98.79 パーセントで、前年度比 0.49 ポイントの減となっております。

4 項町たばこ税、調定額 1 億 8,950 万 7,451 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度と比較しますと調定額で 490 万 4,322 円の減。

販売総本数の減によるものであります。

5 項入湯税、調定額 1,156 万 1,950 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度と比較しますと、調定額で 104 万 9,220 円の増。

宿泊及び日帰り客数の増によるものであります。

次に、17 ページになります。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、調定額 6,710 万 5,000 円に対しまして、同額収入であります。

前年度対比で、金額で 110 万 6,000 円、率で 1.6 パーセントの減であります。

2 項自動車重量譲与税、調定額 2 億 536 万 3,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比では、27 万 7,000 円、0.1 パーセントの減であります。

3 項森林環境譲与税、調定額 4,278 万 8,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比では、1,047 万 6,000 円、32.4 パーセントの増であります。

19 ページになります。

3 款 1 項利子割交付金、調定額 155 万 8,000 円に対しまして、同額の収入であります。

前年度対比では、42 万 2,000 円、37.1 パーセントの増であります。

21 ページになります。

4 款 1 項配当割交付金、調定額 1,488 万 9,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比で、433 万 7,000 円、41.1 パーセントの増であります。

23 ページになります。

5 款 1 項株式等譲渡所得割交付金、調定額 2,302 万 7,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、1,084 万 1,000 円、89.0 パーセントの増であります。

25 ページになります。

6款1項法人事業税交付金、調定額4,416万円に対しまして、収入済額も同額であります。  
前年度対比、384万1,000円、9.5パーセントの増であります。  
27ページになります。

7款1項地方消費税交付金、調定額6億6,720万円に対しまして、収入済額も同額であります。  
前年度対比で、1,676万4,000円、2.6パーセントの増であります。  
29ページになります。

8款1項ゴルフ場利用税交付金、調定額1,774万8,668円に対しまして、収入済額も同額であります。  
前年度対比、85万8,732円、5.1パーセントの増であります。

なお、札内川河川敷ゴルフ場利用者数は、3万3,472人で、前年度と比較しまして397人の増、帯広国際ゴルフ場利用者数は、3万5,830人で、2,126人の増となったところであります。

31ページになります。

9款1項自動車税環境性能割交付金、調定額3,093万2,000円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比では、8万6,319円、0.3パーセントの減であります。

33ページになります。

10款1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額30万円に対しまして、収入額も同額であります。

前年度と同様の収入額であります。

35ページになります。

11款1項地方特例交付金、調定額1億4,322万9,000円に対しまして、収入済額も同額であります。  
前年度対比で、1億1,689万8,000円、444.0パーセントの増であります。

個人住民税の定額減税に係る減収補填による増であります。

2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、調定額197万5,000円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、1万1,000円、0.6パーセントの増であります。

37ページになります。

12款1項地方交付税、調定額64億8,491万6,000円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度との比較では、普通交付税では1億1,100万7,000円、1.9パーセントの増、特別交付税では5,733万2,000円、15.8パーセントの増となり、地方交付税全体では、1億6,833万9,000円、2.7パーセントの増となったところであります。

39ページになります。

13款1項交通安全対策特別交付金、調定額325万5,000円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比で、3万7,000円、1.1パーセントの減であります。

41ページになります。

14款分担金及び負担金、1項分担金、調定額8,170万3,306円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目農林業費分担金は、農業基盤整備事業等に係る受益者分担金などであります。

2項負担金、調定額4,436万7,786円に対しまして、収入済額4,233万2,167円、収入未済額203万5,619円であります。

施設型保育施設保育料などあります。

43ページになります。

15款使用料及び手数料、1項使用料、調定額2億2,442万1,283円に対しまして、収入済額2億1,466万6,527円、不納欠損額22万7,100円、収入未済額952万7,656円あります。

各種施設等の使用料及びへき地保育所や学童保育所保育料、入牧料、スキー場リフト使用料、町道の道路占用料、公営住宅使用料などあります。

45ページになります。

2項手数料、調定額8,061万7,440円に対しまして、収入済額も同額であります。

本項は、1目総務手数料の戸籍住民票や、諸証明に係る手数料、2目民生手数料の介護予防サービス計画等作成手数料、3目衛生手数料は、ごみ処理手数料、4目農林業手数料は、嘱託登記手数料、5目土木手数料は、48ページになりますが、建築確認関係の手数料などあります。

49ページをお開きください。

16 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額 10 億 6,648 万 3,205 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目民生費負担金は障害者自立支援給付費や児童手当、施設型給付費に係る国の負担金、2 目衛生費負担金は新型コロナウイルスワクチン接種に係る国の負担金などであります。

2 項国庫補助金、調定額 13 億 6,374 万 4,151 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費補助金は、細節 3 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や細節 5 デジタル田園都市国家構想交付金などあります。

2 目民生費補助金は、1 節社会福祉費補助金のうち細節 2 は、複雑で複合的な課題を持つ方をサポートする重層的支援体制整備事業に係る交付金、次のページになりますが、2 節児童福祉費補助金の細節 1 地域子ども・子育て支援事業補助金などあります。

3 目衛生費補助金は、細節 1 母子保健衛生費国庫補助金や細節 2 感染症予防事業費等国庫補助金などあります。

4 目土木費補助金は、各種道路事業や公営住宅などに係る社会資本整備総合交付金であります。

5 目教育費補助金は、2 節小学校費補助金及び 3 節中学校費補助金の特別支援教育就学奨励費に係る補助金、4 節社会教育費補助金のアイヌ政策推進交付金などあります。

3 項国庫委託金、調定額 680 万 1,244 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目の総務費委託金は、外国人の中長期在留者事務などに係るもの、2 目の民生費委託金は、基礎年金事務に係る委託金などあります。

53 ページになります。

17 款道支出金、1 項道負担金、調定額 6 億 6,119 万 2,585 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目民生費負担金は、障害者自立支援給付費や後期高齢者医療保険基盤安定費、児童手当、施設型給付費等に係る負担金、2 目農林業費負担金は、畑地かんがい用水管移設道負担金など、3 目土木費負担金は、地籍調査事業に係る負担金などあります。

2 項道補助金、調定額 10 億 1,856 万 6,670 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費補助金は、細節 3 の UIJ ターン新規就業支援事業に係る補助金など、2 目民生費補助金、1 節社会福祉費補助金は、56 ページになりますが、細節 4 の重度心身障害者医療費補助金や細節 10 の重層的支援体制整備事業補助金など、2 節児童福祉費補助金は、放課後児童対策等に係る地域子ども・子育て支援事業補助金などあります。

3 目衛生費補助金は、地球温暖化対策推進事業に係る住まいのゼロカーボン化推進事業道補助金や新エネルギー設計支援事業費道補助金など、4 目農林業費補助金は、1 節農業費補助金のうち、58 ページになりますが、細節 7 の中山間地域等直接支払事業や細節 10 の産地生産基盤パワーアップ事業、細節 11 の麦・大豆生産技術向上事業、細節 15 の持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金などあります。

3 節土地改良事業費補助金では、細節 3 の地域の活動組織が行う農地の保全活動に対する多面的機能支払交付金事業補助金、細節 6 の担い手への農地集積・集約化を図るための基盤整備に対する農業者の負担軽減対策である農業経営高度化支援事業補助金などあります。

4 節林業費補助金は、各種造林事業及び森づくり事業関係補助金などあります。

5 目商工費補助金は、消費者行政に関する補助金、次のページになります。

7 目教育費補助金は、アスリートと創るオリンピックの町創生事業に係る地域づくり総合交付金であります。

3 項道委託金、調定額 7,027 万 3,050 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費委託金は、2 節の徴税费委託金の道民税徴収事務や 3 節選挙費委託金の衆議院議員選挙に係る委託金などあります。

2 目衛生費委託金は、公害防止に係る権限委譲等に伴う委託金、3 目農林業費委託金は、3 節土地改良事業費委託金の道営土地改良事業に係る監督等補助に係る委託金、4 目商工費委託金は、権限委譲等に伴う各種委託金などあります。

次のページになります。

5 目土木費委託金は、1 節道路橋梁費委託金の細節 2 樋門管理業務に係る委託金など、6 目教育費委託金は、スクールソーシャルワーカーの配置に伴う委託金であります。

63 ページになります。

18 款財産収入、1 項財産運用収入調定額 1,772 万 601 円に対しまして、収入済額 1,693 万 3,041 円、収入未済額 78 万 7,560 円であります。

1 目財産貸付収入は、土地及び建物の貸付収入であり、収入未済額は、教員住宅の貸付けに係るものであります。

2 目利子及び配当金は、各種基金等の利子収入などであります。

2 項財産売払収入、調定額 3,647 万 6,976 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目不動産売払収入、1 節その他不動産売払収入は、除間伐材や皆伐材の売払収入であります。

2 節土地売払収入は、旭町や忠類日和等の土地の売払収入などであります。

2 目物品売払収入は、苗木などの売払いや北海道農業公社貸付牛の譲渡代、更新により不用となった公用車等の売払収入が主なものであります。

65 ページになります。

19 款 1 項寄付金、調定額 2 億 1,190 万 926 円に対しまして、同額収入であります。

2 目総務費寄付金で、細節 1 のふるさと寄付金の収入は、前年度対比 501 万 9,926 円、2.5 パーセントの増であります。

細節 2 企業版ふるさと寄付金は、令和 4 年度からスタートしており、6 年度は 10 社から 769 万円の寄附をいただいたものであります。

67 ページになります。

20 款繰入金、1 項基金繰入金、調定額 8 億 472 万 4,706 円に対しまして、同額収入であります。

1 目の財政調整基金繰入金は、一般財源の調整分として、2 目の減債基金繰入金は、当該年度の公債費に、3 目のまちづくり基金繰入金は、マイホーム応援事業補助金や子ども医療費助成、ふるさと土づくり支援事業などに、4 目の森林環境譲与税基金繰入金は、森林組合に対する補助金などに、5 目の新型コロナウイルス感染症関連無利子融資円滑化基金繰入金は、令和 2 年度に借り入れた新型コロナウイルス感染症関連融資に係る利子補給に充当したものであります。

2 項特別会計繰入金、調定額 508 万 796 円に対しまして、同額収入であります。

重層的支援体制整備事業の実施に際して、介護保険特別会計から、65 歳以上の被保険者保険料の 23 パーセントを繰り入れしたものであります。

69 ページになります。

21 款 1 項繰越金、調定額 2 億 4,116 万 8,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度からの繰越金であります。

71 ページになります。

22 款諸収入、1 項延滞金・加算金及び過料、調定額 80 万 6,757 円に対しまして、収入済額も同額であります。

2 項町預金利子、調定額 61 万 1,826 円に対しまして収入済額も同額であります。

3 項貸付金元利収入、調定額 4 億 1,470 万 3,153 円に対しまして、収入済額 4 億 1,431 万 9,546 円、収入未済額 38 万 3,607 円であります。

各種貸付金の返済による収入であります。

73 ページになります。

4 項受託事業収入、調定額 1,747 万 5,312 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費受託事業収入は、統計調査員確保対策に係る受託事業、3 目衛生費受託事業収入は、後期高齢者医療広域連合からの受託事業、4 目教育費受託事業収入は、中札内高等養護学校幕別分校での学校給食の配食に係る受託事業の収入であります。

5 項雑入、調定額 6 億 3,396 万 7,544 円に対しまして、収入済額 5 億 8,731 万 8,750 円、収入未済額は 4,664 万 8,794 円であります。

4 目雑入は、1 節住民健診等負担金から、79 ページまで飛びますが、79 ページの 6 節国民健康保険特別会計負担金までの他の科目に属さない収入であります。

81 ページをお開きください。

23 款 1 項町債、調定額 11 億 9,124 万円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務債から 83 ページの 8 目教育債は、各種事業に充当するための地方債の借入れであります。

85 ページをお開きください。

9 目臨時財政対策債は、普通交付税の振替分であり、この起債の元利償還金につきましては、後年次に全額交付税措置されることとなっております。

87 ページをお開きください。

令和6年度の収入未済額及び収納率の一覧表を掲載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 決算書の43ページからに関わりまして、使用料のことについてお尋ねをいたします。資料は決算資料のほう、成果ではなく資料のほうの32ページ。

令和4年に公共施設の改定が打ち出されまして、令和6年4月から実質的には有料化に改定されました。この改定されましたときに、改定されることによって、利用者の負担が増えるということで、使用に影響が出ないかどうか心配をいたしました。今回の決算を見て幾つかお尋ねして、その点での説明を図っていきたいというふうに思います。

出していただきました資料は、全部で25施設の令和4年、令和5年、令和6年の利用者数と利用料金が書かれております。この中で明らかに利用が、この3年間の中で令和4年を起点として2年間、利用が減ったという施設が老人関係の施設とスポーツ施設が多いことが分かりました。

老人関係では老人健康増進センターあるいは老人福祉センター、またスポーツでは札内川河川敷のところですね、緑地対策施設であるとか、町民プール、その他の体育施設などは大幅に減っております。

ここで、料金改定とこの利用料についての関係についてどのように分析をされて押さえていらっしゃるでしょうか、1点目の質問です。

2点目の質問は、この資料の下段に7行にわたって内訳、詳細が書かれている中の一番下の米印のところに、幕別町百年記念ホール、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンターのうち現金分については指定管理者による利用料収入ということになっております。この三つの施設に支払われた使用料については、指定管理者のほうの収入になっていくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

以上、2点です。

○委員長（小田新紀） 政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉） 私から1点目の令和4年から令和6年にかけて使用料等の見直しに係って利用者が減ったことについての要因といいますか、考え方ですけれども、かねてからこの見直しの基本方針を策定する段階から、その協議の中でいろいろお話はさせていますけれども、あくまでもやはり受益者負担の原則の徹底ということを考えておまして、施設を使用する方と使用しない方との負担の公平性、公正性を確保する観点というところから、この料金設定、使用料の設定等しておりますので、ある程度そういったところで負担が増えて、因果関係というのははっきりここで申し上げるようなことはないかと思っておりますけれども、そこを徹底した結果ということでこちらとしては押さえているところで

○委員長（小田新紀） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将） 指定管理者の利用収入については、指定管理者の収入になるというものであります。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 1点目なのですがすけれども、受益者負担の原則ということがこの改定の一番最初の説明のときに示されていたことは承知しております。もう一つは、町民にとって公共施設というのは、いつでも必要とする人がその施設の使用目的に沿って自由に伸び伸びと利用ができるということが、つまり町民の皆さんにとっては、この施設を生かすことによって日常生活のさまざまな面で文化的な面も含めて向上が図れるという、大変大きな役割を果たしているのだというふうに思うのです。

そのことが受益者負担の原則と照らし合わせながら、その料金が変わることによって、分析はされていないということですが、利用が例えば減ったという、私はそういう見方もできているのですけれども、そういうことであれば、せっかくの公共施設の生かし方という点ではやはり寂しいものがあるというふうに思います。

改定されて、令和4年、令和5年、6年ということですから、まだこの傾向というのは、これだけでは判断はできないかなとは思いますが、やはりその辺の料金と使用者との関係、使用の人数などの関係は、やはり分析していく必要があるのではないかと思います、どうでしょうか。

それと、この指定管理者に収入が入っていくということなのですね。この三つの施設の使用料、令和6年のを合計いたしますと975万6,813円になりました。

これは、この一覧表の総額の 55 パーセントになりますか、半分近くになるのですね。これは指定管理者の今回決算におきまして、指定管理者施設管理評価シートというのが出されておきまして、そこに予算、決算ということで提起されております、令和 6 年度。例えば百年記念ホール、ごめんなさい、指定管理者ですから百年記念ホールでいいのですね。指定団体は町民劇場です。このところのどこにこれが入っていくのでしょうか。百年記念ホールで言いますと、689 万 2,000 円が令和 6 年の収入になっております。決算を見ますと、区分が大変大きくて、料金収入等というところがあるのですけれども、ここに入っていくのでしょうか。もう一つ、まずそこをお答え願います。

○委員長（小田新紀） 政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉） 基本方針の中では確かに公共性の高い公共施設、その中でも例えば地域のコミュニティ活動に要するものですとか、そういったものは使用料をいただかないというようなことで整理しているところもありますし、また必要な団体等については必要な減免等を設けているところもございまして。あと、必要性ですとか、施設を分類分けしながらより使われるものは、例えば受益者負担が 50 パーセントで公も 50 パーセント負担するですとか、そういったような考え方を整理していますので、今のところ基本方針を定めて、軽減措置がなくなったばかりですので、今後の推移も見えていかなければいけないと思いますけれども、今のところその因果関係というかは分析とかはしていないというような段階でございまして。

○委員長（小田新紀） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将） 指定管理収入の区分なのですけれども、現金の収入はその収入、料金収入等の区分に入ります。利用券の収入についてはリスク分担で清算しますので、その上の表のリスク分担の中で収入をしていると、町からは支出しているという形になります。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ぜひね、これからの動向を見て、あり方について十分分析検討をしていただきたい。結局減った施設というのは、老人健康増進センター、ここが 2,168 人から 1,600 人に、令和 4 年と比較してですね。それから、老人福祉センターは 3 万 6,160 人から 2 万 8,774 人。あるいはここ、これはちょっと大きくなってびっくりしたのですけれども、札内川の河川緑地、これ子どもさんたちがスポーツをする機会が多いところだとは思いますが、ここなどは令和 4 年、3 万人が利用されていたのですね。（ゴルフ場の声あり）

○委員（中橋友子） そうですか、失礼いたしました、ゴルフ場だそうです。ごめんなさい。分かりました。

あと、町民プールですね、これも 2 万 4,000 人から 1 万 7,000 人に減っている。農業者トレーニングセンター等などは現状維持であります。スポセンは 1 万人、1 万 5,000 人ほど下がっています。こういう数字が出ておりますので、どちらかという老人関係、そしてスポーツ関係が利用が減ってきているというふうに、ここでは見られます。

運動公園の、先ほど来、議論になっているところは陸上競技場など 6,800 人のところが 5,200 人になっているという数字が出されております。こういうことがありますので、やはり戻ります。ぜひ推移を見て、あり方ということにも思いをはせていただきたい、このように思います。

それと指定管理者のところにこの使用料について、現金分についてそこその収入になっていく。でも、これ現金のほうが圧倒的に多いのですよね。例えば百年記念ホールであれば、現金で 689 万 863 円で、利用券では 1,800 円。また、スポーツセンターであれば、これは利用券も結構多いのですが、現金 267 万円、利用券 230 万円。この利用券のほうはリスク分担になっていくのですね。そうすると、この現金というのは、そっくりその指定管理者の収入が増えていくという考えでよろしいのでしょうか。

つまり、それぞれ例えば百年記念ホールであれば、令和 2 年から令和 9 年までの 7 年間の指定管理の契約になっております。途中でこういう改定になったときに、改めてその予定していなかった収入が増えていくということになっていると思うのです。そういうものの考え方として、このまま令和 9 年まで過ぎていくのか、あるいはそれは契約ですからね、難しいのだろうなどは思うのですが、特別な収入が 600 万円、700 万円と入ってきたものを、町が改定して入ってきたのだと、それはそのまま団体さんでいいのですよということでもいいものなのかどうか、疑問にも思ったものですからお答えいただきたいと思います。

○委員長（小田新紀） 教育部長。

○教育部長（石田晋一） なかなかちょっと分かりづらい部分もあるのですけれども、指定管理におきましてはもともと施設を運営するためにかかる歳出から歳入部分、使用料だとか見込まれる部分を差し引

いた金額を指定管理料として団体にお支払いして、施設を運営していただいているのですね。

今回のこの令和4年10月から使用料が変わったことによって、もともとの考え方より収入が入ってくるということになりますよね。そうすると、受託している事業者のほうの努力で収入が増えたわけではなくて、町の政策的に使用料の考え方を見直したことによって金額が増えるので、それは当初、年度協定、協定書を結んで5年なり7年の間の協定書を結ぶのですけれども、各年度ごとに支払う金額を決めるための年度協定というのを結ぶのですね。その中で考え方を明記して、例えば今まで200万円しか入ってこなかったのが300万円入ってきたよと。100万円分のうち何割かは使用料を改定したことによって入ってきた部分ではないかということ、受託業者のほうと確認しながら、リスク分担において、そこは精算していると。基本的には、全部収入は現金であっても券であっても団体のほうに行く考えなのですけれども、この使用料という考え方を変えたことによって、その部分だけは取り決めを事業主と協定で交わしまして、何割は影響している部分、企業の努力もあるのでしょうか、改正したことによって入ってくる金額とは考え方分けて、リスク分担によって収入しているような状態なのですよ。町にですね。町でいただく部分と、そのまま事業主さんのほうで収入する部分と、考え方を明記して対応しているような状態なのですよ。分かりづらいですね。

基本的には、使用料は全部指定管理者の方が歳入する部分であって、ただ、予定より多く入ってくる、考え方を変えたことによって入ってくる部分のうち何割かは、町が変えたことによって入ってくるので町に戻してください、町の部分ですよというの、7割3割ぐらいでしたか、ごめんなさい、ちょっと今手元に協定書ないのですけれども、そこをちゃんと話した上で決めて、そういったことを年度協定書の中に明記して対応しているところです。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 大分分かりました。要するに予定していたよりも多く、今の情勢であれば電気代だとかかかりましたよね。それはリスク分担として指定管理の相手方だけに負担をしてもらうのではなくて、町も分担しますよと。これ何ていうか平等なルールですよ。

私はやはり入ったときはまた同じことが言えるのではないかと思ったのです。だから、3割ぐらい入ってこられているようですから、それはその根拠は何なのかなと思うのですが、同じように入るのは、やはり言われるように、その施設の努力によってたくさん使用料が入ってきたということであれば、これはまた考え方あるのですけれども、今回のように幕別町が料金改定したことによって増えたということになれば、これは現金であろうが、あるいはそこ現金とそれから利用券とどうして分けたのかなというのちょっとよく分からないのですけれども、要するに改定によって入ってきた収入というものは、全て相手方と幕別町ときちっと協議をして、そして正当なルールの下に配分するというのが原則で、お答え、近いなとは思ったのですけれども、そうあるべきだと思うのですが、どうですか。

○委員長（小田新紀） 教育部長。

○教育部長（石田晋一） おっしゃるとおりでありまして、考え方に基づいて新たに増えた収入の部分を、指定管理受けている団体さんと町のほうですみ分けさせて収入したということなのです。

なぜ現金がそのまま指定管理団体に入っているかということ、券で買ったときというのは、券のお金は施設で買ったとしても券売機の中にお金が入るのですね。そのお金は町が一度、町の会計に収入にしますので、実際券は手元にあるのですけれども、全然お金は団体のほうには入らないのですね。それを利用券を手元に、その考え方に基づいてリスク分担で、券の部分だけ、町でもらう部分と、あとは事業主さんのほうで収入する部分と分けて対応しているのですよね。現金だとその場ですぐ会社のほうに、会社というか指定管理団体法で収入できるのですけれども、券は後から精算という考えなのです。

それで持ち分を考え方に基づいて、指定管理で収入する部分と町で収入する部分をちゃんと確認した上で、それぞれで収入をしている状態です。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 大分分かりました。確かに券の部分も行く行くは現金になっていきますよね、それはもちろんね、券で買われたとしても。したがって、要するにその使用料収入額というものが、決算として現金も利用券も含めて合算されまして、1本の数字になって出てきているわけですから、私たちから見れば、これがその一つ一つの収入の合計だと、使用料の合計だと、そういうふうに見ます。したがって、その合計の収入に対して案分するといいますかね、そういうルールがきちっと示されていけば、それはそれでいいのだと思うのです。

ここの説明欄の中には、指定管理者に入っていくというような、指定管理者による利用料収入というふうになっているものから、こうであればうまくないなというふうに思ったのです。ぜひ今後に向

けて、考え方は分かりましたので、それに沿った説明といたしますか、表示を行っていただければと思います。

以上です。

○委員長（小田新紀） そのほか、よろしいでしょうか。

藤原委員。

○委員（藤原 孟） 66 ページ、備考 1 番、ふるさと寄付金。

寄付金は、過去 3 年の実績で令和 4 年約 2 億 6,000 万円、令和 5 年 1 億 9,900 万円、令和 6 年 2 億 400 万円と、令和 6 年、一時下がりましたが、令和 6 年は担当職員が返礼品の魅力を高めるために努力を重ね、減収を止められたとっております。寄付金の増額のため、町職員や議員は足を引っ張る立場では少しでもありません。寄付金を増やす協力は惜しまないと思っております。支障となる案件一つでもあれば、その支障案件をなくする立場だと思っております。寄付金を減らすことがないようにするため、品物や製品、製造過程やその他のことで支障、不安点があれば、その品物は寄付金収入を増やすためには返礼品から外すべきではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（小田新紀） 経済部長。

○経済部長（高橋修二） ただ今のご質問の関係でございますけれども、返礼品については、担当課のほうで事業者さんと相談をしながら登録商品として掲載をさせていただいているところです。もし例えば原因に何かつながるような部分になれば、そこは対応していかなければならないのかなというふうには考えております。

○委員長（小田新紀） ほか、よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 質疑がないようですので、一般会計歳入につきましては、以上をもって終了いたします。

次に、一般会計の歳入歳出に関わります総括質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 質疑がないようですので、総括質疑につきましては、以上をもって終了いたします。

これで一般会計の審査を終了いたします。

審査の途中ですが、この際 14 時 35 分まで休憩をいたします。

14 : 25 休憩

14 : 35 再開

○委員長（小田新紀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、特別会計決算の審査を行います。

審査の方法につきましては、歳入歳出、一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

それでは、認定第 2 号、令和 6 年度幕別町国民健康保険特別会計決算の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 令和 6 年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、ご説明申し上げます。

決算書は 3 ページからになります。

初めに、歳入の総括からご説明します。

1 款国民健康保険税から 6 款諸収入までの歳入合計については、表の最下段に記載のとおり、調定額 28 億 8,965 万 3,396 円、収入済額 28 億 1,710 万 437 円、不納欠損額 100 万 5,137 円、収入未済額 7,154 万 7,822 円であります。

5 ページをご覧ください。

歳出の総括です。

1 款総務費から 6 款諸支出金までの歳出合計については、表、最下段のとおり、予算現額 29 億 4,464 万 7,000 円に対して、支出済額 28 億 697 万 6,438 円であります。

次に、6 ページの右下の欄外をご覧ください。

令和 6 年度決算における歳入歳出差引残額は 1,012 万 3,999 円であります。

このうち800万円を地方自治法の規定に基づきまして、国民健康保険基金に繰入れし、差し引いた残りの212万3,999円を翌年度へ繰越したものであります。

次に、歳入歳出事項別明細について、ご説明します。

21ページまでお進みください。

初めに、歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額7,864万9,000円に対して、支出済額7,466万5,205円であります。

1目一般管理費、担当職員9人分と保健師1人分の人件費及び事務的経費など、国保事務に要した経費であります。

23ページになります。

2目連合会負担金、医療費の審査支払事務を委託している北海道国保連合会に対する負担金であります。

2項徴税費、予算現額772万3,000円に対して、支出済額705万1,037円であります。

1目賦課徴収費、国保税の賦課及び徴収の事務に要した経費であり、徴収員と事務補助員それぞれ1人分の人件費のほか、次ページになりますが、11節役務費は、口座振替手数料やコンビニ収納手数料などであります。

3項1目運営協議会費、予算現額33万1,000円に対して、支出済額18万5,890円で、幕別町国民健康保険運営協議会の運営に要した経費であり、委員報酬や費用弁償などあります。

27ページになります。

2款1項保険給付費、予算現額18億5,417万2,000円に対して、支出済額17億2,547万7,782円あります。

1目療養諸費、一般被保険者の医療機関受診に対する診療報酬費用や療養費等あります。

2目高額療養費、高額療養費の支給に要した経費であります。

3目移送費については、支出はございません。

4目出産育児諸費、23件分の出産育児一時金の支給に要した経費であります。

5目葬祭諸費、39件分の葬祭費支給に要した経費であります。

29ページになります。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、予算現額6億7,208万9,000円に対して、支出済額6億7,183万円あります。

1目医療給付費分は、一般被保険者の医療給付費分に係る北海道への納付金であります。

2項1目後期高齢者支援金等分、予算現額2億261万9,000円に対して、支出済額は同額であります。一般被保険者の後期高齢者支援金等分に係る北海道への納付金であります。

3項1目介護納付金分、予算現額8,101万1,000円に対して、支出済額は同額でございます。介護納付金分に係る北海道への納付金であります。

31ページになります。

4款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、予算現額3,396万6,000円に対して、支出済額3,089万1,788円あります。

12節委託料、細節5及び細節6は特定健康診査・特定保健指導の委託に要した経費、細節7国保ヘルスアップ事業委託料は、特定健診未受診者勧奨事業や生活習慣病重症化予防事業、服薬管理事業の委託に要した経費であります。

33ページになります。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費、予算現額484万6,000円に対して、支出済額454万7,004円あります。被保険者の健康の保持、増進を図るために要した経費であります。

35ページになります。

5款1項基金積立金、予算現額18万8,000円に対して、支出済額18万7,847円で、国民健康保険基金への積立金であります。

37ページになります。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、予算現額905万3,000円に対して、支出済額850万9,885円あります。

1目一般被保険者保険税還付金、61件分の還付金であります。

3目償還金、前年度の負担金の確定に伴う国及び北海道への精算還付金であります。

4目一般被保険者還付加算金、4件分の還付加算金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明でございます。

7ページにお戻りください。

1款、1項国民健康保険税、調定額7億478万2,533円に対して、収入済額は6億3,462万8,113円、不納欠損額は29件で100万5,137円、収入未済額は6,914万9,283円であります。なお、収入済額には過誤納金還付未済額8万5,551円が含まれておりますので、実質の収入未済額は6,923万4,834円であります。

1目一般被保険者国民健康保険税、現年課税分のみ の 収 納 実 績 を 申 し 上 げ ま す と、過誤納金還付未済額を除き、1節の医療給付費分については97.07パーセント、前年度比較1.04ポイントの減、3節の後期高齢者支援金分については97.2パーセント、前年度比較0.96ポイントの減、5節の介護納付金分については96.28パーセント、前年度比較1.82ポイントの減であります。

これら現年課税分の合計の収納率については97.03パーセント、前年度比較1.09ポイントの減であります。

2目退職被保険者等国民健康保険税、現年度分の対象はおりませんでした。

9ページになります。

2款道支出金、1項道補助金、調定額及び収入済額ともに18億1,468万6,921円であります。

1目保険給付費等交付金は、保険給付費等に係る北海道からの交付金で、1節普通交付金は、療養の給付に要した費用に相当するもの、2節特別交付金は、市町村の財政状況、その他の事情に応じ交付されたものであります。

11ページになります。

3款財産収入、1項財産運用収入、調定額及び収入済額ともに18万7,847円で、国民健康保険基金の利子であります。

13ページになります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、調定額及び収入済額ともに2億5,382万4,340円であります。

1目一般会計繰入金、1節から7節まで、それぞれ一般会計から繰入れしたもので、1節は低所得者等に適用されている国保税の軽減措置相当分、2節は保険者に対する国等の支援分、3節は未就学児に係る国民健康保険税基礎分と後期高齢者支援金分の均等割額の減額措置分、4節は国保事務に係る担当職員の人件費等相当分、5節は出産した被保険者の産前産後の期間に係る国保税の所得割保険税と均等割保険税の軽減措置分、6節は出産育児一時金の給付に係る町の負担分、7節は保険者の責めに帰することのできない事情による国保財政の負担増に対する支援分であります。

2項基金繰入金、国民健康保険基金からの繰入金であります。

15ページになります。

5款1項繰越金、調定額及び収入済額ともに653万3,367円で、前年度からの繰越金であります。

17ページになります。

6款諸収入、1項延滞金及び過料、調定額及び収入済額ともに82万2,928円であります。

1目一般被保険者延滞金、一般被保険者78件分の延滞金であります。

4項雑入、調定額338万460円に対して、収入済額98万1,921円、収入未済額は、239万8,539円であります。

2目一般被保険者第三者納付金、交通事故によって生じた保険給付について、加害者の加入する保険会社から損害賠償金として納入されたもの2件分であります。

19ページになります。

6目保険医療機関返還金、医療機関の不当または不正請求による返還金で、1件分であります。

以上で、国民健康保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） ページ数では、22ページになろうかと思えます。行政資料の2ページです。

健康保険の保険証がマイナンバーカードと一緒になるということで、その事業が進められてきました。令和6年度の実績を伺いましたところ、行政資料の2に示していただきました。ここでは、被保険者数が5,286人に対して健康保険証利用登録者数は3,643人、7割弱の登録の率となったと示されてお

ります。

登録されていない方、つまりマイナンバーカードの保険証を持たない方に対しては、国民健康保険資格確認書が発行されてきて、それぞれ届けられております。その数は341枚ということですが、この①と②の数字を見る限り、まだマイナンバーカードの使用はしていないのだけれども、しかし確認証も手にしていないのではないかと思われる数字が1,643人、間違っていたらご指摘ください、というふうにお見受けするのですが、どうでしょうか。

さらに、このマイナンバーカードを活用する側の医療機関、これが8月の時点でまだ31パーセントと聞いております。つまり実際の利用がまだまだ進んでいない状況にある。そこには、医療機関側の体制もあるでしょうし、また利用者側のさまざまなトラブルというのが生じていると聞いております。そういった住民の皆さんからの声とか実態はつかんでいらっしゃいますでしょうか。そこをまずお尋ねいたします。

○委員長（小田新紀） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） それでは、初めに行政資料の補足説明のほうをさせていただきます。

初めに、前提となります基準日のほうを確認させていただきますが、行政資料については令和6年度各会計決算審査の参考とするためとして資料請求がございましたので、基準日につきましては令和6年度末となる令和7年3月末日現在となっております。

それでは、行政資料の補足説明になりますが、①の国民健康保険被保険者証としての利用登録数ですが、こちらはいわゆるマイナ保険証としての利用登録数になりますが、被保険者数5,286人に対しての利用登録者数は3,643人となっております。登録率は68.92パーセントでございます。

次に、②の国民健康保険資格確認書発行数でございますが、こちらは紙の健康保険証が廃止された令和6年、昨年12月2日以降、基準時点でございます令和7年3月末までの間に転入や社会保険離脱に伴い、新たに幕別町の国民健康保険に加入された方に交付した枚数となります。

中橋委員からご指摘のありました被保険者数と健康保険証利用登録者数を差し引いた1,643人が、資格確認書の交付対象者となるべきではないということについてでございますが、この時点では、毎年8月1日の国民健康保険資格の一斉更新、今までで言う保険証の一斉更新がされておりませんので、被保険者数であります5,286人から健康保険証利用登録者数3,643人を差し引き、さらに②の国民健康保険資格確認書発行数341人を差し引きました1,302人の方々につきましては、この時点では従来の紙の保険証が手元にごございましたので、令和7年7月31日までの有効期限までは、従来の紙の保険証を使用して保険診療を受けていたということになります。これが差異分の内容となっております。なお、参考ではございますが、本年8月の国民健康保険資格の一斉更新では、全体で1,662人の方々に資格確認書を交付してございます。

それから、マイナ保険証での医療機関でのトラブルでございます。こちら、取りあえずまず全国的な傾向といたしまして、全国保険医団体連合会で実施しましたマイナトラブル調査によりますと、医療機関の9割でトラブルが発生しているというふうな結果が出てございまして、トラブルの内容といたしましては、これは医療機関側になるのですけれども、オンライン資格確認をする際に、氏名の表示が漢字表記なのですけれども、例えば特殊な字を使って外字登録しているようなものが、うまく反映されなくて黒丸で表記されているですとか、あと機械のトラブルですね、カードリーダーの接続不良、認証エラー、それから資格情報の反映までにタイムラグがあって、資格情報が無効になっているといったようなトラブルが発生してございます。

本町では、機械トラブルですとか、あと資格情報反映までのタイムラグなどで、実際にちょっと統計を取っておりませんが、担当者に聞き込みをしたところ、これまでに二、三件程度の間合せがあったというふう聞いてございます。

以上です。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。

まず1点目ですが、これは、今の時点で国民健康保険については、全員がマイナンバーカードを所有しているか、あるいは国民健康保険資格確認書を所有しているというふう確認してよろしいですね。

それから2点目のトラブルは、全国的な事例でお示しをいただきました。町では二、三件ということですが、現実使用されているのが半分未満だと、3割を超えたところだという実態から見れば、まだまだ完全な普及については難しいものがあるのかなというふうに思います。

国民健康保険事業では、この①と②の対応のほか、現在使っている、つまりこれまでの健康保険証

をそのまま来年の3月31日まで使うことが有効ですよと、認めますよということが示されていると思います。住民にとって一番安心なのは、利便性を求めてマイナカードに移行される方は、それはそれでいいのですが、多くの方は今までの健康保険証の活用が安心できるという情報を私たちは受けております。

したがって、来年の3月ということ、やがて半年後に来てしまうわけですから、本来的にはこの事業の利便性もありますから進めながらも、同時にこれまでの健康保険証が移行されることが一番いいのではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（小田新紀） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） これまでの紙の保険証の存続を求めていくということでしょうか。

まず、マイナ保険証なのですけれども、こちらにつきましては、医療保険や薬局が患者の直近の資格情報や過去の処方、薬剤情報、あと特定健診情報等をオンラインで取得することによりまして、総合的な診断ですとか、あと重複する投薬を回避するなど、適正な医療の提供を進めるために必要とされております。

マイナ保険証を保有していない方や、マイナンバーカードを保有していても健康保険証の利用登録をしていない方に対しましては、紙の保険証に代わるものといまして資格確認書のほうを保険者において職権で交付しておりますことから、町といたしましては、こちら一般質問でも同じような答弁になっていたかと思いますが、紙の保険証の存続について、国のほうに求める考えはございません。

以上です。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今回の保険証で担当課の皆さんにもお伝えさせていただいているのですが、今、ちょうど移行の時期ということもありまして、さまざまな漏れがないようにということも含めての対策が取られてきました。実は、その対策の手法が9種類もあるということをお伝えさせていただいたのですが、今ここで私が申し上げましたのは、マイナンバーカードと従来の保険証とそれから資格確認書ということをお話をいたしました。

でも、実際伝えられているのは、そのほかにもマイナンバーカードも1種類だけではなくて、小さなお子さんなどについては、顔写真なしのマイナンバーカードになっておりますし、また高齢の方など認証番号が分からなくなってしまうというのを防いで、認証番号なしのマイナンバーカードも出されております。その上、顔写真があるのかないのかであるとか、それからトラブルがあったときにマイナ保険証をスマホなどで使っていたときに、トラブルが起きたときに対応できる資格確認書とは別の確認書も出されている云々ということで、全体で9種類にもなっています。本当に難しい、これだけでも混乱が生じる状況であるなというふうに思います。

これまでのマイナンバーカードを利用する人はマイナカードだけ、あるいは健康保険証が出されていたら、こういった不便さ、複雑さというのは一遍に解消できるのではないのでしょうか。何度も考え方を伺っておりますから、難しいということではありますが、しかしこれから出てくる後期高齢者医療保険のほうでは、全員に健康保険証を送られておりますし、それからそういった自治体もございます。今後、事業を見据えながら、町民の利用状況なども見据えながら、そういったことも活用することを、活用するというかそういう対応もあるのだということを念頭に置いていただいて、必要が生じたときに、ぜひ実施していただきたい、このように思いますが、どうですか。

○委員長（小田新紀） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 国民健康保険のマイナ保険証ですけれども、マイナ保険証にひもづけていない方に資格確認書をお送りしておりますが、ひもづけている方にも資格情報のお知らせというものを送りしております。ですので、マイナ保険証をひもづけている方は、資格情報のお知らせと一緒に持って歩くと、情報が、ですので、使い方としてはそんなに難しくないのかなとは思っております。

あと、制度ですね。今後、使い勝手が悪いだとかいろいろ問題が出てくるのかもしれないけれども、国の指導に沿って対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） なかなか、住民の方に関して、マイナンバーカードを持たない、保険証に切り替えていないと一緒にすけれども、この事業がやっぱり本当に拙速に進んできてしまったというか、便利さも含めてですけれども、自分たちが活用するというに物すごくいためらいがあると。それは、情報が漏れてしまうのではないかと、あるいは紛失したときにどうするのだとか、いろいろです。そういう

中でスタートしていったのですね。

したがって、こういう状況が今生まれていると、医療機関側もなかなかスムーズにいかなくて3割で終わるということでもありますから、国の指導どおりということでありましたが、その上に自治体独自の判断で、住民の困難を解消するところも生まれていることをぜひ押さえていただいで、今後に向けていただきたい。

以上で、終わります。

○委員長（小田新紀） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） ないようですので、国民健康保険特別会計決算につきましては、以上をもって終了いたします。

次に、認定第3号、令和6年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 令和6年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、ご説明申し上げます。

決算書は40ページをご覧ください。

初めに、歳入の総括からご説明します。

1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入までの歳入合計については、表の最下段に記載のとおり、調定額5億2,241万3,670円、収入済額5億1,949万6,320円、不納欠損額6万7,700円、収入未済額284万9,650円であります。

42ページをご覧ください。

歳出の総括です。

1款総務費から3款諸支出金までの歳出合計については、予算現額5億2,172万5,000円に対して、支出済額5億1,701万1,606円であります。

次に、43ページの右下の欄外をご覧ください。

令和6年度決算における歳入歳出差引残額は248万4,714円であります。

次に、歳入歳出事項別明細についてご説明いたします。

54ページまでお進みください。

初めに、歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額1,066万円に対して、支出済額781万5,342円あります。

1目一般管理費、担当職員1人分の人件費及び事務経費など後期高齢者医療事務に要した経費であります。

2項徴収費、予算現額106万7,000円に対して、支出済額93万6,081円あります。後期高齢者医療に係る保険料の徴収事務に要した経費であります。

58ページまでお進みください。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額5億894万8,000円に対して、支出済額5億811万7,483円あります。

被保険者から徴収した保険料と保険料軽減に係る一般会計からの繰入金を合わせた保険料納付金分と、事務費負担金分を後期高齢者医療広域連合へ納めたものであります。

60ページになります。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、予算現額105万円に対して、支出済額14万2,700円あります。12件分の保険料還付金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入でございます。

44ページにお戻りください。

1款1項後期高齢者医療保険料、調定額3億8,719万6,801円に対して、収入済額は3億8,427万9,451円、不納欠損額は12件で6万7,700円、収入未済額は284万9,650円あります。

なお、収入済額には過誤納金還付未済額6万9,300円が含まれておりますので、実質の収入未済額は291万8,950円あります。

現年度分のみの収納実績を申し上げますと、過誤納金還付未済額を除き99.8パーセントで、前年度と比較しますと0.05ポイントの増であります。

なお、広域連合全体の現年度分の収納率は99.51パーセントで、前年度と比較しますと0.09ポイン

トの減であります。

48 ページまでお進みください。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額及び収入済額ともに 1 億 3,245 万 6,732 円であります。

1 目一般会計繰入金、1 節事務費等繰入金は、広域連合の事務に係る負担分と本町の事務に要した人件費などの経費を繰り入れたものであります。

2 節保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料軽減措置相当額を繰り入れたものであります。

50 ページになります。

4 款 1 項繰越金、調定額及び収入済額ともに 175 万 4,348 円で、前年度からの繰越金であります。

52 ページになります。

5 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、調定額及び収入済額ともにゼロ円であります。

2 項償還金及び還付加算金、調定額及び収入済額ともに 14 万 2,700 円であります。過年度の保険料に係る還付金 12 件分であり、広域連合から収入され、対象者に還付したものであります。

5 項雑入、調定額及び収入済額ともに 86 万 3,089 円で、マイナ保険証の推進及び保険料改定に伴う広報活動に係る広域連合からの特別調整交付金であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 質疑がないようですので、後期高齢者医療特別会計決算につきましては、以上をもって終了いたします。

次に、認定第 4 号、令和 6 年度幕別町介護保険特別会計決算の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 令和 6 年度幕別町介護保険特別会計決算について、ご説明申し上げます。

63 ページをご覧ください。

初めに、歳入総括であります。

1 款保険料から 10 款諸収入までの歳入合計は、調定額 29 億 9,864 万 2,734 円に対して、収入済額 29 億 9,548 万 3,309 円、不納欠損額 33 万 2,400 円、収入未済額 282 万 7,025 円であります。

65 ページをご覧ください。

歳出総括についてであります。

1 款総務費から 6 款繰出金までの歳出合計は、予算現額 30 億 3,165 万 7,000 円に対して、支出済額 27 億 8,077 万 9,326 円であります。

次に、66 ページの右下の欄外をご覧ください。

令和 6 年度決算における歳入歳出差引残額は、2 億 1,470 万 3,983 円であります。このうちの 8,904 万 4,084 円を地方自治法の規定に基づきまして、介護給付費準備基金に繰入れし、残りの 1 億 2,565 万 9,899 円を翌年度へ繰り越したものであります。

次に、歳入歳出事項別明細についてご説明いたします。

87 ページまでお進みください。

初めに、歳出についてであります。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 1,685 万 3,000 円に対して、支出済額 1,639 万 4,192 円であります。

1 目一般管理費は、担当職員 2 人分の人件費及び事務経費など、介護保険事務に要した経費であります。

2 項徴収費、予算現額 126 万 2,000 円に対して、支出済額 125 万 1,560 円であります。

1 目賦課徴収費は、保険料の賦課及び徴収の事務に要した経費であります。

89 ページになります。

3 項介護認定審査会費、予算現額 2,689 万 6,000 円に対して、支出済額 2,372 万 6,527 円であります。

1 目東十勝介護認定審査会費は、審査会の委員報酬及び事務担当職員 1 人分の人件費など、審査会の運営に要した経費であります。

91 ページになります。

2 目認定調査等費は、認定調査に要した経費であります。

11 節役務費、細節 15 主治医意見書作成手数料は、1,256 件分であります。

93 ページになります。

4 項介護保険運営等協議会費、予算現額 31 万 1,000 円に対して、支出済額 26 万 4,960 円であります。協議会の委員報酬など協議会の運営に要した経費であります。

95 ページになります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、予算現額 24 億 3,613 万 8,000 円に対して、支出済額 22 億 3,111 万 4,636 円であります。

1 目居宅介護サービス等給付費は、ホームヘルプサービス、デイサービスなどの在宅介護サービスに係る保険給付費などであります。

2 目地域密着型介護サービス等給付費は、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、小規模特養などのサービスに係る保険給付費であります。

3 目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの施設に入所された方に係る保険給付費であります。

4 目居宅介護サービス計画給付費は、要介護者のケアプランの作成に係る保険給付費であります。

2 項介護予防サービス等諸費、予算現額 8,380 万 8,000 円に対して、支出済額 7,495 万 6,992 円であります。

1 目介護予防サービス等給付費は、要支援者の介護予防サービスに係る保険給付費が主なものであります。

2 目地域密着型介護予防サービス等給付費は、介護予防小規模多機能型居宅介護などに係る保険給付費であります。

3 目介護予防サービス計画給付費は、要支援者のケアプランの作成に係る保険給付費であります。

97 ページになります。

3 項その他諸費、予算現額 223 万 9,000 円に対して、支出済額 222 万 725 円であります。介護サービスを提供した事業者を支払う介護報酬の審査とその支払いに係る手数料であります。

4 項高額介護サービス等費、予算現額 6,069 万 7,000 円に対して、支出済額 5,776 万 9,929 円であります。

5 項高額医療合算介護サービス等費、予算現額 909 万 6,000 円に対して、支出済額 794 万 7,183 円であります。

6 項市町村特別給付費、予算現額 40 万円に対して、支出済額 25 万 2,388 円であります。介護保険給付対象外の滑り止めバスマット購入などの経費に対して給付したものであります。

7 項特定入所者介護サービス等費、予算現額 9,727 万 4,000 円に対して、支出済額 7,296 万 3,921 円であります。自己負担となっている食費、居住費について、所得の低い方に対して、基準費用額と負担限度額との差額分を補足給付として支給したものであります。

99 ページになります。

3 款 1 項基金積立金、予算現額 24 万 5,000 円に対して、支出済額 24 万 4,946 円で、介護給付費準備基金へ積み立てたものであります。

101 ページになります。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、予算現額 7,957 万円に対して、支出済額 7,781 万 2,386 円であります。

1 目介護予防・生活支援サービス事業費は、総合事業における要支援 1、2 及び事業対象者が利用する「訪問型サービス」及び「通所型サービス」に係る給付費などあります。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費は、総合事業対象者のケアプラン作成などに係る経費であります。

103 ページになります。

2 項 1 目一般介護予防事業費、予算現額 777 万 9,000 円に対して、支出済額 731 万 9,613 円であります。

高齢者が介護の必要な状態になる時期を遅らせ、健康寿命を延ばすことができるよう、介護予防普及啓発事業や、次のページになりますが、要支援、要介護になるおそれのある方への介護予防教室開催事業などに要した経費であります。

3 項包括的支援事業・任意事業費、予算現額 956 万円に対して、支出済額 763 万 9,137 円であります。

1 目包括的支援事業費、認知症総合支援事業は、次のページになりますが、認知症の方や家族を支援するための、認知症初期集中支援チームによる支援会議など専門職の活動に係る委託料のほか、13 節

使用料及び賃借料は、認知症 VR 体験会におけるプログラム使用料であります。

2 目任意事業費、上から三つ目のグループホーム家賃等利用者負担軽減費補助事業は、グループホームに入所されている低所得者に対する家賃補助、次のページになりますが、上から三つ目の高齢者世話付住宅生活相談員派遣事業は、道営とかち野団地、シルバーハウジングに安否確認や生活相談のための生活援助員を派遣する事業であります。

4 項その他諸費、1 目審査支払手数料、予算現額 30 万円に対して、支出済額 18 万 9 円で、総合事業のサービスを提供した事業者を支払う報酬の審査に係る手数料であります。

111 ページになります。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 1 億 9,375 万 6,000 円に対して、支出済額 1 億 9,363 万 9,426 円であります。

1 目第 1 号被保険者保険料還付金は、令和 5 年度以前分の保険料還付未済分 66 件を還付したものであります。

3 目償還金は、令和 5 年度の保険給付費等の確定に伴う国、道、支払基金への返還金であります。

113 ページになります。

6 款 1 項繰出金、予算現額 547 万 3,000 円に対して、支出済額 508 万 796 円であります。重層的支援事業に係る一般会計への繰出金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

67 ページまでお戻りください。

1 款保険料、1 項介護保険料、調定額 5 億 6,713 万 3,065 円に対して、収入済額は 5 億 6,397 万 3,640 円、不納欠損額は 11 件で 33 万 2,400 円、収入未済額は 282 万 7,025 円であります。

現年度分の収納率は、備考欄に記載の過誤納金還付未済額 23 万 8,200 円を除きまして 99.75 パーセントで、前年度と比較しますと 0.05 ポイントの減となっております。

69 ページになります。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額、収入済額ともに 724 万 4,000 円であります。東十勝介護認定審査会を共同設置している池田町、豊頃町、浦幌町からの負担金であります。

73 ページまでお進みください。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額、収入済額ともに 4 億 8,423 万 4,300 円であります。

1 目介護給付費国庫負担金は、介護給付費に対する国の負担分で、負担率は施設分が 15 パーセント、それ以外が 20 パーセントであります。

2 項国庫補助金、調定額、収入済額ともに 1 億 6,734 万 1,065 円であります。

1 目調整交付金は、市町村間の介護保険に関する財政力の格差を調整するために国から交付されたものであり、1 節の現年度分は介護給付費、総合事業ともに交付割合は 5.63 パーセントであります。

2 目保険者機能強化推進交付金は、保険者による高齢者の自立支援、重度化防止に向けた介護予防や認知症対策などの評価指標に対する交付金であります。

3 目地域支援事業交付金は、総合事業及び介護予防事業に対する国の交付金で、1 節の総合事業に対する交付率は 20 パーセント、2 節の総合事業以外に対しては 38.5 パーセントの交付率であります。

4 目介護保険保険者努力支援交付金は、保険者による介護予防健康づくり等に資する取組の評価指標に対する交付金であります。

5 目介護保険事業費国庫補助金は、介護報酬の改定に伴うシステム改修に対する補助金であります。

75 ページになります。

5 款 1 項支払基金交付金、調定額、収入済額ともに 7 億 3,917 万 2,000 円であります。

1 目介護給付費支払基金交付金は、40 歳から 64 歳までのいわゆる第 2 号被保険者の介護給付費に対する支払基金の負担分であり、負担率は 27 パーセントであります。

2 目地域支援事業支払基金交付金は、総合事業に対する支払基金からの交付金であります。

77 ページになります。

6 款道支出金、1 項道負担金、調定額、収入済額ともに 3 億 7,662 万 4,400 円であります。

1 目介護給付費道負担金は、介護給付費に対する道の負担分で、負担率は施設分が 17.5 パーセント、それ以外が 12.5 パーセントであります。

2 項道補助金、調定額、収入済額ともに 1,284 万 3,257 円であります。

1 目地域支援事業道交付金は、総合事業などに対する道の交付金で、1 節の総合事業に対する交付率

は 12.5 パーセント、2 節の総合事業以外に対しては 19.25 パーセントであります。

79 ページになります。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額、収入済額ともに 24 万 4,946 円で、介護給付費準備基金利子であります。

81 ページになります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額、収入済額ともに 3 億 8,491 万 2,503 円であります。

1 目一般会計繰入金、1 節は介護給付費に対する町の負担分で、負担率は 12.5 パーセント、2 節、3 節は、地域支援事業に対する町の負担分で、2 節が 12.5 パーセント、3 節が 19.25 パーセントであります。4 節は低所得者に係る保険料軽減分、5 節は担当職員の人件費及び事務費相当分であります。

2 項基金繰入金、調定額、収入済額ともに 6,570 万 2,000 円で、介護給付費準備基金繰入金であります。

83 ページになります。

9 款 1 項繰越金、調定額、収入済額ともに 1 億 9,317 万 6,458 円であります。

85 ページになります。

10 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、調定額、収入済額ともに 2,200 円であります。保険料に係る延滞金であります。

3 項 4 目雑入、調定額、収入済額ともに 1 万 2,540 円であります。

以上で、介護保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 2 点、お伺いをいたします。

1 点目は、90 ページの 1 目東十勝介護認定審査会費、備考の審査会事務事業に関わりまして、幕別町の資料の 220 ページを見せていただきますと、審査会は月 4 回やられているということであります。申請をしてから決定が下りるまでの期間にそれぞれ違いが生じる場合もあるのですが、今、幕別町では、申請を受けてから認定が下されて本人のところまで連絡が行くのには、どのぐらいの期間かかっているのでしょうか。

二つ目ですが、この認定審査会に関わりまして、認定に当たる基準というのが定められていると思います。したがって、どこの認定審査会であっても同じような判定が下されているというふうに思うのですけれども、違いが生じる、つまり東十勝とそれ以外のところとの違いが生じていないかという声がありまして、人が判断するのであり得ないことではないと思うものですから、そういったことを回避するための何か研修であるとか、方策は取られているのでしょうか。

2 点目の質問は、行政資料を頂きました。毎回、お尋ねしている施設の待機者のことについてお示しをいただきました。大きくは前年と変わっていないというふうに見ております。それで、待機されている一番長い方で 1 年 3 か月ということでありましたけれども、待機に当たる理由ですね。これまでは施設がいっぱいだということがほとんどでしたけれども、最近、病床といいますか、施設は空いていても、人手不足のために受入れが困難だという実態があるやに聞いております。それらのことについて、どのように把握されているのでしょうか。

もう一つは、待機者の中で在宅で要介護 4 あるいは 5 などで待機されている方たちが 8 人、数字の中では示されています。これは、今までも聞いておりますが、介護度によって優先順位が早められて、早めに入所できるという手だてが取られているやに聞いておりますが、今の実態ではどうでしょうか。

○委員長（小田新紀） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） まず、東十勝の介護認定審査会の申請から認定までの日数についてでございます。

今回、国のほうから 7 年の 3 月 31 日付で、これまで認定審査機関等の公表というのが始まりました。それで、国のほうでの認定申請日、今回公表されたものにつきましては、令和 5 年の 4 月から令和 6 年の 3 月までに認定申請があったものでございます。それにつきましては、公表されている数字については、本町につきましては 37.3 日間となっております。ちなみに、我々のほうでも速報値として持っているものにつきましては、令和 6 年度については 36.5 日となっております。

次に、認定の基準についてでございます。先ほど委員がおっしゃられた話なのですが、基本的には審査会の委員になったときに対して、必ず研修というのがございます。それは当然、国保連に基づ

いた研修の資料に沿って行うのですけれども、当然そういった研修などは行っております。あとは、認定の際につきましては、当然、介護認定の調査員さんの調査票、それと審査会の委員には医師、歯科医師、介護の事業所の方とか、いろいろ認定審査員がおりますけれども、医師の意見書をもって行っていますが、そのとき、あとは認定審査会の中での意見を基に認定審査を行っております。

我々のほうとしましては、東十勝とその他の圏域といいますか、部分においての判断の基準に差異があるというふうには考えてはおりません。

次に、特養の待機者数、特に在宅の部分でございます。在宅の方につきましては、資料によりますと真幸協会で8人、あとコミニの里のほうで2人おります。今回こういった在宅の方につきましては、こういった状況なのかというのを、それぞれの施設のほうに電話ですけれども、聞き取りを行っております。そうしたときには、1年3か月、平均待機期間につきましては、どうしても認定結果としては当然優先度は上がるのですけれども、その結果を伝えるときに、例えば要介護4とか5というのは当然重度の方になりますので、体調が安定していなくて、もう少し安定するまで自宅で待機するだとか、あとは、どうしても自宅のほうでもうちょっと家族と一緒に過ごしたいとか、そういった意見があって今現在でも待機を行っているというふう聞いております。

次に、実際に報道等によっても、介護施設において人手不足が生じていると聞いております。実際に我々も施設等にはいろいろと、特養だけではなくてグループホームとかも回って、こういったふうにして施設の人員を確保しているのかというのは聞いております。その中では、人員が不足していて受け入れられる態勢ができないから入所をお断りするというケースにつきましては、今のところ私どもは聞いてはおりません。

以上です。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 1点目から、改めて審査会のメンバーですね。当初、講習を受けられてその任に就かれるということですが、医師が入っていることは承知しておりました。研修の対象になっている審査委員というのは、どういう職種の方でしょうか。

それから、審査会によって差があるということは、私も今回初めて相談を受けたことであって、本来はあり得ないだろうなというふうには思うのですけれども、しかし、東十勝が厳しいと、ほかの自治体の審査員さんと比べると、判定もほかのほうが実態に合ったつけ方があるというようなこともありまして、そういうことも含めて、公平な判定をされるような手だてというのはやっぱり必要だろうなと思ひましてお伺いしました。

初めの研修だけではなくて、同じ人がずっと継続されていくのであれば、なおのこと必要な情報交換とか、他の認定審査会との状況調査だとかが要るのではないかと思います。どうですか。

それから、待機者で、やはり人がいなくて受け入れられないという実態はあります。町内の施設でもあります。したがって、そこはもう町の努力だけではなくて、今の国の介護保険のいわゆる職員に対する報酬のあり方、減額されたりしていますから、ですからそういったところに原因が生じているのだろうというふうに思います。せっかく施設があっても入れないという事態、もしそこが受け入れてくれれば、平均で1年数か月の期間を待たなくても、入っていけるという状況も資料からうかがえますので、そういったこともぜひ働きかけも含めて行っていただきたい。いかがでしょうか。

○委員長（小田新紀） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） まず、研修の対象についてですけれども、新しく委員になった方につきましては、医師、歯科医師問わず、必ず研修を受けております。あわせて、何年も続く場合がありますので、それにつきましては、1年ずつではないのですけれども、定期的に現任研修というのもございますので、そういったものは必ず委員さんのほうに案内をかけて、研修を受けてもらうような手続は取っております。

次に、判定が厳しいというお話を私も初めて聞いたところなのですけれども、我々のほうとしては、当然いろいろな研修を受けたり、あとマニュアルですとか、制度の判定の基準表というのを基に審査を行っておりますので、それに基づいて行っているの、ちょっと他の事業所とこれからまた調査もというか、何というか、聞き取りとかはしていきたいとは思いますが、現時点では国の基準に基づいた審査判定を行っていると思っています。

○委員長（小田新紀） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 今、東十勝と他の機関で認定に差があるというお話ですけれども、まず、この審査に関しましては、まず審査表を頂きます。そしてそれが国から示されたプログラムで、まずは

一律に示された判定を行って、いわゆる国のさまざまな事例がありますので、それらベースに基づいてまずは一次判定が出てきます。その中身をさらに審査員さんのほうで確認をしながら、場合によって医師の意見書等もありますので、その実情をさらに把握・確認をしながら、必要に応じて判定を見直す場合もあったりということもしておりますので、基本的には大きな他の市町村で行っている判定会議と差が出るということは、あまりないだろうなというふうには受け止めております。

また、今、受入れの数に対して、施設の職員の数が足りていないというお話ですが、基本、受入れの定員数というのが定まっております。受入れの数に対して必要な職員の確保という部分は、そこは不足はしておりません。ただ、恐らく施設がおっしゃられるのは、本来ですともう少し人的余裕があれば、職員の配置状況とかというののもうまくシフトを余裕をもって回せるとか、そういうことはあるかとは思いますが、受入れに当たりますと、基本的に人数が足りなければ逆に受入れができませんので、ですとそこが不足が生じているということはないというふうにお聞きをしております。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 最後のところだけなのでございますけれども、職員の実際に働いていらっしゃる方からのお伝えいただいたことでは、募集しても募集しても職員は来てくださらない。年齢とともに定年もありますから辞めていかれる方がいる中でね。それで退職の延長、つまり年齢が行っても、代わりがいなくて辞められない。言葉が適切かどうかですが、施設の中でも老々介護が生じてきているというお話がありました。一つです。

もう一つは、本当に大変で、今、スキマバイトというのがありますよね。そういった人の力を借りて実際に運営しているというところまで、介護施設での人材不足というのは、遠くのことだけではなくて、この地元でも生じているという実態があります。ぜひそういったことも念頭に置かれて、幕別町の大切なそういった高齢者が入っている施設でありますから、必要な働きかけ、対策、念頭に置いていただきたいと思っております。

○委員長（小田新紀） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 人手不足、今、中橋委員のおっしゃる中でいくと、本来、辞めたい方がいるけれども、辞めることによって受入れできなくなってしまうので、ですとそういった定年の延長ですとか、スキマバイトでの確保というお話がありました。

町としてましては、事業所に対しては、まずは人の確保というのはもちろんそこは努めていただかなければならないというふうには思っています。これまでも町としては、処遇改善のお話ですとか、その辺は事業所に対しても情報提供はもちろん行ってきています。そして、国に対しましても、介護従事者の養成や処遇改善などの介護サービスを支える人材確保に向けた支援の強化という部分を、これまでもずっと要望をしておりますので、その辺は引き続き町としても要望を続けていきたいというふうを考えております。

（関連の声あり）

○委員長（小田新紀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 特別養護老人ホームの介護者の人数とそれから対策ということの、今、質問があったのだというふうに思います。その部分について、関連の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、この表、もう少し私、詳しくというか、説明していただきたいところがあって。

一つは、この表の中では、町内の四つの施設、二つのうちの四つの施設の重複について書いていただきました。今までそういうのがなく、待機人数を施設で足していた時代もあるのだけれども、今、答弁にもあったように、施設と連絡を取りながらかなり丁寧な数字でもって実数に近い数字を出していただいていると、そのことについては評価させていただきたいと思っておりますけれども、町内の特養だけではなくて、ほかの市町村にも大型特養だったら申し込むだけです。その特養の申込者数と、この町内4施設の重複ということについては、どうですか、調査のほうはできていますでしょうか。

それから、この待機待ちの人数、以前には、入所判定会議で順番が来ましたよということの中で、連絡を取ったならば、もうほかの施設に入所していますよとか、もう実は亡くなっているのです、申込みとしては残ってしまっていて、それはカウントされているのだけれども、でもそういう実態もあった。そういうようなことについても、この数字は整理をされている数字でしょうか。

まず、この2点を。

○委員長（小田新紀） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） まず、町外の施設に待機している方もこの中に入っているかということ。申込みですね。町外の施設に申込みしている方。失礼しました。この資料の中には、町外の施設にも申込み

をしている方というのは、ちょっとそこまでの調査はしておりません。

次に、待機者の方なのですけれども、昔はそういったお話も確かに聞きました。ただ、今は施設の側も待機者について1か月ごとに連絡をしながら、まだ申込みを続けますかとか、今現在、どうでしょうかという聞き取りを行っていると聞いております。

以上です。

○委員長（小田新紀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 今のご説明ですと、本命という言い方をしたら変だけれども、早くに入所したくて幾つか申し込んだけど、実は違う自治体のほうに入所したくて、そっこのほうを待っているんだという人も含まれていて、申込者数はこういうことだけれども、実待機者数ということでは、この数字よりも少ない数字であるという、そういうことですね。そういうふうはこの表を読んでいいですね。

今回の決算の期間で言うと、令和6年1月1日に認知症基本法が施行されて、初めての決算になるわけでありまして。法律の趣旨がはっきりしていて、認知症の方でも人として尊重される、普通の方と共生できる、そういう社会をつくろうということの中では、対象となっている人の希望というのは、やはり施設に入るということではないのだと思うのです。在宅で暮らしたい。それはそうですよね。施設に入れば、当然いろんな縛りがでてくるわけだ。なるべくこの申込者数を減らすということが必要なのだと思うのです。その辺については、町のほうとしては何かやっている施策がありますでしょうか。

○委員長（小田新紀） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 今回、第9期は、ビジョンの中では認知症施策推進計画をうたいながら、当然、この3年間、6、7、8年度の3年間は取り組んでいくということで、既にいろいろと広報等を通じて認知症の取組というのをやっているところでございます。

特に今月につきましては、認知症強化月間ということで、パネル展から認知症の啓発、そして映画とか認知症を理解していただくということの取組をしていますけれども、当然それ以外の部分につきましても、これまでも介護予防という形で、なるべく元気でというか、自分が望むところで元気に過ごしていただくということで、介護予防につきましては、当然のことを実施しております。なので、私たちとしては、認知症の方についても、施設、在宅といろいろそれぞれ希望があると思います。なので、その方々の尊厳を生かしつつ、できるだけその方に合った施策の取組ができるように、まずは介護予防から努めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（小田新紀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） この表の見方について、もう少し聞きたいところがありました。

それは待機場所です。在宅も含めて、いろいろな介護保険施設等で待機をされていると。特養には申込みはしているけれどもということになりますけれども、必ずしも介護保険の利用者にとって、特養がベストなのだということではないのだと思うのですよ。申し込むのは家族であったり身内であったりで、本人の希望ではないのだというふうに思うのです。そして、それぞれの施設にはそれぞれの特徴があって、老人保健施設だったら、リハビリをしながら、在宅に帰ることを目標としているわけだし、グループホームではアットホームな中で、入所者が一番いいと9人ですけれども、その中での団体生活を楽しむと、そういうよさもある中で、特養がいいのだというような印象を受けるような、そういうことには、そういうことでの説明がもし印象を受けるのだったら、それは正しくないと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（小田新紀） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） まさに委員のおっしゃるとおりだと思います。今回、待機者数という形では出してはいるのですけれども、実際この待機者数の算出に当たっては、施設に対する入所申込書を提出している方を集計したものでしかございません。なので、今おっしゃるように、特養なり、老健なり、いろんな施設がこの10年間、20年間では出てきております。当然いろんな事業所がありますので、それぞれのよさもあります。そこは、本人、そして家族がよく相談して、どういったところに住まわれるのがいいかというのは、それぞれ選択できるように、町として施設を整備していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（小田新紀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 大変分かりやすい答弁で、おっしゃるとおりだなというふうに思っていて聞いておりました。

要はこの表、大事な表にはなるのだと思うのだけれども、ここから読めるところというのは、もっともっと深読みしていかないと、待機が多いのだというようなそういうことに必ずしもつながっていかない。あくまでも参考の表だということで、いろんなところから町の高齢者の実態を見ていかなければならないのだということを、ここで説明があったのだというふうに理解したいと思います。

それからもう一つ、介護従事者の人数不足のことがありました。今、どんなことが主たるその対策としてなっているかというのと、二つあって、一つは、外国人の方の雇用です。もう一つは、ロボットの活用です。ロボットの活用については、自治体が窓口となって、施設、事業所と一緒に計画を立てて道に申請をするという手法が取られます。どうでしょうか、ロボットについての申請については、何か情報をお持ちですか。町が相談を受けたりというケースはありますか。

○委員長（小田新紀） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 介護の人材の確保についてでございますけれども、6月に町内の介護事業者の事業所に対する人材確保の現状と今後の希望についてというのを調査したところでございます。37事業所中13事業者しかちょっと回答がなかったのですけれども、その回答のあった中では、ロボットについての希望というのは、その時点ではなかったところでございます。

ただ、委員がおっしゃるとおり、そういった情報というのは日々変わっていくものでございます。なので、これにつきましては、日々、事業者と相談しながら、どういった対応を取りながら人材の確保とか介護を受け入れる体制、それをつくっていくかについては、日々相談して書いています。

○委員長（小田新紀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） この表の読み方ということになりますけれども、本当にいろんな条件を分からないとならない、本当のことも読めない、人数が多いぞ、少ないぞということだけではない表だなというふうに、つくづくと思ったところであります。

もしまたこういう表の提出の要望があったときには、その辺のところも分かりやすく、ちゃんと質問者が理解できるようにしてあげるほうがいいのではないかなというふうに思っております。いかがですか。

○委員長（小田新紀） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 質問に対して、提供に対して、分かりやすい資料を提供するというのは、行政としても当然のことでございます。それについては、これまでの出せる範囲内で調整して書きたいと思っております。

以上です。

○委員長（小田新紀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 今のやり取りの中にも関連してくるのですけれども、結局、認知症基本法の中では、本人の希望が尊重される、そういう社会をつくる、共生社会をつくるのだということが求められているわけです。その解決の道筋のためには、私は、介護のほうの一定の専門的な立場にいるということで申し上げますけれども、在宅での介護、訪問であったり通所であったりということのサービスが充実することが、入所に至らないでやれるということの道筋につながっていくのだというふうに思うのですよ。

質問したいことは、95ページの保険給付、1項介護サービス等諸費、それからその下の2目地域密着型介護サービス等給付費に関わってくるのかと思いますけれども、こういう通所系、それから在宅での介護サービスは、介護保険を利用する人の希望どおりのプランがつけられるようなものになっているかどうかという、この1点をお尋ねしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 介護サービスの提供に当たりましては、基本的にまずその本人がこの施設なり、在宅、地域密着なら特に町内、町民限定ですので、そのサービスを受けることができるかというところについて、ケアマネなりと相談をしながらつくっていくというのが基本でございます。

我々としては、さまざまなサービスを提供することによって、本人なり介護を受ける方が選択できるようなサービスが一番望ましいと考えております。そういった意味では、本人が望むサービスを提供できると考えております。

以上です。

○委員長（小田新紀） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） ほかにないようですので、介護保険特別会計決算につきましては以上をもって終了いたします。

審査の途中ですが、この際、16時5分まで休憩いたします。

15:56 休憩

16:05 再開

○委員長（小田新紀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定第5号、令和6年度幕別町水道事業会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（河村伸二） 令和6年度幕別町水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

令和6年度から簡易水道特別会計に地方公営企業法を適用し、水道事業会計に統合の上、財務諸表を作成しております。

116ページをご覧ください。

本決算報告書は、地方公営企業法施行規則第48条に定める様式を基に作成し、令和6年度における予算執行状況を示したものとなっております。

消費税込みの表記となっております。

初めに、収益的収入であります。

1款水道事業収益、予算額5億9,113万6,000円に対しまして、決算額6億5,931万8,450円、2款簡易水道事業収益、予算額4億5,652万4,000円に対しまして、決算額3億1,596万9,966円、収益的収入合計は、予算額10億4,766万円に対しまして、決算額9億7,528万8,416円であります。

118ページをご覧ください。

収益的支出であります。

1款水道事業費用、予算額6億657万4,000円に対しまして、決算額6億6,960万5,689円、2款簡易水道事業費用、予算額4億3,408万5,000円に対しまして、決算額3億118万5,826円、収益的支出合計は、予算額10億4,065万9,000円に対しまして、決算額9億7,079万1,515円であります。

120ページをご覧ください。

次に、資本的収入であります。

1款水道事業資本的収入、予算額8億3,812万9,000円に対しまして、決算額8億2,127万6,859円、2款簡易水道事業資本的収入、予算額3億2,911万9,000円に対しまして、決算額3億2,710万2,080円、資本的収入合計は、予算額11億6,724万8,000円に対しまして、決算額11億4,837万8,939円あります。

122ページをご覧ください。

資本的支出であります。

1款水道事業資本的支出、予算額10億8,480万4,000円に対しまして、決算額10億5,497万4,791円、2款簡易水道資本的支出、予算額4億3,414万5,000円に対しまして、決算額4億1,673万4,770円、資本的支出合計は、予算額15億1,894万9,000円に対しまして、決算額14億7,170万9,561円あります。

124ページをご覧ください。

損益計算書であります。

本計算書につきましては、令和6年度における経営成績を明らかにしたものであります。

1営業収益は5億5,279万6,087円、2営業費用は8億9,435万2,393円、営業損失は3億4,155万6,306円あります。

3営業外収益は3億2,288万805円、次のページになりますが、4営業外費用は4,909万7,392円、その差額が、右側の2億7,378万3,413円、営業損失と営業外収益を合算した6,777万2,893円が、経常損失であります。

5特別利益は962万292円、6特別損失は2万7,744円、その差額は959万2,548円となり、経常損失6,777万2,893円を加えた5,818万345円が、当年度純損失であり、当年度未処分利益剰余金は11億6,937万9,944円となったところであります。

126ページをご覧ください。

このページから129ページまでは、貸借対照表で、公営企業会計全体の財政状況を明らかにするため、「資産」「負債」及び「資本」の状況を表したものであります。

初めに、資産の部であります。

1 固定資産につきましては、合計額が右下の 98 億 2,523 万 7,241 円、次のページになりますが、2 流動資産につきましては、合計額 11 億 3,397 万 9,654 円で、固定資産と流動資産を合算した資産の合計額は 109 億 5,921 万 6,895 円であります。

次に、負債の部であります。

3 固定負債につきましては、合計額が、右下にあります 36 億 3,121 万 9,573 円であります。

128 ページをご覧ください。

4 流動負債につきましてはの合計額は 7 億 6,212 万 8,654 円、5 繰延収益の合計額は 35 億 8,719 万 1,003 円となり、固定負債、流動負債及び繰延収益を合算した負債の合計は 79 億 8,053 万 9,230 円であります。

次に、資本の部であります。

6 資本金の合計額は 15 億 6,436 万 89 円、次のページになりますが、7 剰余金につきましては、合計額が 14 億 1,431 万 7,576 円となり、資本金及び剰余金を合算した資本の合計額は 29 億 7,867 万 7,665 円、負債合計額と資本合計額を合算した負債資本合計額は 109 億 5,921 万 6,895 円となり、127 ページに記載している資産の合計額と一致するものであります。

130 ページと 131 ページは、剰余金の計算表となっております。説明は割愛させていただきます。

132 ページまでお進みください。

ここから 139 ページまでは、令和 6 年度の水道事業報告書であります。

初めに、1 概要、(1) 総括事項の水道事業であります。

令和 6 年度の経常収益につきましては 5 億 9,163 万 9,000 円となり、前年度と比較して 5,569 万 8,000 円の増となったものであります。

主な要因といたしましては、有収水量が 3 万 3,289 立方メートルの増となったことによるものであります。

次に、経常費用であります。6 億 5,085 万 2,000 円となり、前年度と比較し 1 億 4,367 万 9,000 円の増となったものであります。

主な要因といたしましては、減価償却費や資産減耗費などが増加したことによるものであります。

以上により、当年度の純損失は 5,917 万 7,000 円となり、年度末の未処分利益剰余金は 11 億 6,838 万 4,000 円となっております。

有収率につきましては、札内青葉町など 4 か所の漏水修理を行うなど有収率の向上に努め、年間有収率 89.4 パーセント、前年度比 0.2 ポイントの増となっております。

次に、簡易水道事業であります。

経常収益につきましては、2 億 8,403 万 7,000 円、経常費用につきましては、2 億 9,259 万 7,000 円となりました。

法適用後初年度でありますので、当期純利益、年度末の未処分利益剰余金ともに 99 万 6,000 円となっております。

有収率につきましては、本管漏水がなく、年間有収率は 86.9 パーセント、前年度比 1.0 ポイントの増となっております。

次に、2 経営指標に関する事項、共通であります。

令和 6 年度におきましては、物価高騰対策として 1 年間を通して水道料金負担軽減対策支援事業を実施いたしましたので、経営指標における料金回収率につきましては、実際の使用料収入と基本料金減免の影響額相当分の補助金を合算して算出してあります。

次に、水道事業であります。

令和 6 年度決算における経営の健全性を示す経常収支比率は、減価償却費の増加などにより、前年度比 14.77 ポイント減の 90.90 パーセントとなり、健全経営の水準とされる 100 パーセントを下回ったものであります。

料金水準の妥当性を示す料金回収率につきましても、前年度比 16.47 ポイント減の 83.50 パーセントとなり、こちらも 100 パーセントを下回っております。

また、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比 1.52 ポイント減の 53.15 パーセント、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は、前年度比 0.84 ポイント増の 22.36 パーセントとなっております。

次に、簡易水道事業であります。

経常収支比率は 97.07 パーセント、料金回収率は 41.17 パーセントと健全経営の水準とされる 100 パ

ーセントを大幅に下回ったものであります。

また、有形固定資産減価償却率は 53.39 パーセント、管路経年化率は 21.19 パーセントとなっております。

134 ページをご覧ください。

2 工事についてであります。

(1) は、水道事業における施設整備で、緑町南団地道路 3 号など配水管布設工事や札内系緊急遮断弁などの施設整備工事、次のページになりますが、消火栓の更新などを実施しております。

(2) は、簡易水道事業における施設整備で、明倫地区の送水管布設工事、忠類 24 号線の配水管布設工事、中央監視装置構築などの施設整備工事を実施しております。

136 ページをご覧ください。

(3) は、漏水修理や給水管修繕工事で、水道事業で 39 件、簡易水道事業で 27 件の工事を実施しております。

(4) は、量水器取替工事で、水道事業で 1,870 件、簡易水道事業で 212 件の工事を実施しております。

3 業務、(1) 業務量についてであります。

令和 6 年度における年度末給水人口は、水道事業で 2 万 2,186 人、前年度比 256 人の減、簡易水道事業で 2,254 人、前年度比 80 人の減、年度末給水戸数は、水道事業で 1 万 1,270 戸、前年度比 24 戸の増、簡易水道事業で 1,054 戸、前年度比 20 戸の減、年間有収水量は、水道事業で 213 万 2,286 立方メートル、前年度比 3 万 3,289 立方メートルの増、簡易水道事業で 66 万 669 立方メートル、前年度対比 1 万 5,702 立方メートルの増となっております。

次のページになりますが、(2) 事業収益に関する事項、(3) 事業費用に関する事項については、後ほど明細書でご説明いたします。

4 会計、(1) 重要契約の要旨であります。

令和 6 年度におきましては、給水タンク車 2 台を購入したものであります。

138 ページをご覧ください。

(2) 企業債の概況につきましては、表の一番右側の列に当年度末残高を記載しており、水道事業で 19 億 101 万 6,087 円、簡易水道事業で 20 億 2,110 万 9,049 円、合計で 39 億 2,212 万 5,136 円となっております。

(3) 一時借入金の概況につきましては、金融機関から 4 億円の借入れを行っております。

140 ページをご覧ください。

140 ページ、141 ページは、令和 6 年度水道事業会計キャッシュフロー計算書であり、現金の流れに着目した財務状況を表したものであります。

I 業務活動によるキャッシュ・フロー、II 投資活動によるキャッシュ・フロー、III 財務活動によるキャッシュ・フローの合計額が、141 ページ中段の当年度における現金及び現金同等物の増加又は減少額で、8,526 万 8,157 円の増加となり、当年度末における現金及び現金同等物の残高は、一番下の行に記載のとおり 6 億 7,279 万 1,744 円であります。

142 ページをご覧ください。

収益費用明細書であります。金額は消費税抜きの表記となっております。

初めに、収入であります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益は、水道使用料であります。

4 目他会計補助金は、1 年間分の水道料金の基本料金無償化に対する一般会計からの補助金であります。

90 目その他営業収益は、給水申請事務手数料と工事に伴う加入者負担金などであります。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金は、預金利息、5 目長期前受金戻入は、過年度において、固定資産等の減価償却資産の取得に充当した補助金等を収益化するもので、減価償却に応じて分割して計上しているものです。

90 目雑収益は、下水道使用料に係る収納業務の受託収入などあります。

2 款簡易水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益は、簡易水道使用料であります。

次のページになりますが、4 目他会計補助金は、1 年間分の簡易水道料金の基本料金無償化に対する一般会計からの補助金であります。

90 目その他、営業収益は、新設工事に伴う事務手数料であります。

2項営業外収益、3目他会計補助金は一般会計からの補助金であります。

3項特別利益、90目その他特別利益は、令和5年度の簡易水道特別会計の事業に係る消費税及び地方消費税還付金であります。

144ページをご覧ください。

次に、支出であります。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費は、十勝中部広域水道企業団からの受水費用であります。

2目配水及び給水費は、職員1人分の人件費のほか、11節委託料は、施設管理委託料、14節修繕費は、漏水修理等に要した経費などであります。

4目総係費は、職員3人分と会計年度任用職員2人分の人件費のほか、次のページになりますが、11節委託料は、検針業務委託料や会計支援業務委託料、12節手数料は、口座振替及びコンビニ収納手数料などあります。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債の償還利息などあります。

90目雑支出は、令和6年度事業に係る消費税及び地方消費税の計算によって生じる費用であります。

146ページをご覧ください。

2款簡易水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費は、11節委託料の施設管理委託料、16節動力費の電気料などあります。

2目配水及び給水費は、14節修繕料の新和や駒島などの構築物修繕、26節負担金の更別村に対する維持管理負担金などあります。

4目総係費は、次のページになりますが、11節委託料の検針業務委託料や会計支援業務委託料などあります。

2項営業外費用、1目支払い利息及び企業債取扱諸費は、企業債の償還利息、90目雑支出は、令和6年度事業に係る消費税及び地方消費税の計算によって生じる費用であります。

3項特別損失、90目その他特別損失は、過年度分の簡易水道使用料の不納欠損分であります。

148ページをご覧ください。

資本収支明細書であります。

こちら金額は、消費税抜きの表記となっております。

初めに、収入であります。

1款水道事業資本的収入、1項企業債は、企業債の借入れ、6項補助金、1目国庫補助金は、緊急遮断弁整備事業に係る国庫補助金、7項1目負担金は、道道幕別帯広芽室線配水管移設に係る負担金などあります。

2款簡易水道事業資本的収入、1項企業債は、企業債の借入れ、4項1目他会計補助金は一般会計からの補助金、7項1目負担金は、忠類24号線道路工事に伴う水道管移設の負担金などあります。

150ページをご覧ください。

次に、支出であります。

1款水道事業資本的支出、1項1目建設改良費は、職員1人分の人件費のほか、11節委託料の札内配水池の機器更新設計委託や若草7号通り配水管布設替調査設計委託料、24節工事請負費の道道幕別帯広芽室線の工事に伴う水道管の移設や検定満了量水器取替工事などあります。

2目固定資産購入費は、給水車2台のほか、量水器の購入に要した経費などあります。

2款簡易水道事業資本的支出、1項1目建設改良費は、職員1人分の人件費のほか、次のページになりますが、24節工事請負費は、忠類24号線配水管移設や明倫地区送水管布設替工事、26節負担金は、北海道に対する駒島中里地区受託工事負担金などあります。

2目固定資産購入費は、量水器の購入に要した経費などあります。

152ページと153ページは固定資産明細書、154ページから158ページまでは企業債明細書、159ページと160ページは注記であります、説明については割愛させていただきます。

以上で、幕別町水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 質疑がないようですので、水道事業会計決算につきましては、以上をもって終了いたします。

次に、認定第6号、令和6年度幕別町下水道事業会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（河村伸二） 令和6年度幕別町下水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

令和6年度から公共下水道特別会計、個別排水処理特別会計及び農業集落排水特別会計に地方公営企業法を適用し、下水道事業会計として統合の上、財務諸表を作成しております。

161ページをご覧ください。

本決算報告書は、令和6年度における予算執行状況を示したものであります。消費税込みの表記となっております。

初めに、収益的収入であります。

1款公共下水道事業収益、予算額9億285万5,000円に対しまして、決算額8億2,429万7,024円、2款個別排水処理事業収益、予算額1億8,155万9,000円に対しまして、決算額1億8,688万4,036円、3款農業集落排水事業収益、予算額1億4,076万1,000円に対しまして、決算額1億901万8,128円、収益的収入合計は、予算額12億2,517万5,000円に対しまして、決算額11億2,019万9,188円であります。

163ページをご覧ください。

資本的支出であります。

1款公共下水道事業費用、予算額9億2,563万5,000円に対しまして、決算額7億2,561万3,711円、2款個別排水処理事業費用、予算額1億7,243万1,000円に対しまして、決算額1億6,536万1,774円、3款農業集落排水事業費用、予算額1億4,319万9,000円に対しまして、決算額1億893万2,461円、収益的支出合計は、予算額12億4,126万5,000円に対しまして、決算額9億9,990万7,946円であります。

165ページをご覧ください。

次に、資本的収入及び支出であります。

1款公共下水道事業資本的収入、予算額7億9,592万円に対しまして、決算額7億6,743万7,880円、2款個別排水処理事業資本的収入、予算額6,771万6,000円に対しまして、決算額6,551万6,000円、3款農業集落排水事業資本的収入、予算額9,299万4,000円に対しまして、決算額9,297万3,506円、資本的収入合計は、予算額9億5,663万円に対しまして、決算額9億2,592万7,386円であります。

167ページをご覧ください。

資本的支出であります。

1款公共下水道事業資本的支出、予算額10億5,496万円に対しまして、決算額10億3,497万5,333円、2款個別排水処理事業資本的支出、予算額1億2,868万5,000円に対しまして、決算額1億2,338万3,144円、3款農業集落排水事業資本的支出、予算額1億342万8,000円に対しまして、決算額1億314万1,349円、資本的支出合計は、予算額12億8,707万3,000円に対しまして、決算額12億6,149万9,826円であります。

169ページをご覧ください。

損益計算書であります。

本計算書につきましては、令和6年度における経営成績を明らかにしたものであります。

1営業収益は4億3,088万4,788円、2営業費用は8億8,856万8,743円、営業損失が4億5,768万3,955円であります。

次のページになります。

3営業外収益は6億2,319万8,960円、4営業外費用は7,712万1,206円、その差額が5億4,607万7,754円、営業損失と営業外収益を合算した8,839万3,799円が、経常利益であります。

5特別利益は516万5,735円、6特別損失は504万487円、その差額は12万5,248円となり、経常利益8,839万3,799円を加えた8,851万9,047円が、当年度純利益であります。

171ページをご覧ください。

このページから174ページまでは貸借対照表で、公営企業会計全体の財政状況を明らかにするため、「資産」「負債」及び「資本」の状況を表したものであります。

初めに、資産の部であります。

1固定資産につきましては、合計額が172ページ中段の一番右側の列に記載の124億65万3,141円、2流動資産につきましては、合計額2億3,681万472円で、固定資産と流動資産を合算した資産の合計額は126億3,746万3,613円であります。

173 ページをご覧ください。

次に、負債の部であります。

3 の固定負債、4 の流動負債、次のページになりますが、5 の繰延収益を合算した負債の合計は 123 億 2,698 万 9,745 円であります。

次に、資本の部であります。

6 の資本金、7 の剰余金を合算した資本の合計額は 3 億 1,047 万 3,868 円、負債合計額と資本合計額を合算した負債資本合計額は 126 億 3,746 万 3,613 円となり、172 ページに記載している資産の合計額と一致するものであります。

175 ページと 176 ページは、剰余金の計算表となっております。説明は割愛させていただきます。

177 ページをご覧ください。

ここから 184 ページまでは、令和 6 年度の下水道事業報告書であります。

初めに、1 概要の(1) 総括事項であります。

公共下水道事業であります。

経常収益につきましては 7 億 7,618 万 2,000 円、経常費用につきましては 7 億 221 万 6,000 円であります。

当期純利益、年度末の未処分利益剰余金とも 7,401 万 9,000 円となっております。

年間有収率につきましては 88.2 パーセントで、前年度比 2.0 ポイントの増となっております。

本町地区の幕別処理区につきましては、札幌処理区と同様、北海道が運営する十勝川流域下水道浄化センターにおいて汚水処理を行うよう、現在、統合事業を実施しております。

次に、個別排水処理事業であります。

経常収益につきましては 1 億 7,659 万 7,000 円、経常費用につきましては 1 億 5,902 万円であります。

当期純利益、年度末の未処分利益剰余金とも 1,802 万 8,000 円となっております。

令和 6 年度は、新規に 13 基の浄化槽を設置しております。

次に、農業集落排水事業であります。

経常収益につきましては 1 億 130 万 5,000 円、経常費用につきましては 1 億 445 万 4,000 円であります。

当期純損失、年度末の未処理欠損金とも 352 万 8,000 円となっております。

年間有収率につきましては、87.9 パーセント、前年度比 4.0 ポイントの増となっております。

現在、自家発電機設備を新設中で、電気設備やマンホールポンプの更新工事を行っております。

次に、2 経営指標に関する事項であります。

令和 6 年度決算における経常収支比率は、一般会計からの補助金により収支不足を補填した結果、公共下水道事業で 110.53 パーセント、個別排水処理事業で 111.05 パーセントと健全経営の水準とされる 100 パーセントを上回っておりますが、農業集落排水事業では経常収支比率は 96.99 パーセントと 100 パーセントを下回ったものであります。

また、料金水準の妥当性を示す料金回収率につきましては、公共下水道事業で 72.31 パーセント、個別排水処理事業で 20.08 パーセント、農業集落排水事業で 21.04 パーセントと事業に必要な費用を使用料で賄っているとされる 100 パーセントを下回っております。

次に、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、公共下水道事業で 61.88 パーセント、個別排水処理事業で 58.45 パーセント、農業集落排水事業で 59.38 パーセントですが、管渠老朽化率については、法定耐用年数を超えた管路がないことからゼロパーセントとなっております。

179 ページをご覧ください。

2 工事についてであります。

(1) は、公共下水道事業における建設改良工事で、下水道処理区統合連絡管渠整備工事や汚水マンホール蓋の更新工事などを実施しております。

次のページになりますが、(2) は、個別排水処理事業の建設改良工事で、合併浄化槽設置工事や浸透ますの設置工事などを実施しております。

(3) は、農業集落排水事業の建設改良工事で、忠類浄化センターの自家発電機室の建設や電気設備の更新、工事などを実施しております。

(4) は、公共ますや浄化槽の修繕工事について記載しており、公共下水道事業で 35 件、個別排水処理事業で 26 件、農業集落排水事業で 31 件の工事を実施しております。

181 ページをご覧ください。

3業務、(1)業務量についてであります。

上の表は、公共下水道事業と農業集落排水事業について記載しております。

令和6年度における年度末、水洗化人口は、公共下水道事業で2万867人、前年度比216人の減、農業集落排水事業で890人、前年度比41人の減、年度末水洗化戸数は、公共下水道事業で1万552戸、前年度比52戸の増、農業集落排水事業で526戸、前年度比10戸の減、年間有収水量は、公共下水道事業で191万6,716立方メートル、前年度比1万2,618立方メートルの増、農業集落排水事業で8万2,103立方メートル、前年度比2,421立方メートルの減となっております。

下の表は、個別排水処理事業について記載しております。

令和6年度末における浄化槽利用人口は2,178人で、前年度比7人の減、令和6年度末における合併浄化槽普及率は68.9パーセントで、前年度比1.3ポイントの増となっております。

次のページになります。(3)事業収益に関する事項、(4)事業費用に関する事項については、後ほど明細書でご説明いたします。

183ページをご覧ください

(2)企業債の概況につきましては、表の一番右側の列に当年度末残高を記載しており、公共下水道事業で50億484万2,371円、個別排水処理事業で9億6,761万901円、農業集落排水事業で1億4,015万8,217円、合計で61億1,261万1,489円となっております。

次のページになりますが、(3)一時借入金の概況につきましては、水道事業会計から1億9,000万円、金融機関から5億円の借入れを行っております。

185ページをご覧ください。

185ページ、186ページは、令和6年度下水道事業会計キャッシュフロー計算書であり、現金の流れに着目して財務状況を表したものであります。

I業務活動によるキャッシュ・フロー、II投資活動によるキャッシュ・フロー、III財務活動によるキャッシュ・フローの合計が、186ページ中段の当年度における現金及び現金同等物の増加又は減少額で1億238万5,452円の増加となり、前年度末残高と合算した当年度末における現金及び現金同等物の残高は、一番下の行に記載のとおり1億406万2,548円であります。

187ページをご覧ください。

収益費用明細書であります。金額は消費税抜きの表記となっております。

初めに、収入であります。

1款公共下水道事業収益、1項営業収益、1目下水道使用料は、下水道使用料であります。

2目他会計負担金は、雨水処理に要する経費などに対する一般会計からの負担金であります。

2項営業外収益、3目他会計補助金は、一般会計からの補助金であります。

4目補助金は、公共下水道内水浸水想定区域図作成業務に係る社会資本整備総合交付金であります。

90目雑収益は、浄化センター管理棟に設置している水道施設監視装置に係る負担金などであります。

3項特別利益、90目その他特別利益は、令和5年度事業に係る消費税及び地方消費税還付金であります。

2款個別排水処理事業収益、1項営業収益は、個別排水処理施設使用料であります。

次のページになりますが、2項営業外収益、3目他会計補助金は、一般会計からの補助金であります。

3項特別利益、90目その他特別利益は、令和5年度事業に係る消費税及び地方消費税還付金であります。

3款農業集落排水事業収益、1項営業収益は、農業集落排水処理施設使用料であります。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金は、基金利息、3目他会計補助金は、一般会計からの補助金、4目補助金は、忠類浄化センターに係る維持管理適正化計画策定に対する国庫補助金であります。

189ページをご覧ください。

次に、支出であります。

1款公共下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費は、幕別本町地区及び札内地区の污水管及び雨水管の維持管理に係る費用などで、11節委託料のポンプ場の雨水排水処理場の維持管理のほか、汚泥運搬業務や清掃委託料、14節修繕料は公共ますの補修工事などあります。

2目ポンプ場費は、札内中継ポンプ場の維持管理に係る費用などで、11節委託料は、札内中継ポンプ場の維持管理委託料、16節動力費は、電気料であります。

3目処理場費は、幕別浄化センターの維持管理に係る費用で、次のページになりますが、11節委託料は、幕別浄化センターの維持管理委託料、16節動力費は電気料であります。

5目総係費は、職員1人分の人件費のほか、11節委託料の、公共下水道内水浸水想定区域図作成業務や会計支援業務委託料、26節負担金の下水道使用料収納業務等負担金として、水道事業へ支出したもののなどであります。

6目流域下水道管理運営費負担金は、流域下水道の維持管理のために十勝圏複合事務組合へ支出したものであります。

191ページをご覧ください。

8目資産減耗費は、汚水管の布設替えに伴い固定資産を除却した費用であります。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債の償還利息などであります。

90目雑支出は、令和6年度事業に係る消費税及び地方消費税の計算によって生じる費用であります。

3項特別損失、90目その他特別損失は、令和5年度公共下水道特別会計に係る消費税及び地方消費税の中間申告分及び過年度分の公共下水道使用料の不納欠損分であります。

2款個別排水処理事業費用、1項営業費用、1目浄化槽費は、浄化槽の維持管理に係る経費で、11節委託料の施設の保守点検業務と清掃業務、12節手数料は浄化槽法定検査手数料、汚泥収集運搬手数料などあります。

3目総係費は、11節委託料の企業会計支援業務などあります。

次のページになります。

5目資産減耗費は、浄化槽1基を撤去したことに伴う除却費であります。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債の償還利息であります。

90目雑支出は、令和6年度事業に係る消費税及び地方消費税の計算によって生じる費用であります。

3項特別損失、90目その他特別損失は、過年度分個別排水処理施設使用料の不納欠損分であります。

3款農業集落排水事業費用、1項営業費用、1目管渠費は、11節委託料の台帳修正業務や施設点検委託料、16節動力費の電気料などあります。

2目処理場費は、忠類浄化センターの維持管理に要する経費であります。

193ページをご覧ください。

11節委託料は、施設維持業務、保守点検業務委託料など、16節動力費は、電気料などあります。

4目総係費は、11節委託料の施設維持管理適正化計画策定業務委託料などあります。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債の償還利息であります。

90目雑支出は、令和6年度事業に係る消費税及び地方消費税の計算によって生じる費用であります。

3項特別損失、90目その他特別損失は、令和5年度の農業集落排水特別会計の事業に係る消費税及び地方消費税であります。

195ページをご覧ください。

資本収支明細書であります。

こちらも金額は、消費税抜きの表記となっております。

初めに、収入であります。

1款公共下水道事業資本的収入、1項企業債は、企業債の借入れ、3項1目他会計負担金は、雨水処理に係る企業債の償還金に対する一般会計からの負担金、4項1目他会計補助金は、一般会計からの補助金、6項補助金、1目国庫補助金は、社会資本整備総合交付金、7項1目負担金等は、下水道管布設に係る受益者負担金であります。

2款個別排水処理事業資本的収入、1項企業債は、企業債の借入れ、4項1目他会計補助金は、一般会計からの補助金であります。

次のページになります。

7項1目負担金等は、浄化槽設置に係る受益者負担金であります。

3款農業集落排水事業資本的収入、1項企業債は、企業債の借入れ、4項1目他会計補助金は、一般会計からの補助金、6項補助金、1目国庫補助金は、忠類浄化センター自家発電機の建設に係る農山漁村地域整備交付金であります。

10項1目基金繰入金は、農業集落排水事業に対する基金繰入金であります。

197ページをご覧ください。

次に、支出であります。

1款公共下水道事業資本的支出、1項1目建設改良費は、職員2人分の人件費のほか、11節委託料は、幕別中継ポンプ場整備実施設計委託料、24節工事請負費は、下水道処理区統合連絡管渠整備工事などあります。

2目流域下水道建設費負担金は、十勝川流域下水道浄化センターに係る建設改良に対する負担金であります。

2款個別排水処理事業資本的支出、1項1目建設改良費は、職員1人分の人件費のほか、次のページになりますが、24節工事請負費は、浄化槽設置に係る工事などであります。

3款農業集落排水事業資本的支出、1項1目建設改良費は、24節工事請負費の忠類浄化センター自家発電機室の建設などであります。

6項1目基金積立金は、基金から発生する利息分を基金に積み立てたものであります。

199ページと200ページは固定資産明細書、201ページから207ページまでは企業債明細書、208ページと209ページは注記であります。説明については割愛させていただきます。

以上で、幕別町下水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） この際、お諮りいたします。

本日の委員会は、全ての審査が終了するまで行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小田新紀） それでは、異議なしと認めます。

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 質疑がないようですので、下水道事業会計決算につきましては、以上をもって終了いたします。

これで、特別会計の審査を終了させていただきます。

ここで、暫時休憩とさせていただきます。

16：50 休憩

17：08 再開

[散会]

○委員長（小田新紀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の委員会におきまして、不穏当な言辞があったように思われます。

後刻、記録を調査の上、措置いたしますので、本日の委員会は終了いたします。

なお、明日10時から再開いたします。

17：08 散会

# 令和6年度

## 各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 令和7年9月19日 開会 10時00分 散会 10時06分

2 場 所 幕別町役場3階議場

3 出 席 者

① 委員 (15名)

島山美和	塚本逸彦	山端隆治	内山美穂子	長谷陽子	酒井はやみ
荒 貴賀	野原恵子	石川康弘	岡本眞利子	小島智恵	田口廣之
谷口和弥	藤原 孟	中橋友子			

② 委員長 小田新紀

③ 委員外議員 議長 寺林俊幸

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	伊藤博明
教 育 長	笹原敏文	代 表 監 査 委 員	八重柏新治
監 査 委 員	藤谷謹至	企 画 総 務 部 長	山端広和 (選挙管理委員会事務局長)
住 民 生 活 部 長	寺田 治	保 健 福 祉 部 長	亀田貴仁
経 済 部 長	高橋修二	建 設 部 長	河村伸二
会 計 管 理 者	武田健吾	忠 類 総 合 支 所 長	鯨岡 健
札 内 支 所 長	白坂博司	教 育 部 長	石田晋一
政 策 推 進 課 長	宇野和哉	総 務 課 長	西田建司 (選挙管理委員会書記長)
地 域 振 興 課 長	安田奈緒	糠 内 出 張 所 長	古山悌士

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 佐藤勝博 課長 岩岡夢貴 係長 渡辺 優

4 審査事件 令和6年度幕別町一般会計ほか5会計決算認定

5 審査結果 一般会計ほか質疑

6 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員会委員長

小田新紀

# 議 事 の 経 過

(令和7年9月19日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

○委員長（小田新紀） 昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開会いたします。

## [発言取り消しの申し出]

○委員長（小田新紀） ここで、藤原委員から、昨日、9月18日の決算審査特別委員会における発言に係わりまして、発言を求められております。

藤原委員の発言を許可します。

○委員（藤原 孟） 委員長に発言のお許しをいただきましたので、発言の一部取り消しについて申し上げます。

幕別町議会会議規則第68条の8の規定に基づき、令和7年9月18日の決算審査特別委員会における私の発言の一部取り消しについて、本特別委員会での許可をお願いするものでございます。

不穏当な発言でありましたので、ご理解の上、取消しの許可をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（小田新紀） ただいま、藤原委員から発言の一部を取り消したいとの申し出がありました。お諮りいたします。

申し出のとおり、発言の一部取り消しを許可すること及びこの発言に対する経済部長の一部の答弁について取消すことに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 異議なしと認めます。

したがって、藤原委員からの発言の一部取り消しの申し出を許可すること及びこの発言に対する経済部長の一部の答弁について取消すことに決定いたしました。

以上をもって、全会計の審査を終了いたします。

## [採決]

○委員長（小田新紀） これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号、令和6年度幕別町一般会計決算について、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり認定することに、決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第2号、令和6年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり認定することに、決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第3号、令和6年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり認定することに、決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第4号、令和6年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小田新紀) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり認定することに、  
決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第5号、令和6年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することに、ご異議  
ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小田新紀) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり認定することに、決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第6号、令和6年度幕別町下水道事業会計決算について、原案のとおり認定することに、ご異  
議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小田新紀) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり認定することに、  
決定いたしました。

以上をもちまして、本特別委員会に付託されました令和6年度幕別町各会計決算の審査が、すべて  
終了いたしました。

委員会の閉会にあたりまして、一言申し上げます。私の進行につたない部分もございまして、ご迷  
惑をおかけしましたことを、まず、お詫び申し上げます。

各委員におかれましては、3日間にわたり、熱心にご審査いただき、心からお礼を申し上げます。

また、理事者及び説明者におかれましても、審査の円滑な進行にご協力をいただき、誠にありがと  
うございました。

皆様のおかげをもちまして、本特別委員会に付託されました案件の審査を全て終了することができ  
ました。

皆さまのご協力に対し、心より感謝を申し上げます、お礼の言葉とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

[閉会]

○委員長(小田新紀) これをもちまして、令和6年度幕別町各会計決算審査特別委員会を閉会いたし  
ます。

10:06 閉会